

総量削減義務と排出量取引制度における
特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

2026（令和8）年2月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

第1部	本ガイドラインについて.....	1
第1章	本ガイドラインの目的.....	1
1	本ガイドラインの目的.....	1
2	本ガイドラインの位置付けと構成.....	2
第2章	本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期.....	4
1	本ガイドラインを利用する事業所.....	4
2	算定実施時期.....	8
3	オンラインによる各種手続き.....	11
第2部	特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定....	14
第1章	算定と検証の概要.....	14
1	算定のフロー.....	14
2	検証の意義.....	15
第2章	事業所範囲のとらえ方.....	16
1	考え方.....	16
2	具体的な方法.....	28
3	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い.....	33
4	事業所範囲の変更（第2計画期間以降に適用）.....	34
5	検証のポイント.....	37
第3章	排出活動・燃料等使用量監視点等の特定.....	40
1	考え方.....	40
2	具体的な方法.....	47
3	検証のポイント.....	54
第4章	燃料等使用量の把握.....	55
1	考え方.....	55
2	具体的な方法.....	57
3	検証のポイント.....	72
第5章	温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定.....	73
1	考え方.....	73
2	具体的な方法.....	88
3	検証のポイント.....	90
第6章	温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法.....	91
1	環境価値を有する再生可能エネルギーの取扱い.....	91
2	環境価値を移転した再生可能エネルギーの取扱い.....	91

3 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び製造した熱の 取扱い.....	92
4 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い.....	93
5 駐車場・倉庫・小学校などの原単位が小さい建物に関する取扱い（第2計画期間以 降に適用）.....	95
6 具体的な方法.....	108
7 検証のポイント.....	109
第3部 基準排出量の算定.....	111
第1章 基準排出量の算定.....	111
1 考え方.....	111
2 具体的な方法.....	119
第2章 基準排出量の変更.....	136
1 考え方.....	136
2 具体的な方法.....	139
参考資料 第1計画期間の基準排出量から第2計画期間の基準排出量への再計算.....	151
1 考え方.....	151
2 具体的な方法.....	151

【参考様式】

- A号様式 温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の削減義務期間における削減義務率について（通知）
- B号様式 再生可能エネルギー由来証書の利用届
- C号様式 小原単位建物の状況確認書
- D号様式 基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書
- E号様式 オンライン提出利用届出書（事業所）
- F号様式 オンライン継続利用確認書（事業所）

第 1 部 本ガイドラインについて

第 1 章 本ガイドラインの目的

1 本ガイドラインの目的

2008 年 6 月 25 日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度における、「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、排出量の確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した排出量の正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することを義務付けている。

本ガイドラインは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）別表第 1 の 3 [2](#) の知事が別に定める算定方法に関する指針であり、事業者側の視点から、事業者が特定温室効果ガスの排出量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順と、第三者に検証される際のポイントを記載し、もって本制度の実効性及び信頼性を高めることを目的とする。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、事業所の温室効果ガス排出量のうち燃料・熱・電気（以下、「燃料等」という。）の使用に伴って排出される CO₂ 排出量を総量削減義務の対象としており、これを「特定温室効果ガス」と呼ぶ。

特定温室効果ガスの排出量については、登録検証機関の「検証結果」を添えて東京都（以下「都」という。）に報告することを義務付けている。

一方、特定温室効果ガス以外の CO₂ 及び CO₂ 以外の温室効果ガスを本制度では「その他ガス」といい、その排出量については基本的には把握・報告のみを義務付けている。

また、再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量についても把握・報告のみを義務付けている。

特定温室効果ガス	<u>燃料等の使用に伴って排出される</u> CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者から供給された電気の使用 都市ガスの使用 重油の使用 熱供給事業者から供給された熱の使用 その他エネルギーの使用等 	報告対象となる温室効果ガス排出量	総量削減義務あり
その他ガス	<u>特定温室効果ガス以外の</u> CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の焼却 製品の製造・加工に伴い発生する CO₂ 廃棄物燃料の使用等 		総量削減義務なし
	CO ₂ 以外のガス	<ul style="list-style-type: none"> 重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンや N₂O 等 		
	水の使用、下水への排水			
<u>再生可能エネルギー</u>	<u>太陽光、風力、地熱等</u>			
<u>非化石燃料</u>	<u>水素、アンモニアの使用</u>			

本ガイドラインは、本制度における事業者向けの温室効果ガス排出量算定方法ガイドラインのうち特定温室効果ガス（燃料等の使用に伴って排出される CO₂）排出量の算定方法と検証の考え方を記載したものである。

(2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの目的について記載したものである。

本ガイドラインの目的、位置付け、本ガイドラインを用いて特定温室効果ガス排出量を算定しなければならない対象事業所及び算定実施時期について記載している。

第2部は、特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定方法について具体的に示したものである。

特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定に必要な、事業所範囲のとらえ方、排出活動の特定及び活動量等のモニタリング方法について順を追って記載している。

第3部は、特定地球温暖化対策事業所に指定された事業者が実施する基準排出量の設定について述べたものである。

加えて、本ガイドラインで書面等により行うこととしているものは、書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行うことができるものとする。

第2章 本ガイドラインを利用する事業所と算定実施時期

1 本ガイドラインを利用する事業所

(1) 本制度の対象となる事業所

本制度の対象は、エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上となった大規模事業所である。

各事業所は、事業所のエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上となったかどうかについて、本ガイドラインの第2部に記す方法に従って算定し判断しなければならない。

事業所のエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上となった場合（第2計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。指定を受けた事業所は、毎年度特定温室効果ガス排出量を算定し、検証を受けて、都に報告しなければならない。

この場合において、更に、年度の途中から使用開始された年度を除いて原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上の年度が3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける。特定地球温暖化対策事業所には、排出量の算定・検証に加えて、削減義務が生じる。

なお、第2計画期間以降は、エネルギー使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有することが確認された大規模事業所は指定相当地球温暖化対策事業所の指定を受け、削減義務対象外となる。ただし、削減義務の対象外であっても、大規模事業所の所有者として地球温暖化対策を推進する義務までがなくなるわけではないので、地球温暖化対策計画書の提出・公表等は必要である（排出量の検証は不要）。

指定相当地球温暖化対策事業所の要件等については、中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドラインに記す方法に従って確認する。

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

分類	要件
指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）
特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）
指定相当地球温暖化対策事業所 （第 2 計画期間以降に適用）	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの

(2) 本制度の義務者

本制度では、原則として「(1)の事業所の所有者」が義務を負う者となる。義務を負う者は本ガイドラインに従って特定温室効果ガス排出量を算定し、報告しなければならない。

ただし、次に示す者については、届出により所有者に代わり、又は所有者と共同して義務を負うことが出来る。

- ① 区分所有されている場合の管理組合法人
- ② 信託されている場合の信託受益者（証券化され、かつ、信託されている場合のSPC（特定目的会社）＝信託受益者を含む。）
- ③ 証券化され、かつ、SPCが直接所有している場合のアセットマネージャー
- ④ 証券化され、かつ、信託されている場合のアセットマネージャー
- ⑤ PFI 事業として整備されている場合のSPC
- ⑥ 主要なテナント事業者 ※ 所有者又は①から⑤、⑧と共同で義務を負う場合に限る。
（ア 特定テナント等事業者、イ 単独で5割以上排出している場合のテナント、ウ 複数で計5割以上排出している場合の複数のテナント）
- ⑦ 事業所の住居専有部及び共用部のみを所有する者（事業所の敷地内にあるマンションの区分所有者等） ※ 所有者又は①から⑤、⑧と共同で義務を負う場合に限る。
- ⑧ その他契約等により設備更新等の権限を有する者

～条例対象事業所の主な実施事項～

「指定地球温暖化対策事業所」、「特定地球温暖化対策事業所」及び「指定相当地球温暖化対策事業所」に義務付けられる主な実施事項は表 1-1 に示すとおりである。

指定地球温暖化対策事業所は、本ガイドライン第 2 部に基づいて算定した、前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の検証と届出が必要となる。また、この結果を踏まえて、削減目標を設定、対策計画の策定をするとともに、統括管理者・技術管理者を選任し、テナントが入居するビル等であればテナントとの協力体制を作り、これらを記載した計画書を提出する。

特定地球温暖化対策事業所は、指定地球温暖化対策事業所の実施事項に加え、特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される。

指定相当地球温暖化対策事業所は、指定地球温暖化対策事業所と同様の実施事項が課される。ただし、排出量の検証は不要である。

表 1-1 対象事業者の主な実施事項

分類	位置付け	実施事項
対策事業所 指定地球温暖化	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の算定・<u>再生可能エネルギー使用量の把握</u>（検証が必須） 前年度のその他ガス排出量の算定・<u>非化石燃料使用量の把握</u>（検証不要） 削減目標と削減計画の設定 統括管理者・技術管理者の選任 テナント事業者との協力推進体制 上記を記した計画書の提出・公表
対策事業所 特定地球温暖化	特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所	<ul style="list-style-type: none"> 上記「指定地球温暖化対策事業所」の実施事項 特定温室効果ガスの削減義務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基準排出量の申請 ➢ 削減対策の実施 ➢ 削減義務量不足分の取引による調達
対策事業所 指定相当地球温暖化	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有する事業所（第 2 計画期間以降に適用）	<ul style="list-style-type: none"> 上記「指定地球温暖化対策事業所」の実施事項（ただし、原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量・<u>再生可能エネルギー使用量</u>についての検証は不要）

2 算定実施時期

前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）及び指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所は毎年度、前年度の年間のエネルギー使用量及び特定温室効果ガス排出量の算定を本ガイドライン第 2 部に定める方法に従い算定し、その算定結果について検証機関の検証を受ける必要がある（2009 年度に提出する下記（1）及び（2）の届出等に係るものを除く。）。

その算定結果を記載する具体的な届出等及びその提出時期は、図 1-1 及び次に示すとおりである。

（1） 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書

2009 年度以降で、初めて前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった年度の 10 月末日までに提出する。

（2） 地球温暖化対策計画書

指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた年度から、原則として毎年度 11 月末日までに提出する。

なお（1）の届出において既に算定・検証済である年度の排出量等は、改めて検証を受ける必要はない。

（3） 基準排出量決定申請書

削減義務開始年度の 9 月末日までに提出する。

なお、（1）及び（2）の届出等において既に算定・検証済である年度の排出量等は、改めて検証を受ける必要はない。

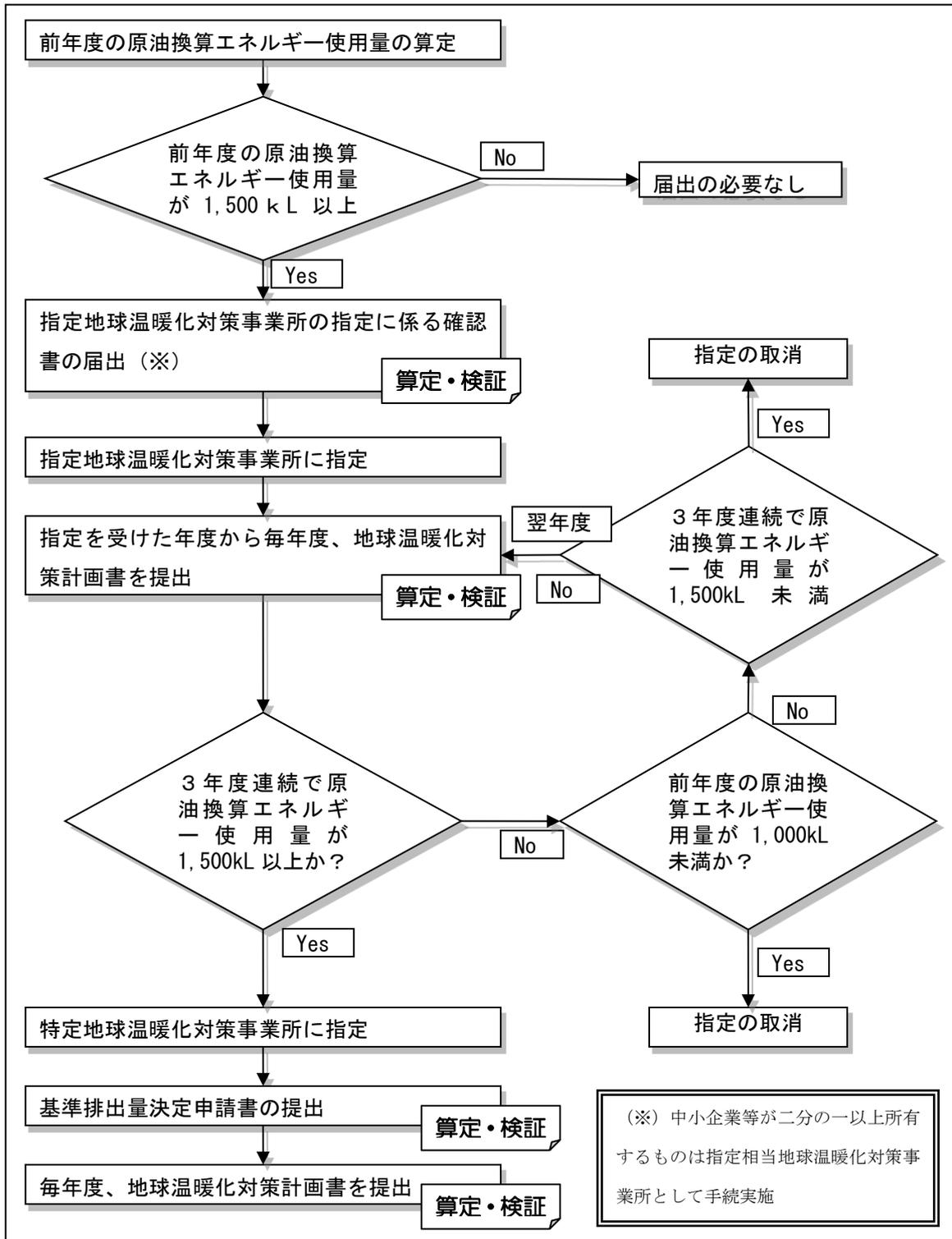


図 1-1 主な手続の流れと算定・検証の実施時期

<参考> 指定の時期と削減義務期間

原油換算エネルギー使用量が、1,500kL以上となる年度別に、対象事業所に指定される年度及び削減義務期間を整理すると次のとおりとなる。

3年連続 1500kL以上の 該当年度	第3計画期間					第4計画期間				
	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
R3-4	○	●	●	●	削減義務					
指定→特定		△指定	▲指定	条件付 特定	特定					
R4-5		○	●	●	●	削減義務				
指定→特定			△指定	▲指定	条件付 特定	特定				
R5-6			○	●	●	●	削減義務			
指定→特定				△指定	▲指定	条件付 特定	特定			
R6-7				○	●	●	●	削減義務		
指定→特定					△指定	▲指定	条件付 特定	特定		
R7-8					○	●	●	●	削減義務	
指定→特定						△指定	▲指定	条件付 特定	特定	
R8-9						○	●	●	●	削減義務
指定→特定							△指定	▲指定	条件付 特定	特定

○ : 原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上となった年度 (1年未満の稼働)

● : 原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上となった年度 (満1年間稼働)

△指定 : ○の年度に 1,500 kL 以上となった事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定される年度

▲指定 : ●の年度に 1,500 kL 以上となった事業所が指定地球温暖化対策事業所に指定される年度

(事業所からの届出(指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書)→知事による指定・通知)

条件付特定 : 特定地球温暖化対策事業所となる前年度に、通知を行った年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上になった場合に特定地球温暖化対策事業所となる旨の条件を付けて「特定地球温暖化対策事業所の指定」が通知される。

(事業者からの届出(地球温暖化対策計画書)→知事による指定・通知)

特定 : 特定地球温暖化対策事業所に指定される年度

■ : 削減義務の対象となる期間 (2010年度以降で特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から)

3 オンラインによる各種手続き

地球温暖化対策計画書提出書の提出など制度対象事業所が行う各種手続きにおいて、総量削減義務と排出量取引システムにより、オンラインで実施することが可能である。オンライン提出の利用開始に当たっては、オンライン提出利用届出書（紙（要押印））を事前に提出することが必要である。東京都にて当該届出書を確認して、利用開始登録後、システムにログインし、オンライン提出が可能な申請書（押印不要）をシステム上にアップロードすることが可能となる。

（1）オンライン提出に係る諸規定

オンライン提出に当たっての注意点等は、「表 1-2 オンライン提出に係る諸規定」とおりである。

表 1-2 オンライン提出に係る諸規定

	指定／特定／指定相当地球温暖化対策事業所
オンライン提出利用を届け出ることができる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地球温暖化対策事業者 ・ 指定相当地球温暖化対策事業者
東京都の標準処理期間	オンライン提出利用届出書を受理した日の翌開庁日から起算して 15 開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン提出利用届出書（E 号様式・要押印） ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※¹
提出時期	随時
手数料	無料
注意事項	事業者情報等に変更が生じた場合、以下書類の提出が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン提出利用届出書の再提出 事業所の届出義務者全員の変更、代理人の変更※²、事業所連絡先の法人変更※³の場合 ・ オンライン継続利用確認書の提出※⁴ 届出義務者の一部が変更した場合

※¹ 国及び地方公共団体である場合、または、本制度に係る他の手続きにおいて、既に提出しているものの記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合、印鑑証明書の提出を省略することができる。

※² 代理人が届出義務者及び連絡先法人と同一の法人の場合を除く

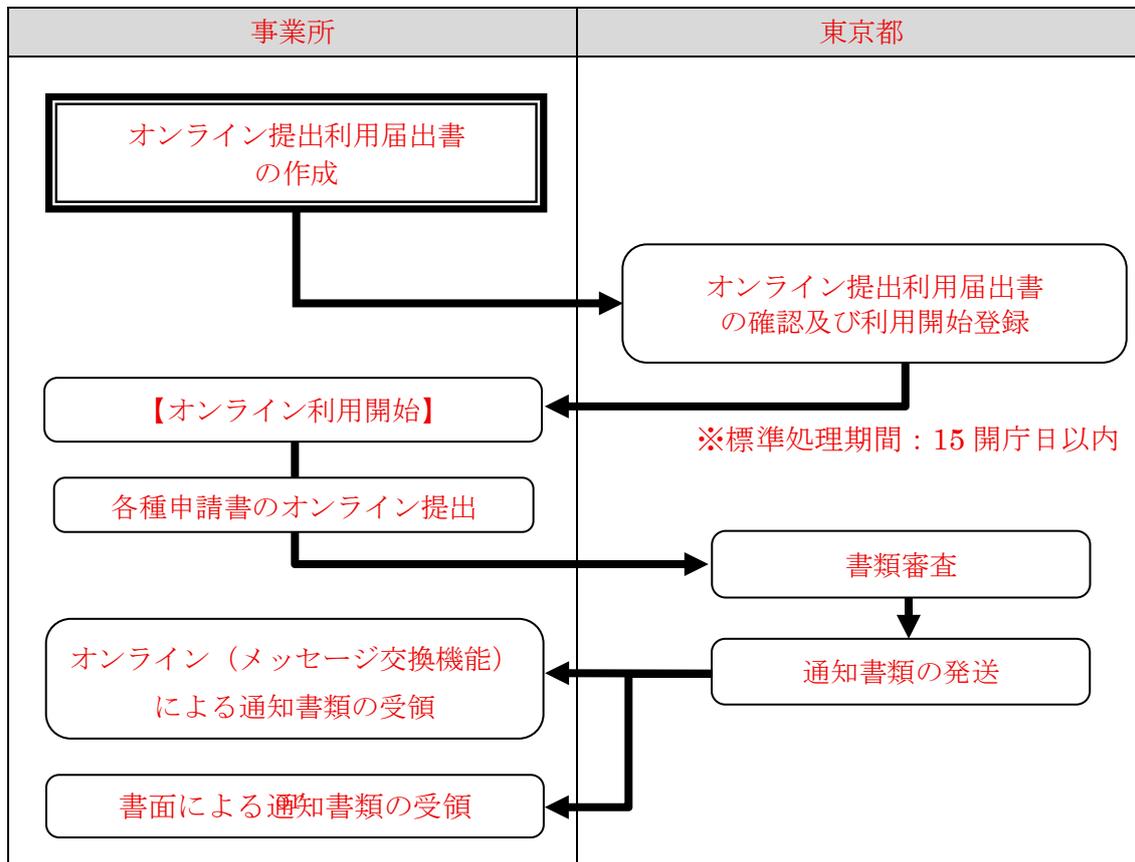
※³ 商号変更の場合を除く

※⁴ 「所有事業者等届出書」「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」と共にオンライン提出又は押印提出する場合に限る。

(2) オンライン提出開始手続の流れ

オンライン提出開始手続の流れについて図式化したものを「図1-2 オンライン提出開始手続の流れ」に記載する。なお、「オンライン提出利用届出書」等の各種申請様式は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

図1-2 オンライン提出開始手続の流れ



(3) オンライン提出が可能な書類

事業者連絡先において、オンライン提出が可能な書類は、表1-3のとおりである。

表1-3 オンライン提出が可能な申請書類

申請書類の名称
地球温暖化対策計画書
指定相当地球温暖化対策計画書
特定テナント等地球温暖化対策計画書*
特定テナント等相当事業者地球温暖化対策計画書*
検証結果報告書*
基準排出量決定申請書
基準排出量変更申請書
基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書

事業所区域変更申請書
優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書
優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書
所有事業者等届出書
指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書
指定地球温暖化対策事業者変更届出書
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書
その他ガス削減量モニタリング計画書
その他ガス基準排出量算定報告書
その他ガス削減量算定報告書
前事業者排出量把握申請書

※特定テナント等地球温暖化対策計画書、特定テナント等相当事業者地球温暖化対策計画書及び検証結果報告書は、事業所がオンライン提出可能な場合のみ特定テナント等事業者、特定テナント等相当事業者及び検証機関においてアップロードすることができる

(4) オンラインで通知の受領が可能な書類

事業所連絡先において、オンライン通知の受領が可能な書類は、表1-4のとおりである。

表1-4 オンライン通知が可能な通知書類※

通知書類の名称
指定/特定地球温暖化対策事業所指定取消通知書
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等該当（非該当）確認等通知書
削減義務期間及び削減義務量変更通知書
温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の第四期削減義務率から減ずる割合について（通知）
事業所区域変更非該当通知書
基準排出量決定通知書
基準排出量変更決定（拒否）通知
その他ガス削減量モニタリング計画承認（否認）通知書
その他ガス基準排出量承認（否認）通知書
その他ガス削減量承認（否認）通知書
弁明の機会の付与通知書

※オンライン通知の受領に同意した場合においても、運用上の都合により書面通知を行う場合がある。

第2部 特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

第1章 算定と検証の概要

1 算定のフロー

特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量は、次のフローに従って算定する。排出量の算定に当たっては、公正性、網羅性、正確性等を確保することが求められる。このため、本制度では本ガイドラインに記されたルールに従って算定を行う必要がある。本制度では、公正性、網羅性を確保するため、公的届出資料を多く引用する。

また、間違いなくルールに則って算定されているかについて、把握した資料を用いた第三者による検証も行う。第三者による検証を行うに当たり、例えば事業所範囲などほとんど変化がないと思われるものについても、変化がなかったことを検証する必要があることから、事業所範囲を確認できる根拠資料なども必ず全て用意しなければならない。

ステップ1 事業所範囲の特定

- 公共機関へ提出した届出・報告等を用いて「建物及び施設」を把握
- 公共機関へ提出した届出・報告等を用いて「エネルギー管理の連動性」「近隣の建物等」を確認
- 公共機関へ提出した届出・報告等を用いて事業所から除かれる部分を確認
- 確認した資料等の取りまとめ

ステップ2 排出活動等・燃料等使用量監視点の特定及び再生可能エネルギーの利用状況の把握

- 算定対象となる活動(燃料等の使用に伴って排出されるCO₂排出活動)の把握
- 算定対象から除く排出活動等の把握
- 各排出活動等に応じた燃料等使用量監視点の特定
- 確認した資料等の取りまとめ

ステップ3 燃料等使用量の及び再生可能エネルギー利用量の把握

- 燃料等使用量 及び再生可能エネルギー利用量の把握(購買伝票等による把握が基本)
- 燃料等使用量の単位換算
- 確認した資料等の取りまとめ

ステップ4 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

- 算定報告様式を用いて温室効果ガス排出量を算定
- 算定報告様式を用いて原油換算エネルギー使用量を算定
- 算定報告様式の取りまとめ

図 2-1 温室効果ガス算定のフロー

2 検証の意義

対象事業所には、本ガイドラインに従って排出量を算定し、報告することが求められるが、その算定結果の信頼性を担保するために、排出量算定実施事業者から独立した第三者検証機関による検証を受ける必要がある。検証の際には、事業者は要求された情報の提示、検証先事業所で現地における確認（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含む。以下同じ。）への対応等を行う必要がある。

本制度における、主たる検証のポイントは次のとおりである。

- ステップ1 事業所範囲の特定
 - 公共機関へ提出した届出・報告等に添付された資料等を用いて、建物及び施設を把握している。
 - 公共機関へ提出した届出・報告等に添付された資料等を用いて、エネルギー管理の連動性、近隣の建物等を適切に把握した上で、事業所の範囲を識別している。
 - 延床面積を適切に把握している。
- ステップ2 排出活動等の把握と燃料等使用量監視点の特定及び再生可能エネルギーの利用状況の把握
 - 要件を満たす燃料等使用量監視点を網羅的に特定している。
 - 再生可能エネルギー（事業所範囲内に設置される再生可能エネルギー設備から供給される電気又は熱、事業所範囲外に設置される再生可能エネルギー設備から供給される電気又は熱）の利用の有無、種類及び供給方法が把握されている。
- ステップ3 燃料等使用量及び再生可能エネルギー利用量の把握
 - データ採取、集計報告等のための算定体制が、算定報告様式に記されたとおりに組まれている。
 - 各燃料等使用量監視点に対応する年間12か月分の購買伝票等が揃っているなど、燃料等使用量が網羅的に把握されている。
 - 都市ガスの標準状態換算（第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ標準状態換算に換算するものとする。）、LPGの単位換算など、燃料等使用量の単位換算が適切に実施されている。
 - 事業所で利用されている再生可能エネルギーの利用量が網羅的に把握されている。
- ステップ4 特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定
 - 購買伝票等の数値から算定報告様式への転記ミスがない。
 - 本算定ガイドラインの規定に従って、排出活動別のエネルギー種が設定されている。

第2章 事業所範囲のとりえ方

1 考え方

(1) 事業所の定義

事業所とは「建物又は施設（以下「建物等」という。）」を指す。

また、条例では「エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の規則で定める所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす」とされている。つまり、「一棟の建物等全体」、「エネルギー管理の連動性のある建物等」及び「近隣の建物等」については同一の事業所とみなす。なお、住宅用途の建物（複合用途建物においては住宅用途の部分）は事業所の範囲から除外し、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所はそれぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する。

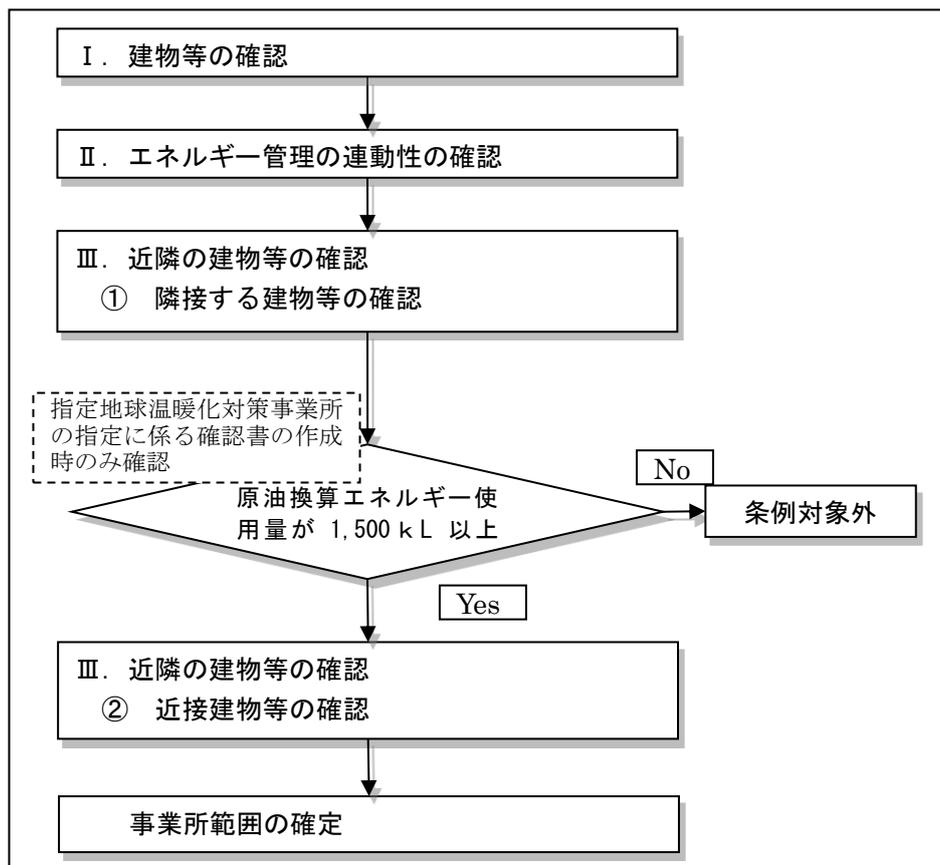


図 2-2 事業所範囲確定のフロー

(2) 建物等の定義

本制度の対象となる「建物」又は「施設」は、それぞれ次のものを示す。

- 建物：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建築物
- 施設：エネルギーを消費して、所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）

一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・ 区分所有建物以外の建物
主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- ・ 区分所有建物
区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

施設とは、例えば次に挙げるようなものを示す。原則として、建物又は施設の所有者を本条例において算定を実施する事業者とする。

施設の例
上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車場、工場敷地内の工作物（群）

(3) 一つの建物等における事業所の範囲

ア 区分所有者とテナント

本制度では原則として、一つの建物等全体を一つの事業所ととらえる。したがって、一つの建物等を複数の事業者が所有している場合についても、同様に建物等全体を一事業所とする。例えば、[図 2-3](#)に示すように、テナントが入居するビル、区分所有者が複数存在するビル等についても、一つの建物等全体を同一事業所とする。

したがって、建物等内のテナント、区分所有者が使用する部分を条例対象事業所から除外することはできない。

イ 住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の除外

一方、一つの建物等のうち、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する（除外対象となるのは、熱供給事業に用いられている施設並びに電気

事業用の発電所及び変電所のみであり、建物の自己熱源（ボイラー等）及び自家発電施設は除外されない。）。

また、住宅用途で利用されている部分は事業所の範囲から除外する。

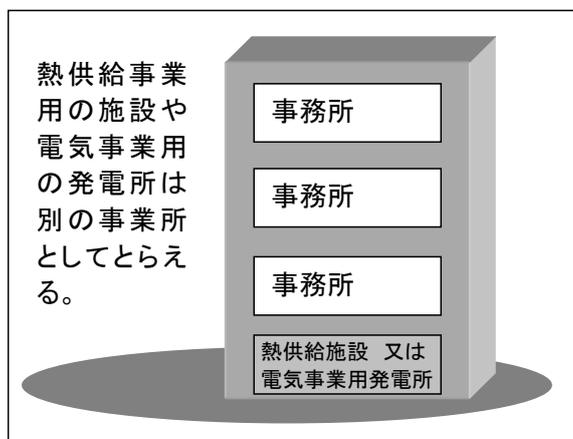
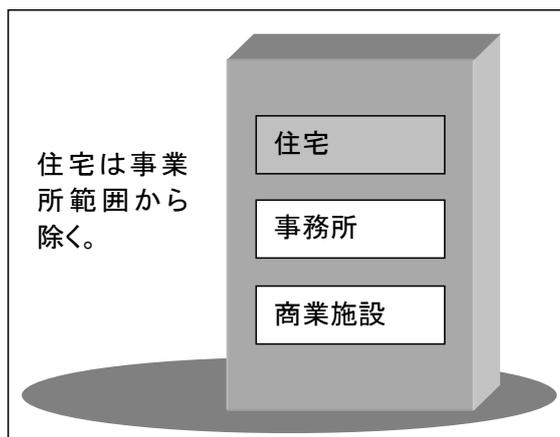
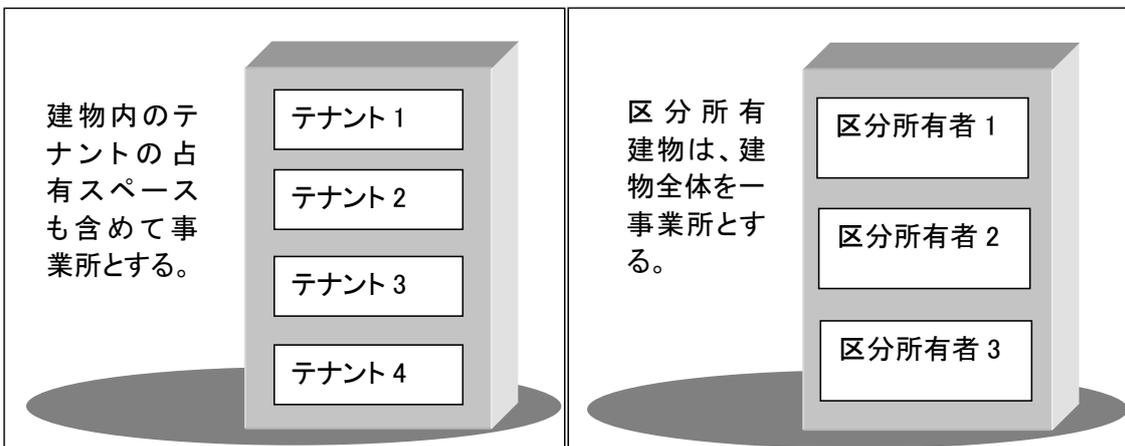


図 2-3 一つの建物等における事業所の範囲

(4) エネルギー管理の連動性のある建物等の扱い

「エネルギー管理の連動性」がある複数の建物等は、一つの事業所とする。

「エネルギー管理の連動性」とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。

具体的には、ある建物等内の受電点（高圧受電施設など）で電気を受け、さらに他の建物等に電力を供給している場合、地域熱供給の受入施設から複数の建物等に蒸気等を搬送している場合、ある建物等に付属する燃料タンクから、配管等で接続して、他の建物等への燃料供給を行っている場合などが該当する。

ただし、規則第3条の7第1項第1号ただし書の知事が別に定める場合として、エネルギーを供給している他の建物等へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合は、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる。この判断ができるのは、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書又は新たに他の建物等に燃料等を供給することとなった年度の翌年度に提出する地球温暖化対策計画書の提出時に限られる。また、これらの判断の対象年度の途中で他の建物等へのエネルギー供給を開始している場合には、その翌年度の年間の供給量も原油換算で15kL未満であることを確認する必要がある。15kL未満であることの確認は、原則として購買伝票又は特定計量器等による計量により把握したエネルギー供給量に基づき実施する。

なお、供給された都市ガスをボイラーやコージェネレーションシステムで燃焼させて発生した電気や蒸気を事業所外へ供給するなど、一度供給されたエネルギーを変換して送る場合は、エネルギー管理の連動性があるとはみなさない。

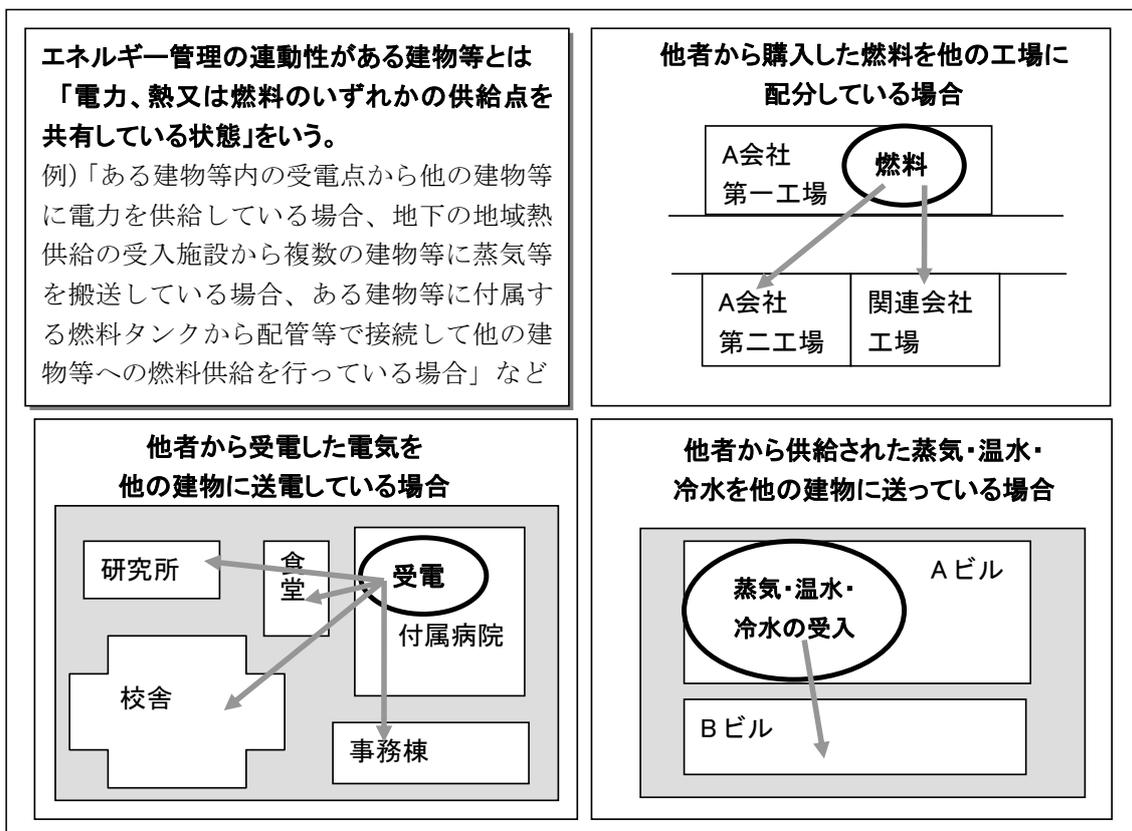


図 2-4 エネルギー管理の連動性のある建物等の取扱い

(5) 近隣の建物等の扱い

建物等において、共通の所有者が存在する「隣接（定義はアに後述）」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。ただし、ア(イ)の条件を満たす場合に限定される。

また、上記の隣接する建物等を併せた場合又は単独の建物等で、一年間当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上のときは、さらに「道路・水路を挟んで近接（定義はイに後述）」している建物等を把握する必要がある。

「道路・水路を挟んで近接」する建物等の把握についても「隣接」の判断と同様に、建物等において、共通の所有者が存在する「道路・水路を挟んで近接」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等を一つの事業所とみなす。ただし、イ(イ)の条件を満たす場合に限定される。

ア 隣接する建物等

(ア) 「隣接」の条件

「隣接」とは、次の2つのいずれかの条件を満たすものとする。

- 同一敷地内に存在すること。
- 隣接する敷地内に存在すること。

その際、上記の「敷地」は、次に指定する届出で提出された配置図に基づいて把握する。なお、工場立地法（昭和34年法律第24号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は水道法（昭和32年法律第177号）における届出がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告において提出された配置図の敷地の範囲よりも優先させる。

- 建築基準法における確認申請、計画通知又は定期報告において提出された敷地の範囲（定期報告は建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。）
- 工場立地法における工場の立地・変更に当たっての届出において提出された敷地の範囲
- 水道法における水道事業経営の認可の申請において提出された水道施設における敷地の範囲
- 下水道法で終末処理場又はポンプ場の事業計画の認可申請時に添付される図面における敷地の範囲
- 廃棄物処理法における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可において提出された敷地の範囲

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

ここで、「主たる使用者」とは、建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど、他人が使用していることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする（一時的にテナントが退去して空室となった場合などは、使用者は存在しないものとする。）。

なお、所有者については固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている市町村区内の不動産の一覧表）、建物の主たる使用者については所有者自身作成のテナントリスト等を、検証に利用する資料として準備することが望ましい。賃貸借契約等を行っていない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。

b 建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。ただし、「建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者（以下「施設の使用者」という。）が異なる」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。ここで、「施設の使用者」とは、自ら使用する場合は施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者等が想定される。なお、次の例に挙げるような者は「施設の使用者」に該当しない。

- ① 上下水道施設、廃棄物処理施設の管理業務受託者
- ② 施設の指定管理者

c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合は、一つの事業所としない。

d 施設と施設が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

イ 道路・水路を挟んで近接している建物等

(ア) 「道路・水路を挟んで近接」の条件

「道路・水路を挟んで近接」とは、それぞれの建物等の敷地が図 2-5 に示す関係にある状態をいう。図 2-6 の状態は「道路・水路を挟んで近接」に当たらない。ただし、水路を挟む場合、大きな河川を挟んでいるなど、事業所間の行き来が容易ではなく、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合は、「道路・水路を挟んで近接」としては取り扱わない。

なお、敷地の範囲は、アの隣接と同様、ア(ア)に示した「指定する届出で提出された配置図」に基づいて把握する。

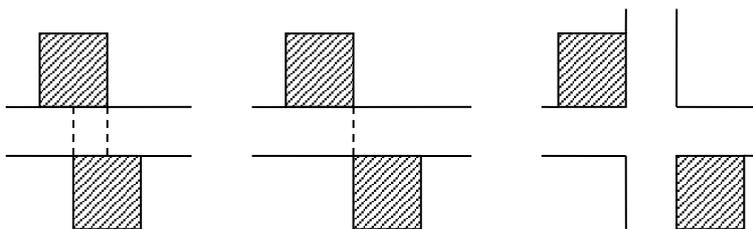


図 2-5 道路・水路を挟んで近接に該当する例

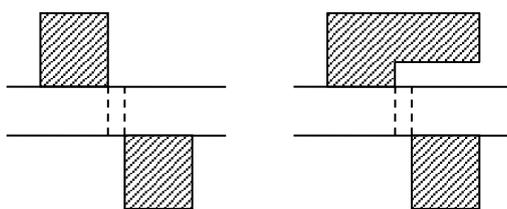


図 2-6 道路・水路を挟んで近接に該当しない例

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

ア(イ)に示した条件と同様である。

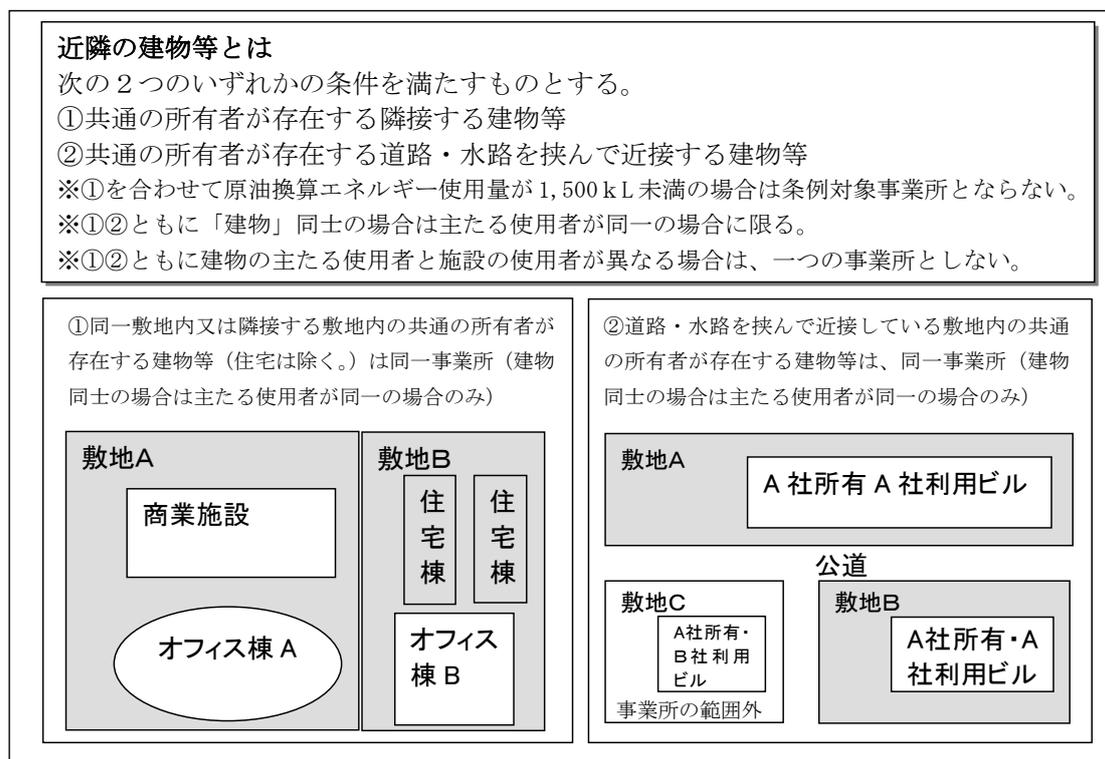


図 2-7 近隣の建物等の取扱い

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要①～

- 建築基準法における建築物の建築等に関する確認申請、計画通知又は定期報告
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第一条において、敷地の定義は、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう」とされている。

具体的な敷地の範囲は、個々の建築物に関して提出された確認申請（建築基準法第6条）、計画通知（建築基準法第18条）又は定期報告（建築基準法第12条）に添付される「配置図」に記されている。

建築基準法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別はこの「配置図」に基づいて行う。ただし、定期報告は、建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。

なお、届出の提出要件は次のとおりである。

- 確認申請及び計画通知の対象：次の条件により、新築及び増築時等に申請
主な特殊建築物
用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの
木造の建築物
3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
木造以外の建築物
2以上の階数を有する建物又は延べ面積が200㎡を超えるもの
- 定期報告の対象（都内）：不特定多数の人が利用する特殊建築物等（国等が所有又は管理する建築物を除く。）について、敷地、一般構造、構造強度及び防火・避難関係を用途・規模によって毎年又は3年毎に報告

- 工場立地法における届出

工場立地法第6条第1項に規定されている届出に「工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置」、「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」等に事業所の範囲を記す図面の添付が義務付けられている。

工場立地法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記二つのいずれかの図面に基づいて行う。

なお、工場立地法の届出の提出要件は次のとおりである。

- 事業所新設時（敷地面積9,000㎡又は建物建設面積3,000㎡以上の事業所のみ）
- 建屋の新設、建屋の売却等の変更時（変更後に敷地面積9,000㎡又は建物建設面積3,000㎡以上の事業所となる場合のみ）

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要②～

- 水道法における水道事業経営の許可

水道法第7条に基づく、水道事業経営の認可の申請をするためには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

水道法における水道事業経営の許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

- 下水道法における事業計画

下水道法第5条に基づく、第4条第1項の事業計画においては、「一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域」、「二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置」及び「三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力」を提出しなければならない。

下水道法における事業計画に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

<参考> ～敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要③～

● 廃棄物処理法における許可申請

(一般廃棄物処理業)

他人から委託を受けて一般廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第7条に基づき、区市町村長の許可を受けなければならない。次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業場の設置の場所
- 取り扱う一般廃棄物の種類

(産業廃棄物処理業)

他人から委託を受けて産業廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第14条に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業場の設置の場所
- 事業の範囲、事業の用に供する全ての施設

廃棄物処理法における許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

2 具体的な方法

次に示す手順で事業所の範囲を確定する。

(1) 建物等の把握

1(2)に記した定義により建物等を把握する。

なお、検証の際には、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法、廃棄物処理法若しくは熱供給事業法（昭和47年法律第88号）における届出等又はその他の根拠とする資料を検証機関から求められる場合がある。

(2) エネルギー管理の連動性の把握

エネルギー管理の連動性がある状態とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態をいう。具体的には次の手順で把握する。ただし、次に挙げる届出は、検証の際にあると望ましいものであり、算定時には必ずしも用意すべきものではない。

- ① 外部への電気供給点（受電点以外の外部連系点）を把握する。その方法としては、建物等の配電図を用いることが望ましい。
- ② 外部へのガス供給点を把握する。その方法としては、都市ガス事業者が作成した配管図を用いることが望ましい。
- ③ 地域熱供給の受入施設の有無を把握し、存在した場合は、その受入施設から外部への熱の供給の有無について把握する。その方法としては、空気調和設備系統図を用いることが望ましい。
- ④ 危険物施設、燃料貯蔵所等について、配管等の接続による建物等の外への燃料供給があるかを把握する。その方法としては、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく危険物施設の届出（東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出を含む。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく燃料貯蔵所の届出を用いることが望ましい。
- ⑤ 上記を把握した結果、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずにそのまま建物等の外へ供給している場合、その供給先の建物等について①～④について同様の作業を行う。
- ⑥ 把握された建物等について、一つの事業所とする。
ただし、エネルギーを供給している他の建物へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合、エネルギー管理の連動性がないものとしてとすることができる（1(4)参照）。

(3) 近隣の建物等の把握

ア 隣接する建物等の把握

隣接する建物等の把握については、次の手順のとおりに公的資料等に基づいて把握する。

- ① (2)までで一つの事業所とした敷地の範囲を把握する。
 - ② 同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が隣接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。
 - ・ 隣接する建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
 - ・ 隣接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと都が認める場合
- ※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を用いて把握することが望ましい（届出等は最新のもの参照する。）。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。また、検証の際に検証機関から、所有する建物等が網羅されているかを確認するため、固定資産の名寄帳等を求められる場合がある。
- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ 次に、隣接する建物等の例を記す。

- 建築基準法における確認申請又は定期報告の図面で、敷地が隣接している大学キャンパス内の建物

イ 原油換算エネルギー使用量の把握

この項目は、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を作成する際の排出量の算定時のみ把握する。

エネルギー管理の連動性のある建物等及び共通する所有者が存在する隣接する建物等について、後述の「排出活動・燃料等使用量監視点の把握」、「燃料等使用量の把握」及び「原油換算エネルギー使用量の算定」を行い、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であるかを把握する。

この結果、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の場合、道路・水路を挟んで近接している建物等のうち、共通する所有者が存在する施設並びに共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物及び建物の主たる使用者と施設の使用人が同一の建物等を把握する。原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上でない場合は、条例対象とならない。

※ 原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の建物等だけが道路・水路を挟んで近接していたとしても、それらを合わせて一つの事業所とはしない。

ウ 道路・水路を挟んで近接している建物等の把握

道路・水路を挟んで近接している建物等の把握については、次の手順のとおり公的資料に基づいて把握する。

- ① アまでで一つの事業所とした敷地と道路・水路を挟んで近接する敷地を把握する。
- ② 道路・水路を挟んで近接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が近接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。
 - ・近接する建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用人が異なる場合
 - ・近接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でない都认为する場合

※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を用いて把握することが望ましい（届出等は最新のもの参照する。）。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。また、検証の際に検証機関から、所有する建物等が網羅されているかを確認するため、固定資産の名寄帳等を求められる場合がある。

- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ ウまでで一つの事業所とした範囲に近接する建物等も同様に確認する。
- ※ 次に、近接する建物等の例を記す。

- 道路を挟んで近接しており、所有者と主たるテナント（共用部以外の床面積の半分以上を使用するテナント）が同じオフィスビルやテナントビル

（４）事業所に関するその他の情報の把握

ア 住宅用途建物、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の把握

1(1)にあるように、住宅用途建物は事業所に該当せず、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため事業所の範囲から除外する。そのため、住宅用途の範囲を把握する必要がある。また、地下等に設置された熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所について把握する必要がある。

その方法としては、建築基準法に基づく届出とともに提出された配置図・平面図（住宅用途の建物又は住宅用途の部分を示すもの）等により把握することが望ましい。

イ 延床面積の把握

建築基準法の届出等に基づいて、事業所の延床面積について把握する。

(5) 算定報告様式への記載事項

次の項目について、算定報告様式に記載を行う。なお、これらは、検証対象の項目である。

ア 事業所境界の図示

事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないと判断できる図を作成する必要がある。図示に当たっては、算定報告様式の記入例を参考に、当該事業所の範囲に接した敷地にある建物を確認できるよう明示する。

この際、事業所の敷地及びそれに含まれる建物及び施設が分かるように記載する。なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出することができる。

イ 事業所範囲と燃料等使用量監視点の図示

把握した事業所範囲を、算定報告様式の「事業所区域及び燃料等使用量監視点」の部分に図示する。図示に当たっては、算定報告様式の記入例を参考に、「事業所の範囲」、「事業所内の建物」及び「(第3章で把握する)燃料等使用量監視点」を明示すること。なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出することができる。

ウ 事業所の延床面積

建築基準法の届出等の一定の根拠資料に基づいて把握した延床面積を記載する。(建物の解体に伴い減少している面積がある場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第10条第1項又は第2項に基づく届出書を根拠資料として用いることができる。)

3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い

1(1)にあるように、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえる。

(1) 熱供給事業用の施設

熱供給事業用の施設の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が熱供給施設であることを把握する。その方法としては、熱供給事業法に基づく事業に係る申請書等を用いることが望ましい。
- なお、「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷蔵設備、循環ポンプ整圧器、導管その他の設備であつて、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう（熱供給事業法第2条第4項）。
- 他のプラントと導管が連結されている場合は、エネルギー管理の連動性があるものとして一つの事業所となる。

(2) 電気事業用の発電所及び変電所

電気事業用の発電所及び変電所の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が電気事業用の発電所又は変電所であることを把握する。その方法として、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。

4 事業所範囲の変更（第2計画期間以降に適用）

(1) 事業所範囲の変更とは

指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合又は新たに満たした場合は、事業所範囲の変更を申請することができる。

ア 事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が増加（増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。以下「事業所統合」という。）した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

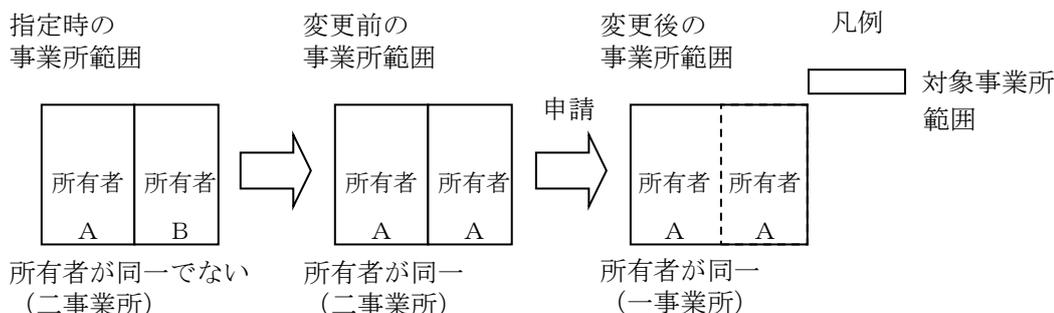


図 2-8 事業所統合時における事業所範囲の例

イ 事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が減少（以下「事業所分割」という。）した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

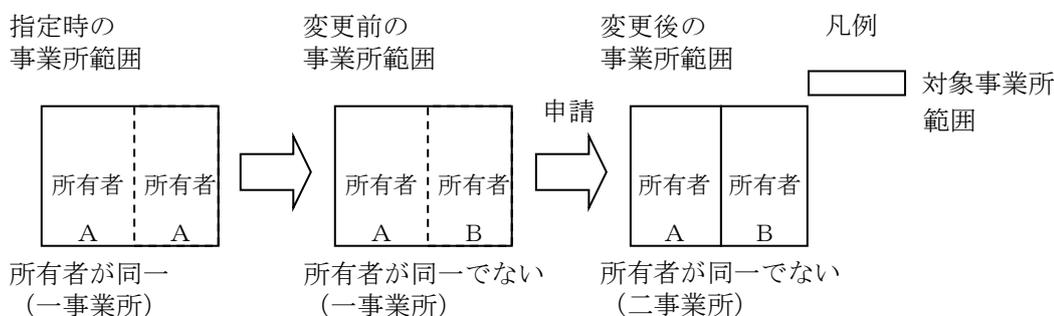


図 2-9 事業所分割時における事業所範囲の例

(2) 具体的な方法

事業所範囲の変更を申請する場合は、「1 考え方」、「2 具体的な方法」により建物等、エネルギー管理の連動性及び近隣の建物等を把握し、新たに変更後の事業所範囲を確定する。

(3) 事業所範囲の変更に伴う対象事業所

事業所範囲の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所は新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。ただし、変更後の事業所範囲において、申請の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未満又は申請の前年度末日における床面積が5,000 m²未満である事業所を除く。

また、新たな指定を受ける事業所範囲に、変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合は、併せて特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

上記以外の新たな指定を受けた指定地球温暖化対策事業所は、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の年度が変更前の対象事業所における年度を含めて3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

(4) 事業所範囲の変更の申請手続

事業所範囲の変更の申請手続は、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更が生じた年度の翌年度以降、任意の年度に申請できる。申請する場合は、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の4月1日から9月末日までに事業所区域変更申請書を提出する必要がある。

<参考> ~事業所範囲の変更に伴う対象事業所~

2027年度に事業所範囲の変更を申請し、決定された場合の対象事業所の扱いについて下記に例示する。

● 事業所統合 (例)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
				▽申請		
<u>① A事業所 (特定)、B事業所 (指定) → a事業所 (特定)</u>						
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消		
	B事業所	指定	指定	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
<u>② A事業所 (指定)、B事業所 (指定) → a事業所 (条件付特定)</u>						
変更前	A事業所		指定※(1年度)	⇒指定の取消し		
	B事業所	指定※(1年度)	指定※(2年度)	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		条件付 特定※(3年度)	特定	特定

※エネルギー使用量が原油換算で年間1,500 kL以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方。

● 事業所分割 (例)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
				▽申請		
<u>① A事業所 (特定) → a事業所 (特定)、b事業所 (特定)</u>						
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
	b事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
<u>② A事業所 (指定) → a事業所 (指定、1,500kL以上)、 b事業所 (指定、1,000kL以上1,500kL未満)</u>						
変更前	A事業所		指定※(1年度)	⇒指定の取消し		
変更後	a事業所	新規指定⇒		指定※(2年度)	条件付 特定※(3年度)	特定
	b事業所	新規指定⇒		指定	指定	指定

※エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方。

5 検証のポイント

検証の際には、事業所範囲の特定に利用した書類を検証機関に提示する必要がある。

なお、検証の際に提示する確認資料は、公的書類を基本とするが、公的書類が準備できなかった場合には、施工業者作成の図面などの他者が作成した資料や事業者自身が作成した資料に代えることができる。ただし、その場合は、信頼性の確保のために現地における確認を追加するなど検証の工数が増加し、検証にかかる時間等が増加する可能性がある点に留意されたい。また、公的書類等の確認書類は、書類の信頼性に問題がある場合を除き、複写での対応も可能とする。

表 2-1に、検証の際に提示する確認資料の例を示す。

表 2-1 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
建物又は施設の把握	建物又は施設が適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法の確認申請 ● 建築基準法の計画通知 ● 建築基準法の確認済証 ● 建築基準法の検査済証 ● 工場立地法の事業所新設時届出書類 ● 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類 ● 水道事業経営の認可の申請 ● 下水道事業計画許可申請 ● 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請 ● 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請 ● 建設リサイクル法第10条届出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の事業者が作成した図面（しゅん工図など） ● 自作の固定資産リスト（固定資産台帳など） ● 建築基準法の定期報告（建物の一部を示している場合があるので注意が必要）
エネルギー管理の連動性の把握	受電施設の他建物等との共有	<ul style="list-style-type: none"> ● （燃料等使用量監視点が判明する書類で把握） ● 配電図 ● ガス配管図 	
	都市ガスメーターの他建物等との共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 空気調和設備系統図 ● 消防法等に基づく危険物施設の届出 ● 高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出 	
	地域熱供給受入施設の他建物等との共有		
	燃料貯蔵所の他建物等との共有		

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
近隣建物の把握	敷地を適切に識別しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法、工場立地法、下水道法、廃棄物処理法又は下水道法における届出(最新の届出)とともに提出された配置図 	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者が作成した図面(しゅん工図など) パンフレットの配置図 住宅地図
	近隣の建物等の所有者の把握は網羅的になされているか。	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の名寄帳 事業所内建物等の不動産登記簿 	<ul style="list-style-type: none"> 自作の物件リスト
電所及び変電所の把握 住宅・熱供給施設・電気事業用発電所及び変電所の把握	住宅用途の建物等を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく配置図・平面図(住宅用途の建物又は住宅用途の部分を示すもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者が作成した図面(しゅん工図など) 自作の図面
	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所若しくは変電所の位置を示す図面 	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者が作成した図面 自作の図面

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点等の特定

1 考え方

(1) 排出活動

排出活動とは、事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動をいう。また排出活動のうち、特定温室効果ガス排出量の算定対象とする排出活動は、事業所の内部における化石燃料の燃焼などによる温室効果ガスの排出（直接排出）と、事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な温室効果ガスの排出（間接排出）である。

また、事業所内における排出活動のうち、少量排出活動（後述の「燃料等使用量監視点の特定」で記述する要件に該当しない排出活動）及び工事による燃料等の使用については、排出量の算定対象に含める必要はない。

また、事業所外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体への供給（陸電を含む。）、事業所外へのエネルギー供給（住宅用途、他事業所等への供給）などは、原則として算定対象から除外する。

(2) 削減活動

削減活動とは、温室効果ガスは排出しないが、再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の利用及び非化石燃料（水素やアンモニア等）の利用によって、事業所内の温室効果ガスの排出を削減する活動をいう。

(3) 算定対象となる排出活動

ア 排出活動

(ア) 直接排出（燃料の使用）

ボイラー、工業炉等の設備における化石燃料の燃焼等によって、直接的に温室効果ガスを排出する排出活動を直接排出と呼ぶ。本制度において対象となる化石燃料について表 2-2 に示す。

なお、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出は、焼却の熱をエネルギーとして使用した場合であっても、本制度の特定温室効果ガスの排出に含まない（ただし、その他ガスとしての報告対象にはなる。）。

表 2-2 化石燃料の種類

原油		
原油のうちコンデンセート (NGL)		
揮発油 (ガソリン)		
ナフサ		
灯油		
軽油		
A 重油		
B・C 重油		
石油アスファルト		
<u>潤滑油</u>		
石油コークス、 <u>FCC コークス</u>		
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	
	石油系炭化水素ガス	
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	
	その他可燃性天然ガス	
石炭	原料炭	<u>輸入原料炭</u>
		<u>コークス用原料炭</u>
		<u>吹込用原料炭</u>
	一般炭	<u>輸入一般炭</u>
		<u>輸入一般炭</u>
<u>輸入無煙炭</u>		
石炭コークス		
コールタール		
コークス炉ガス		
高炉ガス		
<u>発電用高炉ガス</u>		
転炉ガス		
都市ガス		
ジェット燃料油		
その他の燃料		

(イ) 間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用）

事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴って、間接的に温室効果ガスを排出する活動を間接排出と呼ぶ。

電気又は熱を外部から供給を受けて使用する場合には、対象事業所内では直接には温室効果ガスは排出されないが、その電気又は熱を発生させるために発電所又は熱供給施設で温室効果ガスが排出されている。このため、電気及び熱の使用は「間接排出」としてその排出量を算定する。

表 2-3 算定対象活動の種類（間接排出）

活動	内容
他人から供給された電気又は熱の使用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電気の使用 ➤ 産業用蒸気の使用 ➤ 産業用以外の蒸気の使用 ➤ 温水・冷水の使用

イ 削減活動

(ア) 再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用

事業所の内部及び外部から供給された、表 2-4 に示す再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱を対象とする。なお、特定温室効果ガス排出量算定報告書において報告を求める再生可能エネルギーの種類は表 2-5 に示すものとする。

表 2-4 再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱

供給方法		内容
<u>事業所範囲内からの供給</u>	<u>自家発電・発熱</u>	<u>事業所等の敷地内に設置した再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して事業所等に供給されたもの</u>
	<u>オンサイト型 PPA</u>	<u>事業所等の敷地内に設置した第三者保有の再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して事業所等に供給されたもの</u>
<u>事業所範囲外からの供給</u>	<u>自営線等</u>	<u>事業所等の敷地外に設置した再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して、事業所等に供給され</u>

供給方法		内容
		<u>たもの</u>
	<u>オフサイト型 PPA</u>	<u>事業所等の敷地外に設置した第三者保有の再生可能エネルギー設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る。）であって、直接事業所等に供給されたもの</u>
	<u>自己託送</u>	<u>再生可能エネルギー設備を用いて発電した電気であって、自営線等とは別の搬送方法で、当該再生可能エネルギー設備を設置する者の別の場所にある事業所等に供給されたもの</u>

表 2-5 特定温室効果ガス算定報告書において報告を求める再生可能エネルギーの種類

<u>太陽光</u>	
<u>風力</u>	
<u>地熱</u>	
<u>水力</u>	
<u>バイオマス</u> *1	<u>黒液</u>
	<u>木材</u>
	<u>木質廃材</u>
	<u>バイオエタノール</u>
	<u>バイオガス</u>
	<u>その他バイオマス</u>
<u>温泉熱</u>	
<u>雪氷熱</u>	

※1：バイオマスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないものは、環境価値を保有していないものとして取り扱う。

※2：海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱（ヒートポンプを除く）は、使用量の報告は任意とし、使用した場合は地球温暖化対策計画書にその内容を記載することが可能。使用量を計量している場合は、特定温室効果ガス算定報告書に記載することが可能。

(イ) 非化石燃料（再生可能エネルギーを除く。）の使用

事業所の特定温室効果ガスの排出量を削減するために使用された非化石燃料（水素、アンモニア）を対象とする。なお、非化石燃料を使用した場合は、その他ガス排出量算定報告書における報告対象となる。

ウ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される移動体からの温室効果ガスの排出については、算定対象とする。敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体起因する排出は算定対象から除く。

自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無により判断する。

また、[図 2-10](#)に敷地の範囲内の給油所で給油する自動車の場合の算定範囲の判断方法を示す。

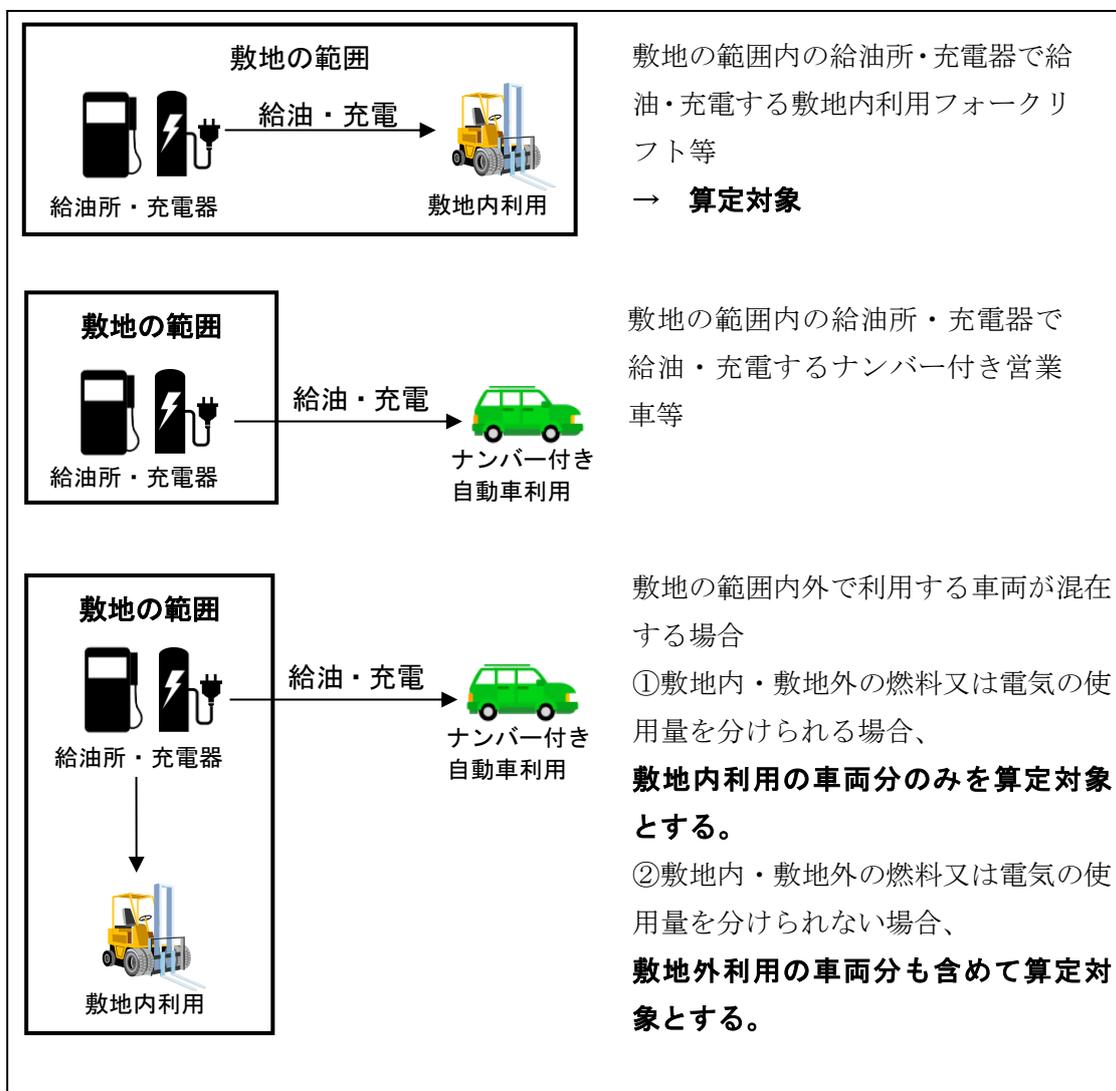


図 2-10 敷地の範囲内で給油する自動車の算定範囲

(4) 算定対象から除く排出活動

ア 算定対象から除く排出活動

次の排出活動については、原則として、算定対象から除外する。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握する（詳細は第4章2(2)イ 実測による把握方法に記載）ことが不可能である場合には、算定対象に含める。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

(ア) 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

駅においては、駅に併設された商業施設など鉄道輸送に必要なのない排出活動に係る燃料等の使用量が算定対象となる。

(イ) 住宅用途への供給

住宅用途（共用部も含む。）の部分への供給分は算定対象外とする。

なお、複合用途の建物については、住宅用途の範囲を建築基準法に基づく配置図、平面図（住宅用途の建物又は住宅用途のフロアを示すもの）等により把握することで、特定温室効果ガス排出量から除外する範囲を特定する。

なお、把握の際には建築基準法等の公的資料を用いることが望ましい。

(ウ) 他事業所への熱又は電気の供給

他事業所へ供給される熱及び電気に起因する排出量は、特定温室効果ガス排出量から除外する（ただし、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることはできない。）。

なお、第2章に示したとおり、他人から供給されたエネルギーを変換せずに事業所範囲外へ供給する場合は、供給先の建物をエネルギー管理の連動性がある建物等とするため、必然的に算定対象活動となる。

(エ) 事業所外で利用される移動体への供給

前述のとおり、対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体からの温室効果ガスの排出は算定対象外活動とする。

対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレートの取り付け有無による。

イ 算定対象から除くことができる排出活動

(ア) 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ、算定対象活動となる活動のうち、「燃料等使用量監視点の特定」（詳細は、(4) 燃料等使用量監視点の特定に記載）に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は少量排出とみなし、排出量に含める必要はない。

(イ) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等の使用による温室効果ガスの排出については、排出量から除外することができる。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により当該燃料等使用量を特定可能な場合に限る。

(5) 燃料等使用量監視点の特定

特定温室効果ガス排出量を算定するためには、これまでに述べた排出活動に関する「燃料等使用量」を把握する必要がある。

電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、燃料タンクなど、燃料等使用量を測定する箇所を「燃料等使用量監視点」と呼び、燃料等使用量監視点については、網羅的に把握する必要がある。

したがって、把握の際には表 2-6 「確認する書類」にあるような公的資料を用いることが望ましい。

なお、本制度における、特定温室効果ガス排出量は、「事業所内へ供給される燃料等起因の排出量」から「算定対象から除く排出活動起因の排出量」を差し引いて、事業所の排出量を算定する。このため、把握すべき燃料等使用量監視点は大きく「事業所内へ供給される燃料等使用量監視点（燃料タンク、受電点等）」と「算定対象から除く排出活動量監視点（他事業所への供給点等）」の2種類である。

また、事業所へ供給される燃料等については、購買伝票等により把握することを基本とするため（詳細は第4章 燃料等使用量の把握に記載）、購買伝票等と個々の燃料等使用量監視点との関連については明確にしておく必要がある。

再生可能エネルギーについては、その種類及び供給方法を把握する必要がある。
事業所範囲内の再生可能エネルギー設備については、基本的には発電設備や発電量又は発熱量を測定する箇所を網羅的に把握する必要がある。事業所範囲外については、購買伝票等、小売電気事業者等との契約書等により把握する必要がある。

2 具体的な方法

(1) 排出活動の把握

ア 算定対象活動の把握

1(1)に示した排出活動の考え方に従って、事業所範囲内のエネルギー使用の状況（排出活動）を把握する。なお、把握の際には、どのような燃料等を使用しているのかを把握し、燃料等の種類の漏れがないよう留意すること。

イ 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動の把握

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

逆に、駅において、算定対象となるのは、駅に併設された商業施設等における鉄道輸送に必要な排出活動のための燃料等の使用であるので、実際の手順としては、商業施設等の施設を把握し、算定対象とする。

ウ 算定対象から除くその他の排出活動の把握

住宅用途への供給、他事業所への電気や熱の供給及び事業所外で利用される移動体への供給は原則として算定対象から除き、少量排出及び工事のための燃料等の使用については、算定対象から除くことができる。事業者は、少量排出以外の自らが算定対象から除く排出活動を把握する必要がある。

なお、算定対象から除くことができるのは、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により算定対象から除く排出活動の燃料等使用量を特定可能な場合（詳細は第4章2（2）イ 実測による把握方法に記載）に限られる。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

(2) 削減活動の把握

1(2)に示した削減活動の考え方に従って、事業所範囲内の温室効果ガスは排出しないが、再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の利用によって、事業所内の温室効果ガスの排出を削減する活動状況を、再生可能エネルギーの種類ごとに把握する。

(3) 事業所内に供給される燃料等使用量監視点の特定

(1) 及び(2)で把握した、事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、外部から供給を受ける燃料タンク等）を把握する。事業所内で貯蔵して用いる燃料等はその貯蔵する場所を監視点とし、貯蔵しない燃料等についてはその使用量を特定できるメーターを監視点とする。また、事業所内で自家発電等している場合は、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気又は熱の製造設備、パワーコンディショナー、熱量計等）を把握する。

なお、表 2-6に記した要件を満たす燃料等使用量監視点を全て把握しなければならない。検証の際には、検証機関は可能な限り同表に記した「確認する資料」を用いて確認しなければならないため、これらの資料は、検証機関への提示が必要となる。

表 2-6 事業所内に供給される主な燃料等使用量監視点と確認する資料

種類		把握すべき燃料等使用量監視点の要件		確認する資料
直接 排出	燃料	気体・ 液体・ 固体燃料 (都市ガ ス及びLPG 以外のも の)	・消防法(昭和23年法律第186号)の危険物貯蔵所又は取扱所 ^{※1}	・消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出
			・火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)対象の少量危険物貯蔵取扱所 ^{※1}	・火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の届出
			・同指定可燃物貯蔵取扱所 ^{※1}	
		都市ガス	・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の第一種貯蔵所	・高圧ガス保安法の「貯蔵計画書」の届出
			・同第二種貯蔵所	
LPG	・一般ガス事業者から供給される都市ガスメーター	・ <u>しゅん工図書</u> の衛生図面		
間接 排出	電気	他人から供給される電気	・液化石油ガス販売事業者から供給されるLPG供給メーター	・液化石油ガス販売事業者提供のLPG供給設備図
			・液石法 ^{※2} における液化石油ガス設備工事届対象のLPG貯槽	・液化石油ガス設備工事届
			・高圧ガス保安法の規制対象の容器の置き場	・事業者又は第三者作成の配置図 ・購買伝票等
削減 活動	事業所 範囲内 からの 供給	他人から供給される熱	・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設	・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設を示した空気調和設備系統図(しゅん工図書の空調設備配管系統図等が望ましい。)
		自家発電・ 発熱	・事業所内に設置された再生可能エネルギー設備 ・計量器又はパワーコンディショナー	・ <u>しゅん工図書の単線結線図</u>
		オンサイ ト型PPA	・事業所内に設置された再生可能エネルギー設備	・ <u>しゅん工図書の単線結線図</u> ・ <u>オンサイトPPAによる電気供給契約書</u>

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

種類	把握すべき燃料等使用量監視点の要件		確認する資料
			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>購買伝票等</u>
事業所 範囲外 からの 供給	自営線等	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気の受電設備 ・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気と同様 ・自営線等で供給される電気・熱の供給契約書 ・<u>購買伝票等</u>
	オフサイト型 PPA	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気の受電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気と同様 ・<u>オフサイト型 PPA で供給される電気の供給契約書</u> ・<u>オフサイト型 PPA の再生可能エネルギーの種類を示す資料</u> ・<u>オフサイト型 PPA の再生可能エネルギーの種類がバイオマス由来であった場合のバイオマスの種類を示す書類</u> ・<u>購買伝票等</u>
	自己託送	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気の受電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気と同様 ・<u>発電量調整供給兼基本契約書に添付された受電地点発電場所を示す資料</u> ・<u>接続供給兼基本契約書に添付する供給地点及び供給先施設を示す資料</u> ・<u>(接続送電サービス料金等に係る) 購買伝票等</u>

※1：液体燃料の一つの系統に複数の貯蔵所、取扱所又は貯蔵取扱所が存在する場合には、外部から供給を受けるもののみを燃料等使用量監視点とする。

※2：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説①～

● 消防法における危険物貯蔵所・取扱所

引火性液体燃料、可燃性固体類を含む危険物を恒久的にある一定以上の数量（指定数量）に対して貯蔵・取扱を行う場合にその設備に対して危険物施設と適用され、危険物貯蔵所・取扱所に関する市町村長等への届出が必要となる。

本ガイドラインにおける排出活動に当たる化石燃料は、主に危険物第4類に含まれるため、危険物第4類の指定数量と物品名を参考として記す。

表 2-7 消防法危険物第4類

名	性質	指定数量	物品例
特殊引火物	—	50L	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトアルデヒド、酸化プロピレン
第1石油類	非水溶性液体	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサン、酢酸エチル、ベンゼン
	水溶性液体	400L	アセトン、アセトニトリル、(t)ブチルアルコール、ピリジン、ジエチルアミン
アルコール類	—	400L	メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール
第2石油類	非水溶性液体	1,000L	軽油、灯油、キシレン、酢酸アミル、スチレン、無水酢酸
	水溶性液体	2,000L	アクリル酸、アリルアルコール、酢酸
第3石油類	非水溶性液体	2,000L	クレオソート油、重油、アニリン、ニトロベンゼン
	水溶性液体	4,000L	エチレングリコール、グリセリン、メタクリル酸、酪酸
第4石油類	—	6,000L	ギヤー油、シリンダー油、潤滑油
動植物油類	—	10,000L	ヤシ油、オリーブ油

● 東京都の火災予防条例における少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所

消防法における危険物が指定数量未満を貯蔵する場合についても、表 2-7 に記した指定数量の $\frac{1}{5}$ 以上の危険物を貯蔵する場合については、当該貯蔵所については、火災予防条例に基づき、消防庁への届出が必要となる。これらは、少量危険物貯蔵取扱所と呼ばれる。

また、指定可燃物（わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの）を貯蔵する場合についても、火災予防条例により、消防庁への届出が必要となる。これらは、指定可燃物貯蔵取扱所と呼ばれる。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説②～

● 高圧ガス保安法における第一種貯蔵所、第二種貯蔵所

高圧ガス保安法により、容積が 3,000 m³（重量 30t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、その貯蔵所に関して都道府県知事の許可と貯蔵計画書の提出を受ける必要がある（第一種貯蔵所）。

また、容積が 300 m³（重量 3 t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合にも、同様に許可と貯蔵計画書の提出が必要となる（第二種貯蔵所）。

● 液石法における液化石油ガス設備工事届対象の LPG 貯槽

液石法により、貯蔵能力が 500kg 以上の LPG 貯槽（貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの）については、設置工事又は変更工事をする場合に届出が必要である。

● 高圧ガス保安法における容器の置き場

高圧ガス保安法における容器とは「高圧ガスを充てんするための容器であって地盤面に対して移動することができるもの」であり、刻印又は塗色が指定されている。この容器を置いている場所を「容器の置き場」とする（高圧ガス保安法の「容器置き場・貯槽」を含む）。また、貯槽とは「貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの」を指す。

なお「容器置き場・貯槽」は 300 m³（重量 3 t）以上の規模であれば、高圧ガス保安法の届出の対象となるが、届出の対象とならない規模のものであっても、同法の規制対象である貯蔵容量が 0.15 m³（重量 1.5kg）以上の規模の「容器の置き場」については、事業者自身が事業所内の化石燃料を貯蔵する容器の置き場を把握するものとする。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説③～

● 飲食を提供するイベント等で使用する LPG 容器の燃料等使用量監視点

常設でないイベント等において、調理を目的とした可搬式の LPG 容器を複数使用する場合、以下の条件を満たした場合に限り、燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

$$\text{LPG 容器を使用した店舗数} \times \text{イベント等の延べ開催時間} < 600$$

また、LPG 容器を使用した店舗数が明確でない場合は、イベント等での出店者数で判断する。

～燃料等使用量監視点の要件に関する解説④～

• 液化石油ガス販売事業者から供給される LPG 供給メーター（LPG 供給設備）

液石法では、液化石油ガス販売事業者に対して「LPG 保安業務（容器交換時供給設備点検（月 1 回以上））」として、LPG 供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター並びにこれらに準ずる設備）の検査を義務付けている。

このため、液化石油ガス販売事業者は、同法に位置付けられている LPG 供給メーターの場所、供給量等に関する情報を把握している。

• 他人から供給される電気の受電施設

他人から供給される電気の受電施設については、事業所内の配電図により確認する。

なお、電気事業法により、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する電気工作物のうち、一定規模以上の事業用電気工作物については保安規程の作成・届出が必要であり、保安規程（工事計画）の届出書類には「主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図」が添付されている。

• 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設

他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設については、事業所内の空気調和設備系統図により確認する。

(4) 算定対象から除く排出活動等の燃料等使用量監視点の特定

算定対象から除く排出活動がある場合、該当する排出活動別の燃料等使用量監視点を特定する。算定対象から除く排出活動の燃料等使用量監視点としては、次のものが挙げられる。

- 事業所外で使用される移動体へのエネルギー供給ポイント
(移動体に積載される冷凍・冷蔵機能付きのコンテナ等が一時的に事業所内に保管されている場合の当該コンテナへのエネルギー供給を含む。)
- 工事用途へのエネルギー供給ポイント
- 住宅用途・熱供給事業用の施設への供給ポイント
- 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点
 - 外部への供給量に関する監視点

(5) 算定報告様式への記載事項

ア 燃料等使用量監視点リスト

把握した燃料等使用量監視点全てについて、算定報告様式の「(4)燃料等使用量監視点」に、番号、排出活動等、燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成する。

イ 燃料等使用量監視点の位置の図示

把握した燃料等使用量監視点の位置を、算定報告様式の「(2)事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」に図示する。図示に当たっては、算定報告様式の記入例を参考にしながら、「(4)燃料等使用量監視点」の作成に用いた番号を活用すること。

なお、テナントが個別に供給を受ける都市ガスなど多数の燃料等使用量監視点がある場合については、省略の表示又は別紙に配置図を記載し、当該別紙を添付することで対応すること。

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-6 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。検証機関は、提示された確認書類により要件を満たす燃料等使用量監視点が網羅されているかについて把握する。また、必要に応じて現地における確認を行うことがある。

第4章 燃料等使用量の把握

1 考え方

(1) 算定のための組織体制

特定温室効果ガス排出量を適切に算定するためには、事業所範囲の特定（第2章に記載）、排出活動及び削減活動（燃料等使用量監視点）の特定（第3章に記載）、購買伝票等又は計量器による実測の記録等による燃料等使用量の把握（本章に記載）を本ガイドラインに示した方法に従って実施しなければならない。

特に、後述する月別の購買伝票等による把握や計量器による実測の記録等を漏れなく正確に実施するためには、日常的なデータ採取、集計、報告等のルールは明確化されている必要がある。このため、算定責任者及び算定担当者を設置し、算定報告様式に組織体制図を記して報告するものとする。

(2) 燃料等使用量の把握方法

第3章で把握した、排出活動及び削減活動（燃料等使用量監視点）ごとの燃料等使用量を把握する。

排出活動の燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購買量を基本とする。ただし、購買伝票等により把握不可能（燃料等の入手手段が取引によるものではなく、購買伝票等が元々存在しないような場合）であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

削減活動である、再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用量の把握は、事業所範囲内からの供給について、自家発電・発熱で供給される電気・熱の量は実測に基づく把握、オンサイト型PPAで供給される電気の量は、購買伝票等により把握する。また、事業所範囲外からの供給について、オフサイト型PPAや自己託送等で供給される電気・熱の量は、購買伝票等により把握した電気・熱の購買量とする。

なお、購買伝票等に基づき燃料等使用量を把握する場合、燃料等の購買量と実際の燃料等使用量（エネルギー使用量）の差（以下「在庫変動」という。）が生じるが、在庫変動を踏まえて算定することはできないものとする。

また、燃料の廃棄分については、取引又は証明に使用可能な計量器で計測した場合に限り、排出量から除くことを認める。

(3) 燃料等使用量の単位換算方法

特定温室効果ガス排出量の算定においては、算定式（算定報告様式）に適切な値を入力するために、購買伝票等や実測により把握するデータについて、燃料等使用量の単位換算を行う必要がある場合がある。

具体的には、蒸気を還流水の量で把握している場合には熱量に換算することが必要となる。

なお、都市ガスについては、「中圧供給／低圧供給」を確認し、標準状態への換算を行う必要がある（第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ換算を行う必要がある。）。また、LPGについては基準産気率を用いた重量への換算を行う必要がある。

ただし、これらの換算は、都が配布するエクセルの算定報告様式（以下「算定報告様式（エクセル）」という。）においては自動計算されるため、エクセルの所定のセルに購買伝票等に記載された燃料等使用量（エネルギー使用量）を入力すればよい。

2 具体的な方法

(1) 算定のための組織体制の報告

日常的にデータ採取、集計、報告等を実施するためのルール及び組織体制を構築し、「算定責任者」、「算定担当者」及び「算定体制」について、算定報告様式に記載する。

(2) 燃料等使用量の把握

ア 購買伝票等による把握

(ア) 把握方法

領収書、請求書、納品書等の購買伝票等で把握する。その際、必要に応じて月報などの内部資料との整合を見るなどして、購買伝票等に不足がないか確認する。なお、算定報告書には燃料等使用量監視点との対応を明確に記す必要がある。

(イ) 年間燃料等使用量の取扱い

年間燃料等使用量は各年度の4月分～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。

購買伝票等がどの月の値であるかの判断は、次の考え方により行い、毎回の算定時で同じ考え方になるようにする。

なお、購買の実績がない場合は、年間燃料等使用量を「^{ゼロ}0」とする。ただし、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合は、算定報告書の使用量記載欄を空欄とする。

また、削減活動である、再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用量のうち、オンサイト型 PPA、オフサイト型 PPA、自己託送等で供給された再生可能エネルギー電気・熱の量についても、上記と同様、購買伝票等による把握とする。

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの (配管等で連続的に供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	請求書等の購買伝票等に記載されている使用（請求対象）期間の日を含む月
不連続のもの (タンクローリー等で一定単位毎に納入されるもの)	重油、軽油、灯油等の燃料	納入された日を含む月又は請求のあった日を含む月

※購買の実績がない月は、原則として燃料等使用量を「^{ゼロ}0」とする。

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引*又は第三者等への証明*に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、ガス小売事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

～ 参考 購買伝票等の保管義務～

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間保管することが法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものがある（企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。）。

- ・ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の保存期間（商法第 19 条（商人の商業帳簿に関する規定））
 - 商業帳簿、営業に関する重要書類 10 年間
- ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）の保存期間（法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 59 条（帳簿書類の整理保存））
 - 帳簿等（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など） 7 年間
 - 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など） 7 年間
 - 証憑書類（請求書、領収書など） 7 年間
 - その他の書類 5 年間

～ 「購買伝票等」として認められるための基準等 ～

「購買伝票等」として認められる基準は、次のとおりである。

- 一定の間保管することが、法令により義務付けられた書類であること。
- 供給事業者が当該書類に記載された使用量の値について責任をもって証明する内容であること。
- 供給事業者で定める様式により作成されたもの（文書作成ソフトにより作成されたものを除く。）であること。この場合、供給事業者の社印等の押印は要しない。
- 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の都が認める方法によることも可能とする。

【購買伝票等として認められる証明書類の例】

 ○○電力株式会社 2021年4月1日				
2021年3月分				
電力ご使用量のお知らせ				
ご契約者名	株式会社 □□□			
ご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
ご契約電力	2,000kW			
ご使用期間	2021年3月1日～2021年3月31日			
時間帯区分	その他季節間	夏季昼間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
ご使用量	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち昼間	800,000kWh			
うち夜間	400,000kWh			

電気の使用量証明書類（例）

 ○○株式会社 2021年4月1日			
ガス使用量証明書			
ガスご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
事業所名	株式会社 □□□		
対象件数	1件		
契約お客様番号	12345		
月別供給量			
検計月	使用量(m3)低圧	使用量(m3)中圧	使用量(m3)合計
2020年4月	318	0	318
2020年5月	405	0	405
2020年6月	286	0	286

都市ガスの使用量証明書類（例）

なお、購買伝票等には、発行に際して費用が発生しないもの（無償）のほか、発行に際して費用が発生するもの（有償）がある。次に例を示す。

供給事業者	無償	有償
東京電力エナジーパートナー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ご使用量のお知らせ ・ビジネス TEPCO 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量証明（カスタマーセンター照会） ・電気使用量に関する証明書
東京ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスご使用量のお知らせ ・myTOKYOGAS ビジネス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス使用量に関する証明書

～ テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について ～

1 購買伝票等によるガス閉栓の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができる。

【購買伝票等による確認の例】

- ・ガス閉栓されていたことを示す資料
例) 移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ、
移転等精算ガス料金カード請求のお知らせ

2 購買伝票等に「閉栓」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、次に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースが存在する。

- ・既にガス栓が撤去されており、ガスメーターの現物が確認できず、閉栓時の記録等も存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定年度において閉栓されていたことが確認できない。

このような場合、例えば、次に示すような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能である。

【確認内容の例】(①と②を併せて確認する。)

① テナント退去の事実と時期を示す資料

例) テナント契約書、内装工事契約書

② ガス使用量を示す資料

例1) ガスご使用量のお知らせ、払込書

(テナント退去時点の指示数^{※1}と、次のテナント入居時点の指示数に変化がないことを確認する。)

※1：閉栓直前の検針時に発行された「ガスご使用量のお知らせ」における
今回指示数+閉栓後に発行される「払込書」における使用量

例2) ガス使用量実績 (テナントが [myTOKYOGAS](#) ビジネスに登録している場合^{※2})

(テナント退去時点以降のガス使用量がないことを確認する。)

※2：テナント退去後の [myTOKYOGAS](#) ビジネスの登録はできない。

ガス供給事業者に「ガス閉栓証明書」(有償)等の発行を求める前に、上記のような判断をすることができないか確認する必要がある。なお、「ガス閉栓証明書」(有償)は、あらかじめ書式が定められており、既定の記載項目以外の内容について追記はできない。

イ 実測による把握方法

購買伝票等により把握不可能であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

なお、計量法（平成4年法律第51号）では、特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したもの（検定の有効期間が定められている特定計量器にあつては、その有効期間内であるもの）を用いることを義務付けている。このため、実測の際に特定計量器を使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。

また、再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱の量のうち、事業所範囲内の自家発電・発熱で供給される電気・熱の量については、実測に基づく把握とする。なお、計量器については、取引又は証明に使用可能な計量器を用いるものとする。

ウ 新設時の購入分及び廃棄分の取扱い

次に掲げる量については排出量から除外できるものとする。ただし、廃棄分の除外は、除外量を購買伝票等の第三者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握できる場合に限る。

- ・非常用発電機のタンクの新設時の燃料購入量
- ・燃料の種類と当該燃料の廃棄量が確認できる廃棄分

～本ガイドラインにおける特定計量（特定計量制度）の取扱い～

本ガイドラインにおいては、計量法（平成4年法律第51号）で定められている特定計量器に、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定されている特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

（参考：「特定計量制度に係るガイドライン」（経済産業省））

～特定計量器一覧～

一	タクシーメーター
二	質量計のうち、次に掲げるもの
	イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
	(1) 目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)が十ミリグラム以上であって、目量標識の数が百以上のもの((2)又は(3)に掲げるものを除く。)
	(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が十ミリグラム以上のもの
	(3) 自重計(貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。)
	ロ 自動はかり
	ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅
	ニ 定量おもり及び定量増おもり
三	温度計のうち、次に掲げるもの(略)
四	皮革面積計
五	体積計のうち、次に掲げるもの
	イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
	(1) 水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
	(2) 温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
	(3) 燃料油メーター(揮発油、灯油、軽油又は重油(以下「燃料油」という。))の体積の計量に使用する積算体積計をいう。)のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの(五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。)
	(4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
	(5) ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの(実測湿式ガスメーターを除く。)
	(6) 排ガス積算体積計
	(7) 排水積算体積計
	ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
六	流速計のうち、次に掲げるもの(略)
七	密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの(略)
八	アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの(略)
九	流量計のうち、次に掲げるもの(略)
十	積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
十一	最大需要電力計
十二	電力量計
十三	無効電力量計
十四	照度計
十五	騒音計
十六	振動レベル計
十七	濃度計のうち、次に掲げるもの(略)
十八	浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの(略)

注) 網掛けは燃料等使用量の計測に関連が深いと考えられる計量器

エ 特例措置

(ア) 実測による場合の特例措置

a 特定計量器等の取扱い

第2計画期間以降（2015年度以降）の燃料等使用量の把握は、特定計量器等での実測に限り認めるものとする。

保守的な算定の適用範囲の排出活動に係る燃料等使用量について、やむを得ず、特定計量器等でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとする（P. 64参照）。ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない（表 2-8参照）。なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動等に係る燃料等使用量について、特定計量器等でない計量器で実測することは認められない。

なお、計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計）の場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

表 2-8 **第4**計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となった場合の例

第4計画期間				
2025	2026	2027	2028	2029
—	指定	指定	指定	特定
削減義務開始年度の前年度（2028年度末）までは、特定計量器等でない計量器での実測が可能（保守的な算定の適用範囲に限る。） ※特定計量器等でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。				削減義務期間（2029年度）からは、特定計量器等での実測又は保守的な算定

～燃料等使用量を実測により把握する場合の例～

燃料等使用量の実測による把握・算定の方法は、次の表のとおり、①対象とする排出活動が保守的な算定の適用範囲（P.64 参照）か、②当該事業所が削減義務開始前の事業所かによって異なる。

	保守的な算定の適用範囲	保守的な算定の適用範囲外
削減義務開始前の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定は不要 	特定計量器等での実測のみ （特定計量器等でない計量器での実測は不可）
特定地球温暖化対策事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定が必要 	

【事例】

	事例	把握方法	備考
①	削減義務開始前の事業所において、住宅用途への供給分（第3章1（4）ア）を実測により把握し算定から除外する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定は不要 	保守的な算定の適用範囲
②	特定地球温暖化対策事業所において、事業所外で利用される移動体への供給分（第3章1（4）ア）を実測により把握し算定から除外する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 ・ 保守的な算定が必要 	

b 保守的な算定方法

保守的な算定とは、本来特定計量器等で実測すべき燃料等使用量を、特定計量器等でない計量器で実測する場合に、実測した燃料等使用量に1.05又は0.95を乗じて算定した値を、当該燃料等使用量とする方法である。事業所の排出量として算定すべき排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量及び再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱であって環境価値を保有していないなど）の場合は、実測した燃料等使用量に1.05を乗じて算定する。事業所の排出量から除外すべき排出量（住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）及び再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量は、実測した燃料等使用量に0.95を乗じて算定する。なお、途中計算での端数処理は行わず、当該事業所の合計の排出量的小数第一位を切捨てて処理するものとする（第5章2（1）P. 85参照）。

<算定例1>

事業所で使用している電気使用量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が120,000kWhである場合、

$120,000 \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$ を当該事業所の燃料等使用量とする。

<算定例2>

事業所で一括受電した電気の一部を住宅用途の建物へ供給しているときの住宅用途への電力供給量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が6,800kWhである場合、

$6,800 \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$ を当該事業所の燃料等使用量から除外する。

c 保守的な算定の適用範囲

特定計量器等でない計量器で実測している場合に、保守的な算定を適用するものは、燃料の使用並びに他人から供給された電気及び熱の使用の「算定対象となる排出活動等（第3章1（3）ア、イ）」及び住宅用途への供給など「算定対象から除く排出活動（第3章1（4）ア）」である。

一方で、工事のための燃料等の使用など「算定対象から除くことができる排出活動（第3章1（4）イ）」は、特定計量器等での実測に限る。

保守的な算定の適用範囲の例を表 2-9に示す

表 2-9 保守的な算定の適用範囲の例

適用有無	対象の例	備考
適用有り (特定計量器等でない計量器で実測している場合、保守的な算定を適用するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ■「算定対象となる排出活動(第3章1(3)ア)」 ・直接排出(燃料の使用) ・間接排出(他人から供給された電気及び熱の使用) ■「算定対象となる排出活動(第3章1(3)イ(ア))」 ・再生可能エネルギー変換して得られる電気及び熱の使用 ■「算定対象から除く排出活動(第3章1(4)ア)」 ・駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動 ・住宅用途への供給 ・他事業所への熱又は電気の供給 ・事業所外で利用される移動体への供給 	特定計量器等でない計量器で実測している場合は、実測値に1.05又は0.95を乗じる。
適用無し (特定計量器等での実測に限るもの)	<ul style="list-style-type: none"> ■「算定対象から除くことができる排出活動(第3章1(3)イ)」 ・工事のための燃料等の使用 	特定計量器等でない計量器で実測している場合は、保守的な算定を適用できず、算定対象から除外することはできない。

～計量法と計量法施行令に基づく計量器の定期検査と有効期間～

取引若しくは証明における計量又は消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして「特定計量器」が計量法により定められている。

取引・証明に使用される「特定計量器」は、その構造・性能等が法令で定める基準に適合しているという「検定証印」又は「基準適合証印」（以下「検定証印等」という。）が必要である。

【定期検査】

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、都等の検査機関が行う定期検査を受けなければならない。なお、はかりなどが定期検査の対象となるが、はかりの場合、定期検査は2年に1回行うこととされている。

【有効期間】

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印等の有効期間は、その政令で定める期間（表 [2-10](#)）とし、その満了の年月が検定証印等に表示されている。

表 2-10 特定計量器の有効期間

特定計量器（抜粋）	有効期間
水道メーター	8年
温水メーター	8年
燃料油メーター	7年（一部5年）
液化石油ガスメーター	4年
ガスメーター	10年（一部7年）
積算熱量計	8年
最大需要電力計	7年（一部5年）
普通電力量計（定格電圧300V以下）	10年（一部5年）
普通電力量計（上記以外のもの）	5年
無効電力量計	7年（一部5年）

(3) 燃料等使用量の単位換算

ア 都市ガス

都市ガスは気体燃料であるため、同じ体積量でも圧力及び温度の条件によって絶対量に変化する。このため、測定の際の圧力及び温度を把握し、一定の条件にそろえるため標準状態へ換算する必要がある（第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ換算する必要がある。）。

都内のガス事業者により測定されているガス使用量（購買伝票等に記された使用体積量）は、メーターにより圧力補正がされている場合（中間圧以上の供給）とされていない場合（低圧の供給）との大きく2種類に分けられる。この、圧力補正の有無については、ガス事業者の供給約款又は次の表に従ったメーターの型番による識別により把握する。

メーターの圧力補正	供給圧力	メーターの型番の例
圧力補正なし	低圧用	頭文字が「N」（又は「R」「D」）
圧力補正あり	中間圧以上用	頭文字が「R」又は「D」

※メーターの型番の頭文字が「R」又は「D」のものは、一般的に中間圧以上用に用いられるが、低圧用にも使うことがあるので、購買伝票によりよく確認すること。

基準排出量の算定報告様式（エクセル）においては、「購買伝票等に記された使用体積」（実測）を入力し、「圧力補正の有無」をプルダウン上で選択することで、自動的に標準状態へ換算される。

参考までに、次に標準状態換算の算定式を記載する。

低 圧 用	$\text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] = \frac{101.325[\text{kPa}] + 2[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[^\circ\text{C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$
中 間 圧 以 上 用	$\text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] = \frac{101.325[\text{kPa}] + 0.981[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[^\circ\text{C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$

※本制度では、ガス使用状態の温度を15℃、低圧の供給圧力を2kPa、中間圧以上の供給圧力（圧力補正後）を0.981kPaとみなす。

イ LPG

LPG の使用量を気体の体積で実測している場合には、産気率で除することで重量単位の使用量を把握する必要がある。

算定報告様式（エクセル）においては、購買伝票等に記された単位（重量単位又は体積単位）をプルダウン上で選択し、購買伝票等に記された使用量を入力することで、自動的に適切な値に換算される。

参考までに次に、産気率について記載する。

<LPG の基準産気率（東京都）>
4.82 [m³/10kg]

～基準産気率とは～

基準産気率とは LPG10kg を完全気化させガスメーターを通過させた時の通過量を [m³] で表すものである。なお、基準産気率は LPG ボンベの周囲の気温で変化する事から、全国を4つの区分に分けそれぞれの地域ごとに数値を決めている。

また、この基準産気率は高圧ガス保安協会が全国で販売されている JIS 規格 1 種 1 号（民生用 LPG）の代表的な性状のものをサンプルし、実際に気化実験を行って求め、最終的に閣議決定されたものである。この値は公的なものであり軒先在庫の租税公課の計算値にも使用されている。

ウ 石炭

石炭の燃料等使用量については、使用した量を算定報告書様式に入力する。

この際、湿重量で重量を把握している場合においても、含水率を考慮して乾重量に換算する必要はない。

エ 他人から供給された熱

蒸気使用量が還流水重量[t]で購入伝票等に記載されている場合には、熱供給業者に熱量（GJ 単位）換算した使用量を問い合わせ、熱量換算した使用量を算定報告様式に入力する。

なお、参考として還流水重量[t]を熱量に換算する算定式を次に示す。

$$\text{使用熱量[GJ]} = (h_{\text{蒸気}}[\text{GJ/kg}] - h_{\text{還流水}}[\text{GJ/kg}]) \times \text{還流水量[kg]}$$

$$h_{\text{蒸気}} = h'[\text{GJ/kg}] + X \times (h''[\text{GJ/kg}] - h'[\text{GJ/kg}])$$

$$\left(\begin{array}{l} h' : \text{飽和水の比エンタルピー（蒸気の「温度」及び「圧力」を把握し、飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。）} \\ h'' : \text{飽和蒸気の比エンタルピー（同様に飽和蒸気の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。）} \\ X : \text{蒸気の乾き度} \end{array} \right)$$

※ $h_{\text{還流水}}$ については、還流水の温度を把握し、101.325kPa（1atm）の飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。

オ 都市ガス・LPG 以外の気体燃料

都市ガス・LPG 以外の気体燃料（天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス又は転炉ガス）の使用量を体積で把握している場合には、次の式のように、標準状態換算した値を算定報告様式に入力する。ただし、第4計画期間は、基準年度の排出量算定においてのみ換算を行うものとする。

$$\text{使用量(標準状態)}[\text{Nm}^3] = \frac{\text{気体燃料圧力[kPa]}}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + \text{気体燃料温度}[\text{C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$$

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-1 1 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。なお、購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。

表 2-1 1 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
算定体制の整備	データ採取、集計、報告等は明確にルール化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 算定責任者、担当者の名刺 社内組織図
	担当者等はルールを遵守しているか。	
	データは算定体制どおりに集計報告されているか。	
燃料等使用量の把握	把握した燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等(実測の場合はデータ)が取得されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 購買伝票等 実測結果(管理月報等)
	把握方法は、購買伝票等を優先して選択しているか。	—
	購買伝票等による場合、購買伝票等に漏れはないか。	<ul style="list-style-type: none"> 購買伝票等 月報等の社内資料との整合確認
	実測に基づく場合、取引又は証明に使用可能な計量器が使用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 計量器検査成績表 検定証印
	都市ガスの圧力補正の有無は適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> メーターの目視、情報通信技術 (ICT) を活用し、写真や動画等を用いた確認又は供給約款
	LPG の単位は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 購買伝票等
	その他燃料の単位換算は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> (各種算定資料)

第5章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

1 考え方

(1) 基本算定式

特定温室効果ガス排出量は、次の式を用いて算出した排出量の合計値とする。

<直接排出（燃料の燃焼）>

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×単位発熱量×排出係数×44/12^{*}

<間接排出（電気及び熱）>

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×排出係数

<再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用>

温室効果ガス排出量＝燃料等使用量×排出係数

※燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

※第4計画期間の都市ガスの特定温室効果ガスの「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定する。

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

<直接排出（燃料の燃焼）>

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量×単位発熱量×原油換算係数

<間接排出（電気及び熱）>

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量×一次エネルギー換算係数×原油換算係数

<再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用>

原油換算エネルギー使用量＝燃料等使用量^{*}×一次エネルギー換算係数×原油換算係数

※事業所範囲内から供給される再生可能エネルギー電気・熱の量は燃料等使用量に含めない。

(2) 単位発熱量・排出係数（直接排出）

ア 固体・液体・気体燃料（都市ガスを除く。）

各燃料の単位発熱量及び排出係数は、表 2-1 2 及び表 2-1 3 に示す標準値を用いる。なお、第1計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第1計画期間の排出係数を用い、第2計画期間及び第3計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第3計画期間の排出係数（第2計画期間と同値）を用いる。同表に記載のない燃料については、供給事業者が個別に証明する発熱量と排出係数を用いる。

第4計画期間については、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には、第3計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いるものとし、特定温室効果ガスの「年度排出量」の算定には、第4計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いる。

また、温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、同表に示す単位発熱量又は排出係数に相当する値として都が適切と認めるものを求めることができるときは、同表に示す値に代えて当該実測等に基づく値を用いることができる。

表 2-12 燃料の単位発熱量

燃料の種類	第1計画期間～第3計画期間		第4計画期間		
	単位	単位発熱量	単位	単位発熱量	
原油	kL	38.2 [GJ/kL]	kL	38.3 [GJ/kL]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	35.3 [GJ/kL]	kL	34.8 [GJ/kL]	
揮発油 (ガソリン)	kL	34.6 [GJ/kL]	kL	33.4 [GJ/kL]	
ナフサ	kL	33.6 [GJ/kL]	kL	33.3 [GJ/kL]	
灯油	kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.5 [GJ/kL]	
軽油	kL	37.7 [GJ/kL]	kL	38.0 [GJ/kL]	
A重油	kL	39.1 [GJ/kL]	kL	38.9 [GJ/kL]	
B・C重油	kL	41.9 [GJ/kL]	kL	41.8 [GJ/kL]	
潤滑油※	kL	/	kL	40.2 [GJ/kL]	
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	t	40.0 [GJ/t]	
石油コークス、FCCコークス	t	29.9 [GJ/t]	t	34.1 [GJ/t]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8 [GJ/t]	t	50.1 [GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	44.9 [GJ/千Nm3]	千m3	46.1 [GJ/千m3]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.6 [GJ/t]	t	54.7 [GJ/t]
	その他可燃性天然ガス	千Nm3	43.5 [GJ/千Nm3]	千m3	38.4 [GJ/千m3]
石炭	原料炭	t	29 [GJ/t]	t	/
	輸入原料炭	t	/	t	28.7 [GJ/t]
	コークス用原料炭	t	/	t	28.9 [GJ/t]
	吹込用原料炭	t	/	t	28.3 [GJ/t]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	t	/
	輸入一般炭	t	/	t	26.1 [GJ/t]
	国産一般炭	t	/	t	24.2 [GJ/t]
	輸入無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	t	27.8 [GJ/t]
石炭コークス	t	29.4 [GJ/t]	t	29 [GJ/t]	
コールタール	t	37.3 [GJ/t]	t	37.3 [GJ/t]	
コークス炉ガス	千Nm3	21.1 [GJ/千Nm3]	千m3	18.4 [GJ/千m3]	
高炉ガス		千Nm3	3.41 [GJ/千Nm3]	千m3	3.23 [GJ/千m3]
	発電用高炉ガス	千Nm3	/	千m3	3.45 [GJ/千m3]
転炉ガス	千Nm3	8.41 [GJ/千Nm3]	千m3	7.53 [GJ/千m3]	
ジェット燃料油	kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.3 [GJ/kL]	

※潤滑油（他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。）については、第3計画期間の単位発熱量が存在しないため、基準排出量算定で当該燃料種の排出量を算定する際は、第4計画期間の単位発熱量を用いること

表 2-13 燃料の排出係数

燃料の種類	第1計画期間～第3計画期間					第4計画期間	
	単位	排出係数			単位	排出係数	
		第1計画期間	第2・3計画期間				
原油	kL	0.0187	0.0187	[t-C/GJ]	kL	0.0190 [t-C/GJ]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	0.0184	0.0184	[t-C/GJ]	kL	0.0183 [t-C/GJ]	
揮発油 (ガソリン)	kL	0.0183	0.0183	[t-C/GJ]	kL	0.0187 [t-C/GJ]	
ナフサ	kL	0.0182	0.0182	[t-C/GJ]	kL	0.0186 [t-C/GJ]	
灯油	kL	0.0185	0.0185	[t-C/GJ]	kL	0.0187 [t-C/GJ]	
軽油	kL	0.0187	0.0187	[t-C/GJ]	kL	0.0188 [t-C/GJ]	
A重油	kL	0.0189	0.0189	[t-C/GJ]	kL	0.0193 [t-C/GJ]	
B・C重油	kL	0.0195	0.0195	[t-C/GJ]	kL	0.0202 [t-C/GJ]	
潤滑油*	kL			[t-C/GJ]	kL	0.0199 [t-C/GJ]	
石油アスファルト	t	0.0208	0.0208	[t-C/GJ]	t	0.0204 [t-C/GJ]	
石油コークス、FCCコークス	t	0.0254	0.0254	[t-C/GJ]	t	0.0245 [t-C/GJ]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	0.0163	0.0161	[t-C/GJ]	t	0.0163 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	0.0142	0.0142	[t-C/GJ]	千m3	0.0144 [t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	0.0135	0.0135	[t-C/GJ]	t	0.0139 [t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm3	0.0139	0.0139	[t-C/GJ]	千m3	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	0.0245	0.0245	[t-C/GJ]	t	
	輸入原料炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0246 [t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0245 [t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0251 [t-C/GJ]
	一般炭	t	0.0247	0.0247	[t-C/GJ]	t	
	輸入一般炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0243 [t-C/GJ]
	国産一般炭	t			[t-C/GJ]	t	0.0242 [t-C/GJ]
輸入無煙炭	t	0.0255	0.0255	[t-C/GJ]	t	0.0259 [t-C/GJ]	
石炭コークス	t	0.0294	0.0294	[t-C/GJ]	t	0.0299 [t-C/GJ]	
コールタール	t	0.0209	0.0209	[t-C/GJ]	t	0.0209 [t-C/GJ]	
コークス炉ガス	千Nm3	0.011	0.011	[t-C/GJ]	千m3	0.0109 [t-C/GJ]	
高炉ガス		千Nm3	0.0266	0.0263	[t-C/GJ]	千m3	0.0264 [t-C/GJ]
	発電用高炉ガス	千Nm3			[t-C/GJ]	千m3	0.0264 [t-C/GJ]
転炉ガス	千Nm3	0.0384	0.0384	[t-C/GJ]	千m3	0.042 [t-C/GJ]	
ジェット燃料油	kL	0.0183	0.0183	[t-C/GJ]	kL	0.0186 [t-C/GJ]	

※潤滑油（他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。）については、第3計画期間の排出係数が存在しないため、基準排出量算定で当該燃料種の排出量を算定する際は、第4計画期間の排出係数を用いること

イ 都市ガス

都市ガスは、対象年度における都市ガス事業者の単位発熱量及び排出係数を用いて、原油換算エネルギー使用量と特定温室効果ガスを算定する。

第1計画期間から第3計画期間で使用する単位発熱量及び排出係数は、表 2-1 4 及び表 2-1 5 に示す単位発熱量と排出係数を用いる。

第4計画期間については、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には、第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、原油換算エネルギー使用量の算定で使用する単位発熱量には、「40 GJ/千 m³」（都市ガス事業者の標準環境状態（温度が 25 度で圧力が一バールの状態に換算した状態）における単位発熱量の数値（GJ/千 m³）が把握できる場合はその数値）を用いる。

第4計画期間中の特定温室効果ガスの「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定するものとし、表 2-1 6 に示す排出係数を用いる。

表 2-1 4 第1計画期間から第3計画期間の都内の都市ガス事業者の単位発熱量

(GJ/千 Nm³)

事業者名	ガスグループ	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19~H27 2007~2016	H27~ 2016~
東京ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45
					45			
青梅ガス	6A	29.30235	29.30235	—	—	—	—	—
	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	43.12	43.12	43.12 [※]
43.12	45 [※]							
武陽ガス	6A	29.30235	29.30235	29.30235	29.30235	—	—	—
	13A	62.79075	62.79075	62.79075	62.79075	45	45	45
46.04655			46.04655	46.04655				
昭島ガス	13A	46.04655	46.04655	46.04655	46.04655	45	45	45
					45			

※ 「青梅ガス」の「都市ガス 13A」における、2016年度の単位発熱量について、2016年10月までの値は 43.12、2016年11月以降の値は 45 を用いるものとする。

表 2-15 第1計画期間から第3計画期間の都市ガスの排出係数 (t-C/GJ)

燃料の種類	第1計画期間～第3計画期間		
	単位	排出係数	
		第1計画期間	第2計画期間・第3計画期間
都市ガス	千 Nm ³	0.0138	0.0136

表 2-16 第4計画期間の都市ガスの排出係数 (t-CO₂/千 m³)

燃料の種類	第4計画期間		
	単位	排出係数	
		代替値	
都市ガス	千 m ³	対象年度の都市ガス事業者の数値 ^{※1}	2.05 ^{※2}

※1：対象年度の都市ガス事業者の排出係数は、国が公表する数値（ただし、国が公表しない場合、東京都が公表する数値又は都市ガス事業者が周知する知事の認定を受けた数値）を用いるものとする。把握できない場合に、事業所で算定した数値を使用することができる。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

※2：対象年度の都市ガス事業者の排出係数が使用できない場合は代替値（2.05 t-CO₂/千 m³）を用いる。

(3) 排出係数（間接排出）

ア 他人から供給された電気

他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、削減計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の間、固定するものとし、電気事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。なお、各計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

＜他人から供給された電気の排出係数（ <u>第1計画期間から第3計画期間</u> ）＞	
第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.382 [t-CO ₂ /千 kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千 kWh]

※東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された都内に電気を供給する一般電気事業者及び新電力の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は、2005から2007年度までの3か年度平均値、第2計画期間の排出係数は、2011及び2012年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014から2016年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きな離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

第4計画期間の他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には第3計画期間の排出係数を用いるものとし、「年度排出量」の算定には、事業所で契約する電気事業者等ごとの排出係数を用いる。

＜他人から供給された電気の排出係数（ <u>第4計画期間</u> ）＞	
基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
<u>0.489 [t-CO₂/千 kWh]</u>	<u>対象年度の電気事業者等ごとの数値[※]</u>

※対象年度の電気事業者等ごとの排出係数は、東京都が別に公表する数値又は電気事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。

※上記で把握できない場合に、事業所が「(5)発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定」に準じて算定した数値を使用することができる。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

※対象年度の電気事業者等ごとの排出係数が把握できない場合は、基準排出量の算定用の排出係数を代替値として用いる。ただし、当該代替値よりも実排出係数の数値が大きいこと等を理由に、実排出係数を故意に算定しないなど、代替値を用いることが適切でない場合は、東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された、都内に電気を供給する小売電気事業者及び一般送配電事業者の実績値の最大値を代替値として用いる。

イ 他人から供給された熱

他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、削減計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、各計画期間（第1計画期間から第3計画期間）の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

＜他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の排出係数＞	
第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]

※地球温暖化対策計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は2006年度の上位30%値で設定した。
東京都エネルギー有効利用計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第2計画期間の排出係数は2011及び2012年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014から2016年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きな離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

第4計画期間の他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、特定温室効果ガスの「基準排出量」の算定には第3計画期間の排出係数を用いるものとし、「年度排出量」の算定には、事業所で契約する熱供給事業者等ごとの排出係数を用いる。

＜他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の排出係数（第4計画期間）＞	
基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
<u>0.060 [t-CO₂/千 kWh]</u>	<u>対象年度の熱供給事業者等ごとの数値*</u>

※対象年度の熱供給事業者等ごとの排出係数は、東京都が別に公表する数値又は熱供給事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。

※上記で把握できない場合に、事業所が「(5)発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定」に準じて算定した数値を使用することができる。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

※対象年度の熱供給事業者等ごとの排出係数が把握できない場合は、基準排出量の算定用の排出係数を代替値として用いる。

清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については排出量算定の対象外となる。

～排出量算定に使用する排出係数の把握方法～

第4計画期間からは、大規模事業所の再生可能エネルギー利用を促進するため、排出量算定にあたって、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う排出量と当該事業所での都市ガスの使用に伴う排出量については、当該事業所が契約する電気供給事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者等）、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者の排出係数を用いて算定する。

すでに都が実施している「東京都エネルギー環境計画書制度」の対象事業者である、都内に電気を供給する小売電気事業者の排出係数については、「東京都エネルギー環境計画書制度」にて排出係数を把握し、都が公表している。それ以外については、東京都地球温暖化対策告示（平成二十一年東京都告示第一二二六号）の第2条第1項から第3項に基づき、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量と当該事業所での都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に使用する電気供給事業者（東京都エネルギー環境計画書制度対象事業者は除く）、熱供給事業者及び都市ガス供給事業者（国へ排出係数を報告する事業者は除く）の排出係数を報告する制度を設け、報告を受けた排出係数を公表している。

大規模事業者は、電気、熱、都市ガスの排出係数を以下に示す方法で確認し、排出量を算定する。

燃料種等	排出係数把握方法		
	公表値	報告書兼同意書	自己算定※
電気	毎年度、都のホームページ上に公表される年度排出量算定に使用できる排出係数を確認する。	供給事業者から提示された、電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組みで報告された「排出係数等報告書兼同意書」（都により排出係数適合の確認されたもの）の写しを確認する。	公表値及び申請書で排出係数が確認できない場合であって、供給事業者から提供されたデータや事業所内データ等を用いて、事業所自らが排出係数を算定する（自己託送や外部供給に関する排出量算定に使用する排出係数等を想定）。
熱			
都市ガス	国の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で公表される排出係数を確認する。		

※算定方法の妥当性については、検証対象となる。

(4) 排出係数（再生可能エネルギー変換して得られる電気及び熱の使用）

再生可能エネルギー変換して得られる電気及び熱の排出係数は、第4計画期間から、再生可能エネルギーの種類によらず一律に、「0」を用いる。ただし、環境価値を保有していない再生可能エネルギー変換して得られる電気及び熱の排出係数は、東京都が公表する東京都内に供給される電気又は熱の排出係数の平均値（以下、都内平均排出係数という。）を用いる。

<u><都内平均排出係数></u>	
<u>電気</u>	<u>熱</u>
<u>東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された、都内に電気を供給する小売電気事業者及び一般送配電事業者の実績値を基に設定</u>	<u>地域における脱炭素化に関する計画制度に基づき報告された、都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に設定</u>

(5) 発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定

ア 算定方法

発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給（以下「事業所外供給」という。）する場合については、制度対象者自身が発電した電気又は発生させた熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、事業所外供給の量に乗じたものを事業所外供給に関する排出量とし、この量を特定温室効果ガス排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

なお、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることができないので、この算定は適用しない。

$$\text{事業所外供給に関する排出量}[\text{t-CO}_2] = \text{電気供給量又は熱供給量}[\text{千 kWh, GJ}] \times \text{単位供給量当たりの排出係数}[\text{t-CO}_2/\text{千 kWh, t-CO}_2/\text{GJ}]$$

イ 事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

次の式に従って、事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

なお、第4計画期間から、単位供給量当たりの排出係数を作成する際に使用する単位発熱量及び排出係数は、特定温室効果ガスの基準年度の排出量の算定には第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、特定温室効果ガスの年度排出量の算定には第4計画期間の単位発熱量と排出係数を用いる。

<電気>

単位電気供給量当たりの排出量[t-CO₂/千 kWh]

$$= \frac{A \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/kL, GJ/m}^3, \text{GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数[t-C/G]} \times \frac{44}{12}}{\text{当該設備で発電した電力量[千 kWh]}}$$

A : 発電のために投入した燃料使用量[t, kL, m³ 又は Nm³]

<熱>

単位熱供給量当たりの排出量[t-CO₂/GJ]

$$= \frac{B \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/kL, GJ/m}^3, \text{GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数[t-C/G]} \times \frac{44}{12} + C \times \text{排出係数[t-CO}_2\text{/千 kWh]}}{\text{当該設備で発生させた熱の量[GJ]}}$$

B : 熱の発生のために投入した燃料使用量[t, kL, m³ 又は Nm³]

C : 当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量[千 kWh]

～他人から供給された電気が含まれている場合の例～

発電した電気と他人から供給された電気を合わせて事業所外へ供給する場合、以下の方法で事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を算定する。

ステップ1：各電力源のCO₂排出量を算出

・発電した電気のCO₂排出量 = 発電した電気量 × 発電した電気の排出係数^{※1}

・他人から供給された電気のCO₂排出量 = 他人から供給された電気量 × 契約電力の排出係数^{※2}

※1：「(5)イ事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成」に示す方法で算定した排出係数を使用

※2：「(3)ア 他人から供給された電気」に示す排出係数を使用

ステップ2：全体の電気量とCO₂排出量を算出

・全体の電気量 = 発電した電気量 + 他人から供給された電気量

・全体のCO₂排出量 = 発電した電気のCO₂排出量 + 他人から供給された電気のCO₂排出量

ステップ3：合わせた排出係数を算定

・単位電気供給量当たりの排出量[t-CO₂/千kWh]

= 全体のCO₂排出量 ÷ 全体の電気量

他人から供給された電気が複数の場合や再生可能エネルギーを変換して得られる電気が含まれる場合も、同様の方法で算定する。

ウ コージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

コージェネレーションシステムにより製造した熱又は電気を事業所外供給している場合は、投入した燃料使用量から算定される排出量を熱と電気に案分し、熱と電気それぞれについて事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

熱と電気への案分の際に用いる熱電比率は、次の比率とする。

<コージェネレーションシステムにおける熱電比率>

(2.17×該当する設備の発電効率)：該当する設備の排熱利用率

- ※1: 発電効率は、高位発熱量基準（HHV）を用いる。
- ※2: 発電効率算定の際の発電量は、補機使用分の電力を除いた値とする。補機使用分の電力は実測値を原則とするが、必要な項目を計測できない場合は、把握可能なデータを使用して、推定を行う。その場合、推定の算定式が合理的であることを、十分な根拠資料を用いて説明できることが必要である（例えば、ガスエンジンの運転時間や稼働率と循環ポンプ・冷却塔ファンなどの各補機の定格出力より補機使用分の電力を算定するなど）。以上の方法により補機使用分の電力を決定できない場合は、発電量の10%を補機使用分として発電量から差し引く。
- ※3: 補機使用分の電力とは、コージェネレーションシステムの運転に必要な温水送出力ポンプ、冷却塔、冷却水循環ポンプ、冷却ファン等の動力に使用される電力を指す。
- ※4: 発電効率及び排熱利用率算定の際の都市ガス使用量は、算定対象とするコージェネレーションシステムに供給した都市ガスの使用量であり、第4章2(3)アの方法により標準状態へ換算した量とする。ただし、第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ換算した量を用いるものとする。
- ※5: 都市ガスの熱量換算係数は、40[GJ/千m³]又は45[GJ/千Nm³]に代えて、使用する都市ガスの組成に応じて知事が適切と認める値を用いることができる（表 2-14 参照）。
- ※6: コージェネレーションシステムで発電した電力を事業所外供給しない場合は、特定温室効果ガスの年度排出量算定の際に使用する排出係数の算定においては、該当する設備の発電効率に乗じる係数は「1.90」を使用する。

＜コージェネレーションシステムにおける単位供給量当たり排出係数の算定式＞

$$\text{排出係数(電気)} = \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{2.17 \times A}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発電量}^{\ast}}$$

$$\text{排出係数(熱)} = \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{B}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発熱量}}$$

A: 該当する設備の発電効率

B: 該当する設備の排熱利用率

- ※1: 当該設備の全発電量は補機使用分の電力を除かない値とする。
- ※2: 投入した燃料起因の全排出量の算定に使用する単位発熱量と排出係数は、特定温室効果ガスの基準年度の排出量の算定には第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、特定温室効果ガスの年度排出量の算定には第4計画期間の単位発熱量と排出係数を用いる。
- ※3: コージェネレーションシステムで発電した電力を事業所外供給しない場合は、特定温室効果ガスの年度排出量算定の際に使用する排出係数の算定においては、該当する設備の発電効率に乗じる係数は「1.90」を使用する。

(6) 算定対象から除くその他の排出活動の排出量の算定

ア 算定方法

算定対象から除くその他の排出活動の排出量を算定する場合については、排出活動に使用した電気、燃料又は熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、排出活動の量に乗じたものを排出量とし、この量を特定温室効果ガス排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

<電気・熱>

算定対象から除くその他の排出活動の排出量[t-CO₂] =
算定対象から除くその他の排出活動に使用された電気量又は熱量[千 kWh, GJ]
× 単位供給量当たりの排出係数[t-CO₂/千 kWh, t-CO₂/GJ]

<燃料>

算定対象から除くその他の排出活動の排出量[t-CO₂] =
算定対象から除くその他の排出活動に使用された燃料使用量[kL, t, 千 m³ 又は千 Nm³]
× 単位発熱量[GJ/kL, t, 千 m³ 又は千 Nm³] × 単位供給量当たりの排出係数[t-C/GJ]
× 44/12

イ 単位発熱量及び単位供給量当たり排出係数

算定対象から除くその他の排出活動の排出量の算定に使用する排出係数は、原則、(2) 又は (3) に示す単位発熱量及び排出係数を使用する。算定対象から除くその他の排出活動に使用する電気又は熱に、事業所で発電した電気や製造した熱が含まれている場合や複数の他人から供給された電気又は熱が含まれている場合には、排出係数を作成して、アの算定式に用いる。排出係数の算定方法は(5) に示す方法と同様とする。

(7) 原油換算エネルギー使用量の算定

原油換算エネルギー使用量については、化石燃料の場合は発熱量に換算した値、電気及び熱については一次エネルギー換算した値に、次に示す原油換算係数を乗じて算定する。

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

なお、電気及び熱は次の一次エネルギー換算係数を乗じて一次エネルギー換算する。

＜電気及び熱の一次エネルギー換算係数（第1計画期間から第3計画期間）＞

種類	区分	一次エネルギー換算係数	
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	昼間（ 8時 ～22時）	9.97 [GJ/千 kWh]
		夜間（22時～翌日 8時 ）	9.28 [GJ/千 kWh]
		昼夜不明	9.76 [GJ/千 kWh]
	上記以外からの買電		9.76 [GJ/千 kWh]
熱	産業用蒸気		1.02 [GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気		1.36 [GJ/GJ]
	温水		1.36 [GJ/GJ]
	冷水		1.36 [GJ/GJ]

～ 昼間と夜間の電気使用量の確認方法 ～

昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日8時）との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合があります。

高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を昼間の使用量とし、「全使用電力量－力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として求めることができます。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、原則として、昼夜不明としてください。ただし、供給事業者により、請求書等に記載された使用量が、休日等を含む全ての日における昼間（8時～22時）又は夜間（22時～翌日8時）の使用量であることが証明された場合には、それを本制度上の「昼間」又は「夜間」の使用量とすることを可能とします。

<電気及び熱の一次エネルギー換算係数（第4計画期間）>

種類	区分	一次エネルギー換算係数
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	8.64 [GJ/千 kWh]
熱	産業用蒸気	1.17 [GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.19 [GJ/GJ]
	温水	1.19 [GJ/GJ]
	冷水	1.19 [GJ/GJ]

2 具体的な方法

(1) 算定報告様式の仕組み

温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定は、一部を除いて、算定報告様式（エクセル）においては、把握した燃料等使用量及び排出係数の入力、排出活動の選択、単位の選択などを適切に実施することで、自動的に計算される。

温室効果ガス排出量、原油換算エネルギー使用量ともに、途中段階では端数処理を行わず、事業所全体の合計値を算出した後、小数第一位を切捨て処理し、整数値とする。

(2) 算定報告様式への記載事項

ア 燃料等使用量の入力

燃料等使用量については、購買伝票等に記されたものと同じ値を入力することを基本とするが、同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、燃料等使用量監視点との対応を明記した上で、同一燃料使用量を合計した値を入力できるものとする。このときも、購買伝票等に記されたものを合計した値をそのまま入力するものとし、四捨五入等の処理は行わない。実測の場合は、計測の方法で担保される有効桁数を考慮して入力する。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数3桁として入力する。入力した値が「購買伝票等に記されたものと同じ値」であるか、「自ら計測した値」であるかについては、該当するプルダウン部分から選択する。

なお、各燃料等使用量監視点については算定報告様式の「(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点」に示された燃料等使用量監視点との対応を、監視点の位置の欄に明記する。

また、購買の実績がない場合は、算定報告様式の「(5) 燃料等使用量」における使用量記載欄に「^{ゼロ}0」を記入する。ただし、閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失した場合は、使用量記載欄を空欄とする。

イ 排出係数の入力

排出係数については、1 (2) (3) (4) に示す値を入力する。

ウ 独自に算定が必要なデータ

次の項目については、1に示したルールに従って適切に算定し、算定報告様式に記入する必要がある。これらについては、算定報告様式とは別に、算定プロセスを取りまとめ検証機関に明示する必要がある。

- LPG 及び都市ガス以外の単位換算後の燃料等使用量
- 事業所外供給に関する排出係数
- コージェネレーションシステムにより製造した事業所外供給用の電気及び熱の排出係数

3 検証のポイント

検証の際には、表 2-17 に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。なお、購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。

表 2-17 検証の際の確認書類の例

項目	検証事項	確認する書類
量との整合	把握した燃料等使用量は、様式に記入された値と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 購買伝票等 ● 実測結果（管理月報等） ● 算定様式
	把握した排出活動と燃料等の種類は、様式に記入された内容と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 購買伝票等 ● 実測結果（管理月報等） ● 算定様式
排出係数・発熱量・原油換算係数の設定	発熱量は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 購買伝票等又は供給会社の成分分析表 ● 算定様式
	排出係数は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 購買伝票等又は供給会社の成分分析表 ● 算定様式 ● 電気・熱の発電・製造設備を示す資料 ● 電気・熱の供給事業者を示す資料 ● 電力・熱のメニューを示す資料 ● 東京都が公表する排出係数
	標準値のない燃料の発熱量及び排出係数は、燃料供給者の証明する資料に基づいているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料供給者の排出係数を証明する書類
	事業所外供給量の算定における排出係数の算定は適切にされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電量又は熱量を示す書類
	コージェネレーションシステムの排熱利用率及び発電効率は適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● コージェネレーションシステムの仕様書 ● コージェネレーションシステムの運転実績など

第6章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法

本章では、規則別表第1及び同表備考の2に規定する知事が別に定める方法（同表に掲げる算定方法に代えて用いることができる方法）等を定める。

1 環境価値を有する再生可能エネルギーの取扱い

(1) 事業所等で再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の自家消費した場合の取扱い

事業所内に設置された再生可能エネルギーにより発電した電気又は製造した熱を、自家消費している場合（電気については、当該使用した電気の量について再エネクレジット（規則第5条の11第1項第2号エに規定する環境価値換算量をいう。以下同じ。）として評価しないときに限る。）は、再生可能エネルギーの種類によらず特定温室効果ガス排出量の算定に含めないものとする（排出係数「0」として取り扱う）。なお、第3計画期間まで実施していた、自家消費した電気量に応じて算定できる特定温室効果ガスの削減量の仕組みは、第4計画期間からは廃止する。

(2) 事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の取扱い

オフサイト型 PPA 又は自己託送等で、事業所外に設置された再生可能エネルギーにより発電した電気又は製造した熱を供給され、当該事業所で使用した場合は、特定温室効果ガス排出量の算定に含めないものとする（排出係数「0」として取り扱う）。

オフサイト型 PPA のうち、仮想電力購入契約（バーチャル PPA）により環境価値を取引した場合、当該事業所で使用した他人から供給された電気の排出量から、環境価値量に応じた電気の排出量を控除するものとする。

$$\text{特定温室効果ガス控除量}[\text{t-CO}_2] = \text{仮想電力購入契約で取引した環境価値量}[\text{千 kWh}] \times \text{電気の排出係数}^{\ast}$$

※電気の排出係数は第5章1（3）アに準ずる。

2 環境価値を移転した再生可能エネルギーの取扱い

(1) 事業所等で再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の自家消費分の環境価値を移転した場合の取扱い

太陽光発電施設等で自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人へ移転した場合には再生可能エネルギーとしての価値のない電気を使用していることとなるため、当該電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は他人からの買電と同等に評

価する。また、太陽熱利用施設等で自ら発生させ、使用している熱の環境価値を他人へ移転した場合も同様である。

再生可能エネルギーにより発電した電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）の環境価値を証書化又は再エネクレジット化している場合には、当該再生可能エネルギー電気を自家消費した量のうち証書化又はクレジット化した量を、環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

$$\text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{再生可能エネルギー電気の自家消費量のうち環境価値を移転した量[千 kWh]} \times \text{電気の都内平均排出係数}$$

太陽熱利用施設等で製造した熱の環境価値を証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち証書化した量を、環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

$$\text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{太陽熱等の自家消費量のうち環境価値を移転した量[GJ]} \times \text{熱の都内平均排出係数}$$

(2) 事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の自家消費分の環境価値を保有していない場合の取扱い

オフサイト型 PPA 又は自己託送等で、事業所外に設置された太陽光発電施設等で発電した電気又は製造した熱が供給され、当該事業所で使用した場合であっても、環境価値を他人へ移転するなど、供給された電気又は熱が環境価値を保有していない場合には再生可能エネルギーとしての価値のない電気又は熱を使用していることとなるため、当該電気又は熱の使用に伴う温室効果ガス排出量は他人から供給された電気又は熱と同等に評価する。排出量の算定方法は 2（1）と同様とする。

3 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び製造した熱の取扱い

バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用にあたっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量（以下、ライフサイクル GHG という。）が最低限に抑えられることが重要となる。また、他の再生可能エネルギーと違っ

て、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達も重要視されている。

このため、バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクル GHG の最小化や資源の安定的な確保や調達）が示された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として、次の式により排出量を算定し、特定温室効果ガス排出量の算定に含めるものとする。

持続可能性が示された燃料の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf)

(電気)

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂] =
バイオマス燃料で発電した電気の自家消費量のうち持続可能性が示されたバイオマス燃料以外で発電した量[千 kWh] × 電気の都内平均排出係数

(熱) (熱)

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂] =
バイオマス燃料で製造した熱の自家消費量のうち持続可能性が示されたバイオマス燃料以外で製造した量[GJ] × 熱の都内平均排出係数

4 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い

(1) 使用可能な再生可能エネルギー由来の証書

対象事業所の再生可能エネルギー利用を促すため、計画期間の年度排出量から再生可能エネルギー由来の証書に記録された電気等環境価値保有量を特定温室効果ガス排出量に換算した量を減ずることができるものとする。ただし、バイオマスについては、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

再生可能エネルギー由来の証書は表 2-18 に示すものに限り使用することができる。また、本制度に利用できる証書は、環境価値を使用する事業所等が明確になっているものとする。このため、使用する事業所等が明確になっていない当該証書の場合、特定温室効果ガスの排出量の削減には利用できない。

表 2-18 利用可能な再生可能エネルギー由来の証書

供給方法	内容
グリーン電力・熱証書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>東京都が再エネクレジットへの変換を認めたグリーンエネルギー証書の認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書</u> ▶ <u>再エネクレジットとして利用した証書は、特定温室効果ガスの排出量の削減には利用できない</u>
非化石証書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、日本卸電力取引所の非化石価値取引市場において取得する証書</u> ▶ <u>制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定）」とする</u> ▶ <u>使用できる非化石証書は、算定年度の翌年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書（他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。）</u>

(2) 再生可能エネルギー由来の証書の使用方法

再生可能エネルギー由来の証書による削減については、次の式により特定温室効果ガス排出量に換算した値を年度排出量から削減する。このとき、熱、電気に対応した置き換えの制限はない。（例えば、熱を使用していない事業所においてグリーン熱証書を利用することが可能。）ただし年度排出量を超えて使用することはできない。また、計画期間の年度排出量は、毎年度、その値を第三者検証により確定することから、再生可能エネルギー由来の証書を遡って過去の年度排出量に使用することはできない。

(電気)

$$\text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{電気に係る電気等環境価値保有量[千 kWh]} \times \text{電気の都内平均排出係数}$$

(熱)

$$\text{特定温室効果ガス排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{熱に係る電気等環境価値保有量[GJ]} \times \text{熱の都内平均排出係数}$$

(3) 電気等環境価値保有量等の確認方法

「グリーン電力・熱証書」については、グリーン電力・熱証書に記載の電力量又は熱量を、「非化石証書」については、「権利確定残高証明書」に記載の電力量をそれぞれ電気等環境価値保有量等とする。電気等環境価値保有量等は、記載されている電気等環境価値保有量等を上限に、任意に年度排出量の削減に使用する量を選択できるものとする。

ただし、本制度は事業所単位での年度排出量を算定することから、再生可能エネルギー由来の証書の電気等環境価値保有量等の使用にあたっては、当該事業所で使用されていることが明確である必要がある。このため、証書の利用にあたっては、都が定める様式「再エネ由来の証書利用届」に必要事項（事業所名称、使用する電気等環境価値保有量等、証明書番号など）を明記し、グリーン電力・熱証書又は権利確定残高証明書の写しと併せて、第三者検証を受けたのち都へ提出するものとする。

5 駐車場・倉庫・小学校などの原単位が小さい建物に関する取扱い（第2計画期間以降に適用）

複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、特定温室効果ガスの排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物（以下「小原単位建物」という。）がある場合は、当該建物の特定温室効果ガス排出量に相当する量（以下「小原単位建物相当量」という。）を特定温室効果ガス排出量から除外することができる（一定の上限あり）。

ただし、小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量から除外する場合であっても原油換算エネルギー使用量から除外することはできない。

(1) 小原単位建物の要件

複数の建物を有する事業所において、次のアからウまでの全ての要件を満たす建物は、小原単位建物として建物単位で小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量から除外することができる。

要件の確認は、基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、1回のみ行う。ただし、基準排出量決定後に小原単位建物のしゅん工又は解体をするなど小原単位建物床面積に増減があった場合に限り、当該増減の生じた年度の翌年度の地球温暖化対策計画書提出時に、当該増減後の状況について要件の確認を行う。

なお、当初の要件確認の際に、小原単位建物として認められない建物は、その後に床面積の増減があっても、改めて要件確認は行わない。

ア 要件を確認する 建物の床面積当たりの特定温室効果ガスの排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下であること。

小原単位 建物の 要件を確認する建物において、エネルギー使用量が購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器による実測により把握されている必要がある。実測値から小原単位建物の排出原単位を算出する方法については、(2)アを確認すること。

ただし、駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校として使用される建物については特定温室効果ガスの排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下であることが一般的であるため実測の必要はない。

また、工事によって特定温室効果ガス排出量が減るなど、特異的な状況によって特定温室効果ガスの排出原単位が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ 以下となっている建物については対象とならない。

イ 要件を確認する 建物が当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されていること。

① 「当該事業所の主たる事業」の判断方法

当該事業所の主たる事業とは、当該事業所における事業の中で 原油換算エネルギー使用量又は各事業で使用されている建物の面積と用途区分ごとの排出標準原単位の積 が最も大きな事業である。（事業所における事業については、原則、本ガイドライン 125 ページから 128 ページ まで の表 3-2 に示された「事業所における用途（建築基準法の用途区分等）」で判断する。）

主たる 事業は、次のいずれかの方法で確認すること。

●エネルギー使用量の実測による算定

各事業で使用されるエネルギー使用量の実測値に単位発熱量又は一次エネルギー換算係数、原油換算係数を乗じて、事業別の原油換算エネルギー使用量を算定する。実測を行う期間は、次のとおりとする。

- ・過去の排出量実績で基準排出量を決定するとき
基準年度の最終年度 1 年間
- ・その他の方法で基準排出量を決定するとき
削減義務期間開始前年度 1 年間
- ・基準排出量決定後に小原単位建物床面積に増減があったとき
当該増減があった年度 1 年間

なお、主たる事業の判断が目的であるのでエネルギー使用量の実測は特定計量器等でない計量器による実測でもよい。

●各事業で使用されている建物の面積による算定

各事業で使用されるエネルギー使用量を実測していない場合は、各事業で使用されている建物の面積から排出量を算定する。この場合は、各事業で使用されている建物の面積と用途区分ごとの排出標準原単位の積によって特定温室効果ガス排出量を算定する。

算定に使用する面積は、次のとおりとする。

- ・過去の排出量実績で基準排出量を決定するとき
基準年度の最終年度末日の面積
- ・その他の方法で基準排出量を決定するとき
削減義務期間開始前年度末日の面積
- ・基準排出量決定後に小原単位建物床面積に増減があったとき
当該増減があった年度末の面積

なお、用途区分ごとの排出標準原単位は第3部第1章2（4）を参照のこと。

②「要件を確認する建物が当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されていること」の判断方法

小原単位建物の要件を確認する建物が、当該事業所の主たる事業と異なる事業のみに使用されており、かつ、当該建物を使用する事業が当該事業所の主たる事業と関連性がないことをもって、「当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されている」と判断する。

例えば、小原単位建物の要件を確認する建物の事業と、当該事業所の主たる事業とにおいて、どちらか一方で生成された素材、物品、情報等を他方が日常的に利用し、又はそれぞれの事業に係る建物の間を多数の利用者が頻繁に移動している場合は、当該建物を使用する事業と当該事業所の主たる事業とが関連性があると判断され、特定温室効果ガス排出量の算定から除くことができない。

小原単位建物の要件を確認する建物の事業が、当該事業所の主たる事業と関連性がないことを確認する期間は、次のとおりとする。

- ・過去の排出量実績で基準排出量を決定するとき

基準年度の最終年度1年間

- ・その他の方法で基準排出量を決定するとき

削減義務期間開始前年度1年間

- ・基準排出量決定後に小原単位建物の床面積に増減があったとき

当該小原単位建物の床面積の増減があった日を含む月の翌月から1年間(ただし、小原単位建物の状況報告書の提出期限の前月までに短縮することができる)

※基準排出量の決定時において、基準年度の最終年度1年間又は削減義務期間開始前年度1年間に要件を確認する小原単位建物のしゅん工があった場合は、しゅん工があった日を含む月の翌

月から1年間。ただし、小原単位建物の状況確認書の提出期限の前月までに短縮することができる。

※「当該事業所の主たる事業以外の事業のみに使用」と判断されない例（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除くことができない例）

- ・当該事業所の主たる事業に関わる者が使用する駐車場
- ・当該事業所の主たる事業による生產品の倉庫
- ・当該事業所の主たる事業である大学と主たる事業でない小学校とが共同で利用する体育館 など

ウ 要件を確認する 建物の小原単位建物相当量が当該事業所の基準排出量（小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量から除外する前の値）の10%以下であること。

小原単位建物相当量は、アで確認した「小原単位建物における原単位」に当該小原単位建物の床面積を乗じて算定する。

小原単位建物相当量の算定方法の詳細は98ページ（2）を参照すること。

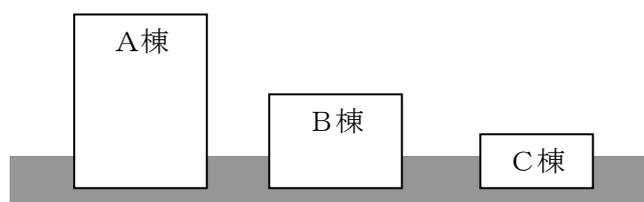
なお、複数の建物がアからウまでの全ての要件に該当する場合、当該複数の建物ごとの小原単位建物相当量の合計が当該事業所の基準排出量の10%以下となる範囲で当該複数の建物の全部又は一部を選択して、その選択した建物の小原単位建物相当量の合計を特定温室効果ガス排出量から除外することができる。

<要件確認のイメージ1>

- ・上記アからウまでの全ての要件に適合する建物が1棟のみの場合

A棟、B棟が主たる事業である「大学」として、C棟は主たる事業以外の「小学校」及び「中学校」として使用されている例である。

この場合は、「C棟」について除外が可能となる。



	A棟	B棟	C棟
ア 原単位	83 kgCO ₂ /m ²	34 kgCO ₂ /m ²	25 kgCO ₂ /m ²
イ-1 状況	大学として利用	大学として利用	小学校及び中学校として利用
イ-2 事業の判断	・主たる事業	・主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し
ウ 基準排出量に対する割合	65%	30%	5%
アイウの適合状況	不適合	不適合	適合

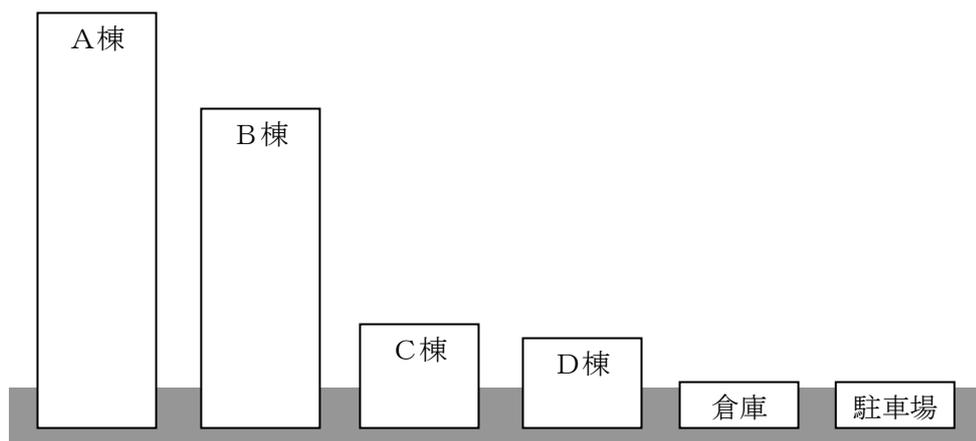
<要件確認のイメージ2>

・上記アからウまでの全ての要件に適合する建物が複数ある場合

A棟、B棟が主たる事業である「事務所」として使用されている。また、主たる事業以外の事業に使用されている建物として、C棟、D棟が「工場」、更に「倉庫」「駐車場」がある。「駐車場」については主たる事業を行っているA棟及びB棟の従業員も使用している例である。

アからウまでの要件に適合する建物は、「C棟」「D棟」「倉庫」であるが、合計すると基準排出量の10%を超えるため、次の①から④までのいずれかを選択する必要がある。

- ① C棟（基準排出量の8%）
- ② D棟（基準排出量の6%）
- ③ 倉庫（基準排出量の3%）
- ④ D棟及び倉庫（D棟と倉庫を合わせて、基準排出量の9%）



	A棟	B棟	C棟	D棟	倉庫	駐車場
ア原単位	83 kgCO ₂ /m ²	34 kgCO ₂ /m ²	20 kgCO ₂ /m ²	20 kgCO ₂ /m ²	25 kgCO ₂ /m ²	25 kgCO ₂ /m ²
イ-1 状況	事務所として利用	事務所として利用	工場として利用	工場として利用	C棟及びD棟の部品倉庫として利用	A棟～D棟に勤務する従業員駐車場として利用
イ-2 事業の判断	・主たる事業	・主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性無し	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性有り
ウ 基準排出量に対する割合	50%	30%	8%	6%	3%	3%
アイウの適合状況	不適合	不適合	適合	適合	適合	不適合

(2) 小原単位建物相当量とは

小原単位建物相当量は、「小原単位建物における原単位」に当該小原単位建物の床面積を乗じて算定する。「小原単位建物における原単位」は次のアの方法で求める。

また、小原単位建物相当量の算定には、イに示す時点における小原単位建物の床面積を用いる。

小原単位建物の要件を満たした場合は、その小原単位建物相当量を事業所の特定温室効果ガス排出量から除外することができるが、原油換算エネルギー使用量から除外することはできない。

小原単位建物相当量を除外する場合は、削減計画期間の年度排出量からだけでなく、原則として、基準排出量からも除外しなければならない。また、小原単位建物が存在しているにもかかわらず、計画期間中のある年度は除外して、ある年度は除外しないなどの対応は認められない。

なお、小原単位建物相当量は、小原単位建物の要件確認時（基準排出量の決定（改定を含む。）時の1回のみ）に算定し、小原単位建物床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。ただし、小原単位建物の床面積増減があった場合は、当該増減のあった小原単位建物について、再度増減に応じた小原単位建物相当量の算定を行う。

また、小原単位建物相当量は、計算の途中段階では端数処理を行わず、各年度の排出量から除外する量を算定した後、小数第一位を切捨て処理し、整数値とする。

ア 「小原単位建物における原単位」の算定方法

次の(ア)又は(イ)の方法で決定する。

(ア) 駐車場、倉庫、小学校などの場合

駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校は、「小原単位建物における原単位」として、 $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ を使用することができる。

(イ) (ア)以外の場合

(ア)以外の場合の「小原単位建物における原単位」は、当該小原単位建物のエネルギー使用量の実測値に基づき「基準排出量」の算定と同じ方法で求めた特定温室効果ガス排出量と、エネルギー使用量の実測期間の最終日の床面積から求める。ただし、求めた「小原単位建物における原単位」が $25\text{kgCO}_2/\text{m}^2$ を超える場合は、小原単位建物の要件を満たさないことになる。

エネルギー使用量の実測期間は、次のとおりとする。

・過去の排出量実績で基準排出量を決定するとき

基準年度の最終年度又はしゅん工日を含む月の翌月からの1年間

・その他の方法で基準排出量を決定するとき

削減義務期間開始の前年度又はしゅん工日を含む月の翌月からの1年間

・基準排出量決定後に小原単位建物床面積に増減があったとき

増減があった小原単位建物について、増減があった日を含む月の翌月からの1年間

エネルギー使用量の実測値は、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器による実測により把握されているものに限る。

なお、小原単位建物の状況報告書の提出時（(3) ア又はイの手続き）までに実測が完了しない場合は、提出期限の前月末日までに実測したエネルギー使用量について、1年間（12 か月分）に換算して得た値※によって、原単位を暫定値として算定する。実測が完了したときは、原単位の確定値を算定し、小原単位建物の状況確認書を速やかに提出し直すこと。

※実測値（小原単位建物の状況報告書の提出期限の前月末日まで）×12 か月/α ヶ月（実測期間）

イ 小原単位建物相当量の算定に用いる小原単位建物の床面積

アで求めた「小原単位建物における原単位」に、次に示す床面積を乗じて小原単位建物相当量を算出する（101 ページから 102 ページの図解参照）

(ア) 基準排出量から除外する小原単位建物相当量の算出に用いる床面積

・過去の排出量実績で基準排出量を決定するとき

基準年度の最終年度末日の小原単位建物の床面積

ただし、基準年度中に小原単位建物がしゅん工した場合については、101 ページ「② 基準年度中に小原単位建物がしゅん工した事業所」の方法により、小原単位建物相当量を算出する。

・その他の方法で基準排出量を決定するとき

削減義務期間開始の前年度末日の小原単位建物の床面積

(イ) 年度排出量から除外する小原単位建物相当量の算出に用いる床面積

小原単位建物床面積の増減がない限り、削減計画期間中は基準排出量からの除外量と同じ量を除外するため、原則として次の床面積を使用する。

・過去の排出量実績で基準排出量を決定した場合

基準年度の最終年度末日の小原単位建物の床面積

・ その他の方法で基準排出量を決定した場合

削減義務期間開始の前年度末日の小原単位建物の床面積

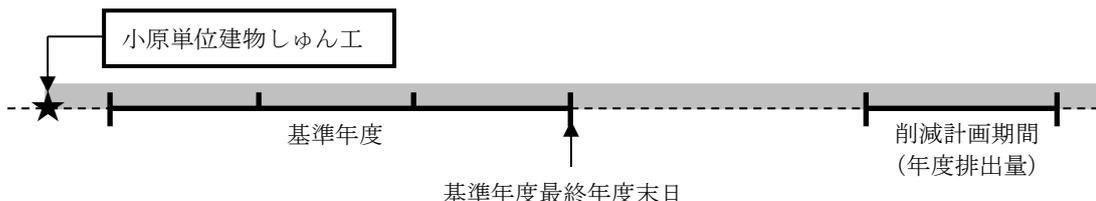
ただし、小原単位建物のしゅん工又は解体をするなど小原単位建物の床面積に増減があった年度については、増減のあった小原単位建物について、月を単位として小原単位建物の状況が変わったものとみなし、その月数に応じて除外量の算定を行う。

なお、算定については、しゅん工等による床面積の増加があった場合は小原単位建物の完成引渡しがあった月の翌月から行い、解体等による床面積の減少があった場合は小原単位建物が活動を終了した月まで行う（102 ページ③から⑤を参照。）。

～小原単位建物相当量の除外パターン例～

次の①から⑤までは、しゅん工から解体まで床面積の増減がない例を示している。いずれも、算定した小原単位建物相当量は、小原単位建物の床面積の増減がない限り固定して、基準排出量からも削減計画期間の年度排出量からも同じ値を除外する。

①基準年度より前から小原単位建物が存在する事業所



【除外対象】 基準排出量及び削減計画期間の年度排出量から小原単位建物相当量を除外する。

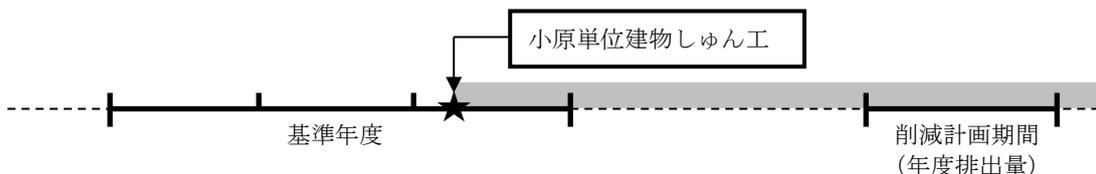
【除外量の算定方法】

除外量＝基準年度*最終年度末日の小原単位建物の床面積×小原単位建物における原単位

※基準排出量を過去の排出量実績以外の方法により算定している場合は削減義務開始年度の前年度の末日の床面積を用いる。

②基準年度中に小原単位建物がしゅん工した事業所

(過去の排出量実績で基準排出量を決定している場合)



【除外対象】 基準排出量及び削減計画期間の年度排出量から小原単位建物相当量を除外する。

【削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

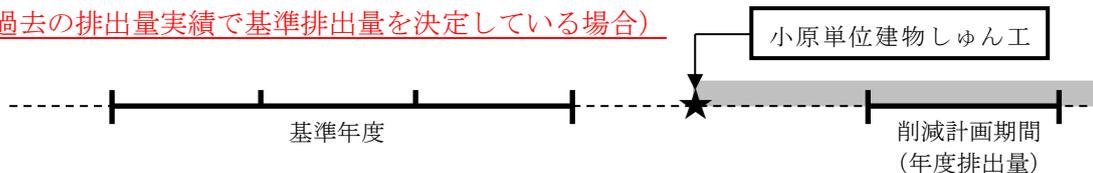
除外量＝基準年度最終年度末日の小原単位建物の床面積×小原単位建物における原単位

【基準排出量からの除外量の算定方法】

しゅん工日を含む月の翌月から小原単位建物が存在したものとして、基準年度の月数のうち小原単位建物が存在した月数の割合を上記の「削減計画期間の年度排出量からの除外量」に乗じて算定される値を除外量とする。例えば、3年度の排出量の平均で基準排出量を決定している事業所で、基準年度の3年度目の9月に小原単位建物がしゅん工した場合は、当該建物は基準年度の3年間（36月）のうち6月存在したことになるので上式に6月／36月を乗じることになる。

③基準年度より後、削減計画期間より前に小原単位建物がしゅん工した事業所

(過去の排出量実績で基準排出量を決定している場合)

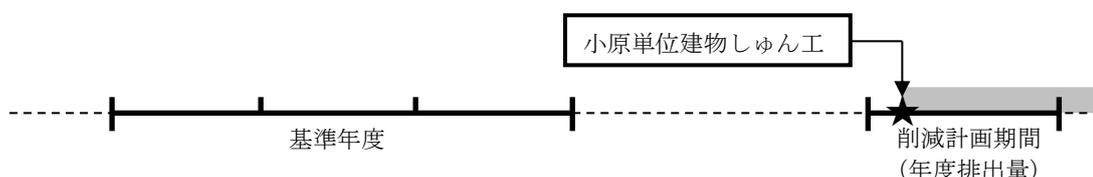


【除外対象】削減計画期間の年度排出量からのみ、小原単位建物相当量を除外する。

【削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

$$\text{除外量} = \text{しゅん工年度末の小原単位建物の床面積} \times \text{小原単位建物における原単位}$$

④削減計画期間中に小原単位建物がしゅん工した事業所



【除外対象】しゅん工日を含む年度以降の削減計画期間の年度排出量からのみ、小原単位建物相当量を除外する。

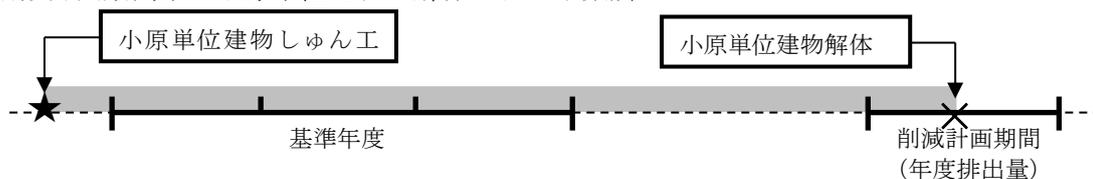
【しゅん工年度の翌年度以降の削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

$$\text{除外量} = \text{しゅん工年度末の小原単位建物の床面積} \times \text{小原単位建物における原単位}$$

【しゅん工年度の年度排出量からの除外量の算定方法】

しゅん工日を含む月の翌月から小原単位建物が存在したのものとして、しゅん工年度の12月のうち小原単位建物が存在した月数の割合を上記の「しゅん工年度の翌年度以降の削減計画期間の年度排出量からの除外量」に乗じて算定される値を除外量とする。

⑤削減計画期間中に小原単位建物が解体された事業所



【除外対象】基準排出量及び解体された日を含む年度（以下「解体年度」という。）までの削減計画期間の年度排出量から小原単位建物相当量を除外する。

【基準排出量及び解体前年度までの削減計画期間の年度排出量からの除外量の算定方法】

$$\text{除外量} = \text{基準年度最終年度末日の小原単位建物の床面積} \times \text{小原単位建物における原単位}$$

【解体年度の年度排出量からの除外量の算定方法】

解体された日を含む月まで小原単位建物が存在したのものとして、解体年度の12月のうち小原単位建物が存在した月数の割合を上記の「基準排出量及び解体の前年度までの削減計画期間の年度排出量からの除外量」に乗じて算定される値を除外量とする。

(3) 小原単位建物に関する手続

ア 基準排出量決定年度の手続

新たに特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所は、最初の削減義務期間の開始年度の9月末日までに基準排出量決定申請書を都へ提出する。小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量の算定から除く場合は、「小原単位建物の状況確認書」及び根拠資料を基準排出量決定申請書に添付して都に提出しなければならない（小原単位建物に係る事項は検証不要）。

イ 基準排出量決定年度以降の手続

(2)に定めるところにより小原単位建物相当量を毎年度の特定温室効果ガス排出量から除外し、地球温暖化対策計画書に記載して原則として11月末日までに提出する。

なお、小原単位建物に係る事項については検証機関の検証は不要である。小原単位建物相当量を特定温室効果ガス排出量の算定から除外する場合、当該事業者は小原単位建物相当量を除外する前の特定温室効果ガス排出量算定報告書について検証を受ける。また、小原単位建物相当量を除外した特定温室効果ガス排出量算定報告書を別途作成し、「小原単位建物の状況確認書」を添えて都に提出する。

表 2-19 小原単位建物に関する手続の流れ

	手続の流れ
提出方法	地球温暖化対策計画書に添付して提出
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（除外前のもの） ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（除外したもの） ・ 小原単位建物の状況確認書 ・ 根拠資料（小原単位建物の床面積の増加又は減少があった場合のみ[※]）

※ 増加又は減少した建物が小原単位建物として都の確認で認められなかった場合は、当該建物は基準排出量変更申請に関わる要件確認及び変更量の算定対象となる。都の確認後、基準排出量変更の要件に該当した場合は、基準排出量変更申請書を都に提出する。

～基準排出量変更における小原単位建物の取扱い～

小原単位建物を除外する場合は、基準排出量変更の要件確認及び変更量の算定に小原単位建物を含まない。基準排出量変更における小原単位建物の取扱いは次のとおりである。

①基準排出量変更の要件の確認

基準排出量の対象年度と変更年度の小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を除いた建物等における排出量の増減量（複数の要因である場合は、それらの増減量の合計※）が基準排出量の6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。

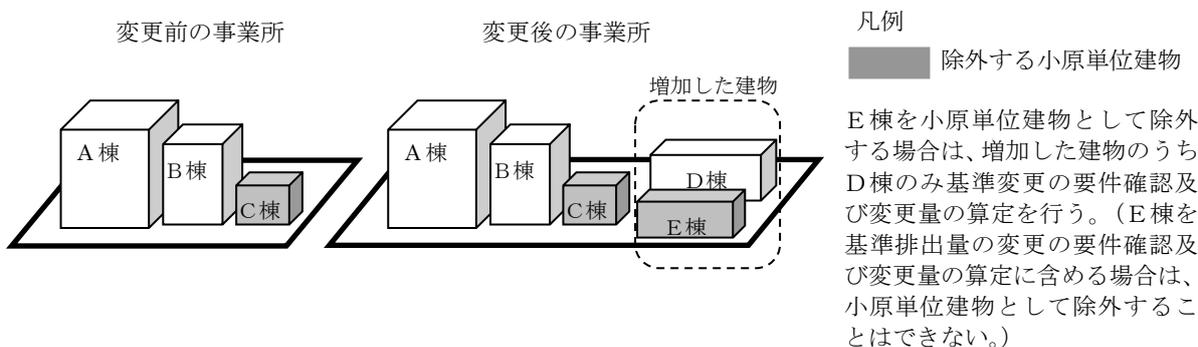
※「床面積の増減」「用途変更」「設備の増減」がある。詳細は第3部 第2章 基準排出量の変更 2 具体的な方法 （1）基準排出量変更の要件の確認に記載

②基準排出量の変更量の算定

第3部 第2章 基準排出量の変更 2 具体的な方法 （3）基準排出量変更の効果（変更後の基準排出量）によって、小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を除いた建物等の変更量の算定を行う。

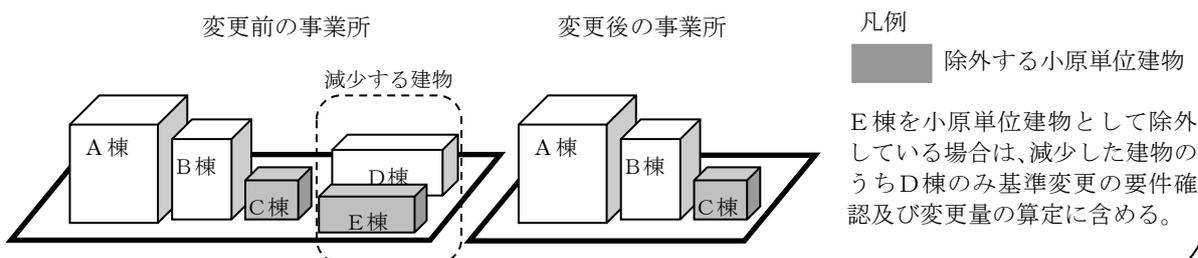
<例1>建物（床面積）の増加による変更

増加した小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を、基準排出量変更の要件確認及び変更量の算定に含めない。



<例2>建物（床面積）の減少による変更

減少した小原単位建物（特定温室効果ガス排出量の算定対象から除外するものに限る。）を、基準排出量変更の要件確認及び変更量の算定に含めない。



6 具体的な方法

(1) 対象活動の把握

第4章 燃料等使用量の把握の考え方にに基づき、次の量の把握を行う。

ア 再生可能エネルギーの環境価値を移転した (保有していない) 電気及び熱の把握

2 (1) 及び2 (1) に掲げる環境価値を移転した (保有していない) 電気及び熱に該当するものがあれば全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

イ 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び熱の把握

2 (1) 及び2 (2) に掲げる持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び熱に該当するものがあれば全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

ウ 再生可能エネルギー由来の証書の使用量の把握

3 に掲げる再生可能エネルギー由来の証書の利用量を算定する場合、算定対象となる証書のうち、事業所で使用された電気又は熱に係る電気等環境価値保有量を把握する。なお、検証の際には、グリーン電力・熱証書、権利確定残高証明書及び都が定める様式「再エネ由来の証書利用届」以外にも根拠資料の提示を検証機関から求められる場合がある。

エ 小原単位建物の把握 (第2計画期間以降に適用)

5 (1) の要件を満たし、特定温室効果ガス排出量を除外する小原単位建物を全て把握する。小原単位建物の把握の際には表 2-20 の「確認する書類」にあるような資料を用いる。

なお、小原単位建物に係る事項は検証対象外である。

(2) 算定報告様式への記載事項

(1) アからウについては、それぞれで把握した電気・熱の量 (再生可能エネルギー由来の証書を含む。) を算定報告書様式 (エクセル) の燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量の使用量等の欄に入力すれば、特定温室効果ガスの排出量又は削減量が自動的に計算される。エについては、算定した除外量を算定報告書様式 (エクセル) の特定温室効果ガス排出量の排出量の欄に入力する。

7 検証のポイント

検証の際には、[表 2-20](#)に例示してあるような書類について検証機関に提示する必要がある。検証機関は、提示された確認書類により対象となる活動が網羅されているか、適切に算定されているか等について把握する。また、必要があれば、[現地における](#)確認を行うことがある。ただし、[小原単位建物に係る事項](#)は、検証対象外である。小原単位建物相当量を除外する前の特定温室効果ガス排出量算定報告書について検証を受ける。なお、[表 2-21](#)に例示してあるような内容が確認できる根拠資料を都へ提出しなければならない。

表 2-20 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
事業所等で再生可能エネルギーにより発電された電気及び製造された熱の使用	再生可能エネルギーの種類と監視点	<ul style="list-style-type: none"> • しゅん工図書の単線結線図 • 特定計量届出書の写し
	再生可能エネルギーによる電気・熱の自家消費量	<ul style="list-style-type: none"> • 実測結果
事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の使用	再生可能エネルギーの種類と監視点	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所外から供給された電気又は熱の受け入れ設備を示す資料 • 供給契約書
	再生可能エネルギーによる電気・熱の自家消費量	<ul style="list-style-type: none"> • 購買伝票や供給実績証明書等の受入れ量を示す資料 • 供給契約書
再生可能エネルギーの環境価値の移転	再生可能エネルギーの環境価値の移転量	<ul style="list-style-type: none"> • グリーン電力証書化又は再エネクレジット化した電気の量を示す資料 • グリーン熱証書化した熱の量を示す資料
	環境価値の移転量のうちの自家消費量	<ul style="list-style-type: none"> • 販売量を示す資料 • 実測結果 • 算定資料等
持続可能性を確認できないバイオマスによる電気・熱の使用	バイオマスの持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> • ライフサイクル GHG の算定結果 • 燃料の第三者認証結果
	持続可能性を確認できないバイオマスによる電気・熱の自家消費量	<ul style="list-style-type: none"> • 販売量を示す資料 • 実測結果 • 算定資料等
再生可能エネルギー由来の証書の利用	再生可能エネルギー由来の証書	<ul style="list-style-type: none"> • グリーン電力・熱証書 • 国に提出したグリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請書の写し • 権利確定残高証明書（非化石証書） • 再エネ由来の証書利用届
	再生可能エネルギー由来の証書による控除量	<ul style="list-style-type: none"> • 算定資料等

～小原単位建物について都が内容を確認する資料～

小原単位建物に係る排出量については検証対象外であり、その内容を都が確認する。
 都は、基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、「小原単位建物の状況確認書」及び
 根拠資料にて、要件の適否等の確認を行う。なお、要件確認後に、新たに小原単位建物の
 床面積が増加又は減少するなどの変化が無い場合、根拠資料の提出は不要である。
 都が確認する小原単位建物の根拠資料の例を表 2-21 に示す。

表 2-21 都が確認する小原単位建物の根拠資料の例

確認事項	確認する書類
事業所内に複数の建物を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法における確認申請 ● 不動産登記簿 ● 建物配置図
特定温室効果ガス排出原単位が 25kgCO ₂ /m ² 以下の建物であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 購買伝票 ● 燃料等使用量実測記録 ● 単線結線図 ● ガス配管図 ● 建築基準法における確認申請 ● 不動産登記簿 等
建物の特定温室効果ガス排出量が基準排出量の 10%以下であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 購買伝票 ● 燃料等使用量実測記録 ● 単線結線図 ● ガス配管図 等
事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法における確認申請 ● 建物平面図 ● 主たる事業と異なる事業のみに使用されていることを証する書類 _____ 等

なお、小原単位建物として除外する量の算定方法によって、必要となる根拠資料は異なる。

第3部 基準排出量の算定

第1章 基準排出量の算定

1 考え方

(1) 基準排出量とは

基準排出量とは、その事業所の1年度当たりの特定温室効果ガス排出量の基準量であり、この量が、排出量が増加したか、減少したかの基準になる。

特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所は、本章に示す方法に従って基準排出量の算定をし、検証機関の検証を受けて、「基準排出量決定申請書」の申請をしなければならない。この申請を基に基準排出量を都が決定する。

(2) 基準排出量の算定方法

ア 2009年度に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

2009年度に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、2002年度から2007年度までの間の任意の連続する3年度分の年間排出量を平均した値とする。ただし、改修工事を行った年度など排出量が標準的でないと知事が認める年度がある場合については、当該年度を除く2年度分の平均値とすることができる。この「排出量が標準的でないと知事が認める年度」については、(3)で説明する。

また第2部で定めた算定対象外活動について、基準年度と削減計画期間とを通しで一貫している必要がある。

詳細は2 具体的な方法を参照のこと。

イ 2010年度から2014年度までに特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

2010年度から2014年度までに特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、「①削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3年度分の年間排出量の平均値」又は「②排出標準原単位を用いた算出値」のいずれかを選択する。

①を選択できるのは、地球温暖化対策の推進の程度が、知事が別に定める基準に適合する場合に限られる。これは、事業所によっては、基準排出量を多く確保するため、基準排出量に該当する年度に、意図的に省エネルギー対策を不十分とする可能性が考えられるからである。

省エネルギー対策が不十分であったと見なされた場合には、①は選択できず、②により基準排出量を算定することとなる。

また、①を選択し、改修工事を行った年度など排出量が標準的でないと知事が認める年度がある場合については、当該年度を除く2年度分の平均値とすることができる。この「排出量が標準的でないと知事が認める年度」については、(3)で説明する。

なお、①を選択する際に実施している必要がある地球温暖化対策の推進の程度として知事が別に定める基準は「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に規定する。

ウ 2015年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

2015年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、基本的には、イと同様の方法で決定する。

ただし、イ①を選択する場合の特定温室効果ガス年度排出量は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務開始年度が属する削減計画期間の算定方法に従って算定された排出量を用いる（第4計画期間においては、基準排出量に使用する特定温室効果ガス年度排出量は、第3計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いて算定する。詳細は第2部第5章を参照。）。また、連続する3年度のうちに排出量が標準的でないと知事が認める年度がある場合には、当該年度を除く2年度分の平均値とすることができるほか、排出量が標準的でないと知事が認める年度が2年度以上あれば、2年度を除いた単年度の値とすることができる。

なお、第1計画期間の基準排出量を標準的でないと知事が認める年度があつて、2年度分の平均値で決定した事業所においても第2計画期間の基準排出量への再計算の際には、ウに該当する事業所と同様に2年度を除いた単年度の排出量の値を基にすることができる（第3章を参照）。

また、2024年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所のうち、燃料、熱又は電気（以下、燃料等という。）の供給を主たる事業とする事業所（例：石油精製事業所や熱供給事業所、特定供給の許可を受けて電気を供給する事業所等）は、イ①を選択する場合、次の方法で基準排出量を決定することも可能とする。

具体的には事業所が供給する燃料（第2部第3章11(2)アに示す燃料の種類に限る。）や熱（冷温水・蒸気等）又は電気の量に、燃料等の排出係数を乗じて得た量を特定温室効果ガス年度排出量に代えることができる（排出量が標準的でないと知事が認める年度の該当の確認においても、この方法により算定した排出量を用

いることができる。)

なお、上記の燃料等の量は、当該燃料等の販売に係る事業者が発行した請求書等により把握した燃料等の販売量を基本とする。ただし、請求書等により把握不可能（燃料等の入手手段が取引によるものではなく、請求書が存在しない場合等）であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

【事業所が供給する燃料等の量から特定温室効果ガス年度排出量を算定する方法】

＜燃料の供給＞

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{燃料供給量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}^{\ast 1} \times 44 / 12^{\ast 2}$$

＜熱の供給＞

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{熱供給量} \times \text{他人から供給された熱の排出係数}^{\ast 1}$$

＜電気の供給＞

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{電気供給量} \times \text{他人から供給された電気の排出係数}^{\ast 1}$$

※1：排出係数については、第2部第5章1を参照。なお、他人から供給された熱の排出係数は0.060 [t-CO₂/GJ]、他人から供給された電気の排出係数は0.489 [t-CO₂/千 kWh] とする。

※2：燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

エ 指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当し、指定の取消しを受けた事業所が再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

次の全ての要件に該当する事業所は、以下の①から③のうちいずれかの量を基準排出量として選択できる（①及び②はウの方法と同様の取扱いとする。）。

- ・ 指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当し、指定の取消しを受けた特定地球温暖化対策事業所（以下、「旧特定地球温暖化対策事業所」という。）
- ・ 指定の取消し以降に他の指定取消の要件（例：事業活動の廃止又は停止、3年連続で原油換算エネルギー使用量 1,500kL 未満等）に該当することなく、再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所
- ・ 旧特定地球温暖化対策事業所が廃止の届出を提出した年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに、再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所

- ① 削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3年度分の年間排出量の平均値
- ② 排出標準原単位を用いた算出値
- ③ 旧特定地球温暖化対策事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量

③の方法で基準排出量を決定する場合は、規則第5条の13第1項第3号ウの知事が別に定める期間として、旧特定地球温暖化対策事業所における削減義務期間の終了年度の翌年度から再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける年度の前年度までに、基準排出量の変更の要件を満たすかどうかを確認する（基準排出量変更要件については、第2章1（2）を参照）。基準排出量の変更の要件を満たす場合は、旧特定地球温暖化対策事業所の基準排出量に、変更状況に応じて算定した変更量を増減させた値で基準排出量を決定する（変更量の算定方法については、第2章1（3）を参照）。

また、③の方法で基準排出量と併せて決定する削減義務率は、旧特定地球温暖化対策事業所が継続して削減義務の対象となっていた場合に課せられる削減義務率とする。

オ 事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合の考え方

事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、当該事業所に含まれる変更前の事業所の指定及び範囲に応じて次の方法で算定した値を合算して決定する。

(ア) 事業所統合の場合

変更前の事業所の指定状況に応じた方法で算定した値を合算する。

(イ) 事業所分割の場合

変更前の事業所の指定状況に応じた方法で算定した値とする。なお、変更前の事業所が特定地球温暖化対策事業所であった場合には、当該特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を算定したときの状況に応じた方法で算定した値とする。

(3) 排出量が標準的でないと知事が認める年度

規則第4条の17第1項及び第2項の特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が認める年度とは、次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度をいう。

ア 次のいずれかの状況にあること

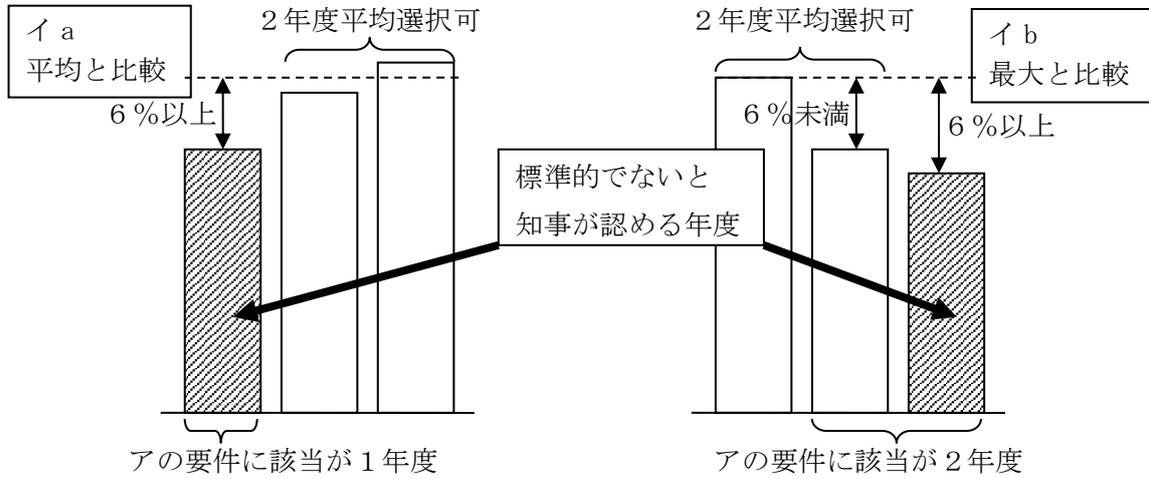
- a 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- b 事業所の活動開始時であって、活動の程度が極端に低い状況（例：新築ビルの立上げ時であって空室率が極端に高い状況、データセンターの立上げ時でサーバー機器の設置が極端に少ない状況）
- c 削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況
- d 当該年度又は基準年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- e その他これらに類すると知事が認める状況

イ アのaからeまでの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- a アの要件に該当する年度を除く2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと。
- b アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合には、3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと。

なお、本要件で比較する特定温室効果ガス年度排出量は、原則として当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務の開始年度が属する削減計画期間の算定方法に従って算定された排出量とする。

<第1計画期間の基準排出量決定の際に標準的でないと知事が認める年度のイメージ>



<第2計画期間以降の基準排出量決定の際に標準的でないと知事が認める年度のイメージ>

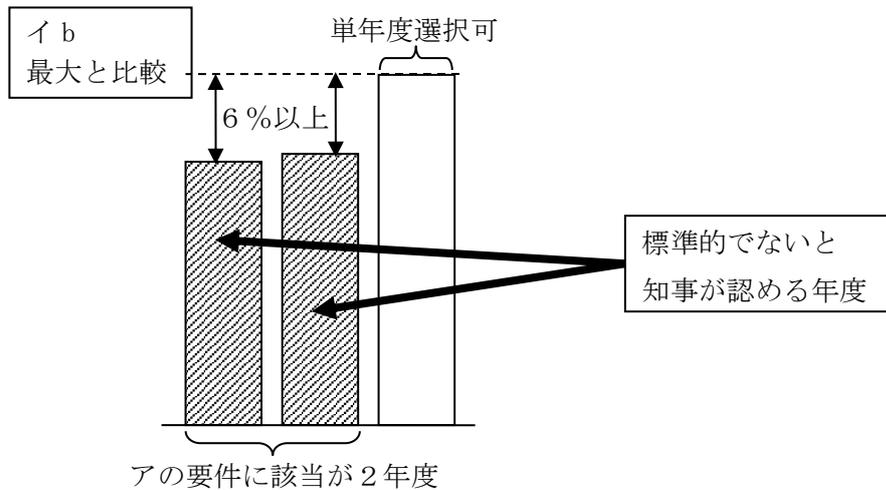
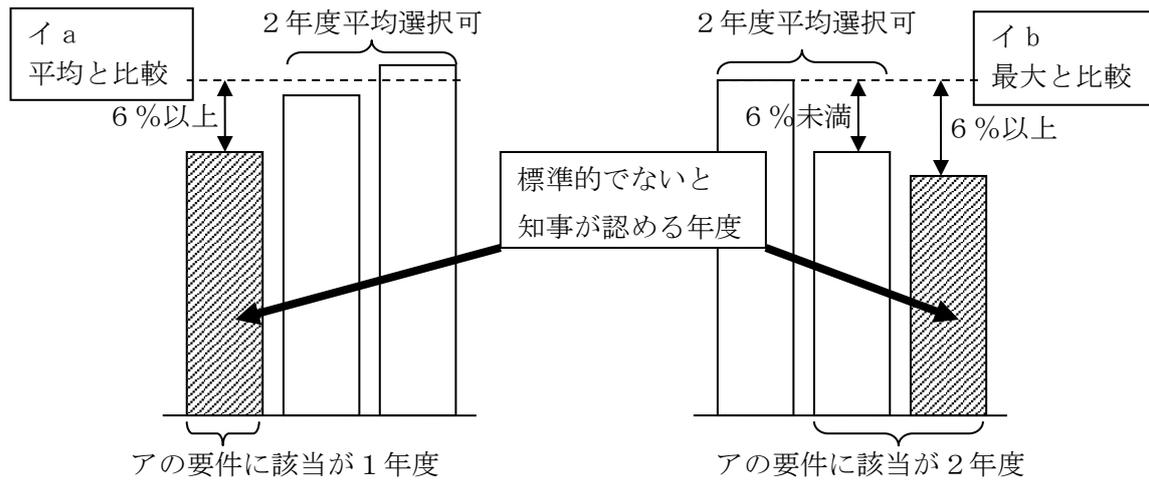


図 3-1 標準的でないと知事が認める年度

2 具体的な方法

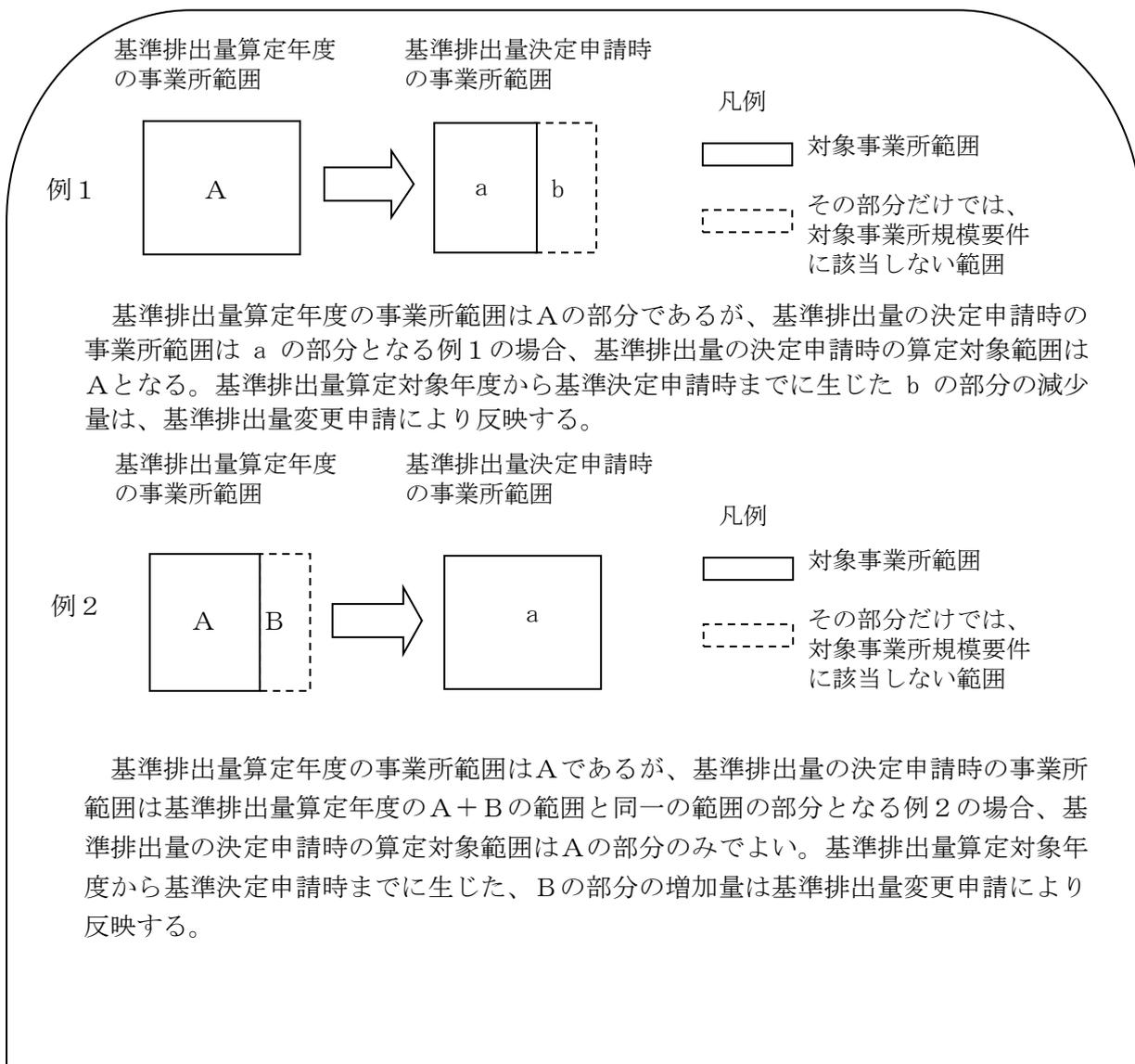
(1) 2009 年度に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の算定方法

2009 年度に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量は、2002 年度から 2007 年度までの間で事業者が選択する連続する 3 年度（又は排出量が標準的でないと知事が認める年度を除く 2 年度）分の年間排出量を平均した値とする。

選択した連続する 3 年度分の各年度の排出量の算定は、本ガイドライン第 2 部に示した方法により算定する。

基準排出量を算定する年度と基準排出量決定申請をする時点とで事業所の範囲が異なる場合の基準排出量算定年度の算定対象範囲は、原則として基準排出量決定申請をする時点の事業所の範囲の一部を地理的に含む対象事業所としての要件に該当する範囲とする。

そのうえで、基準排出量算定期間以降の事業所範囲の変更により基準排出量変更の要件に該当する場合には、基準排出量変更申請により基準排出量を変更する。



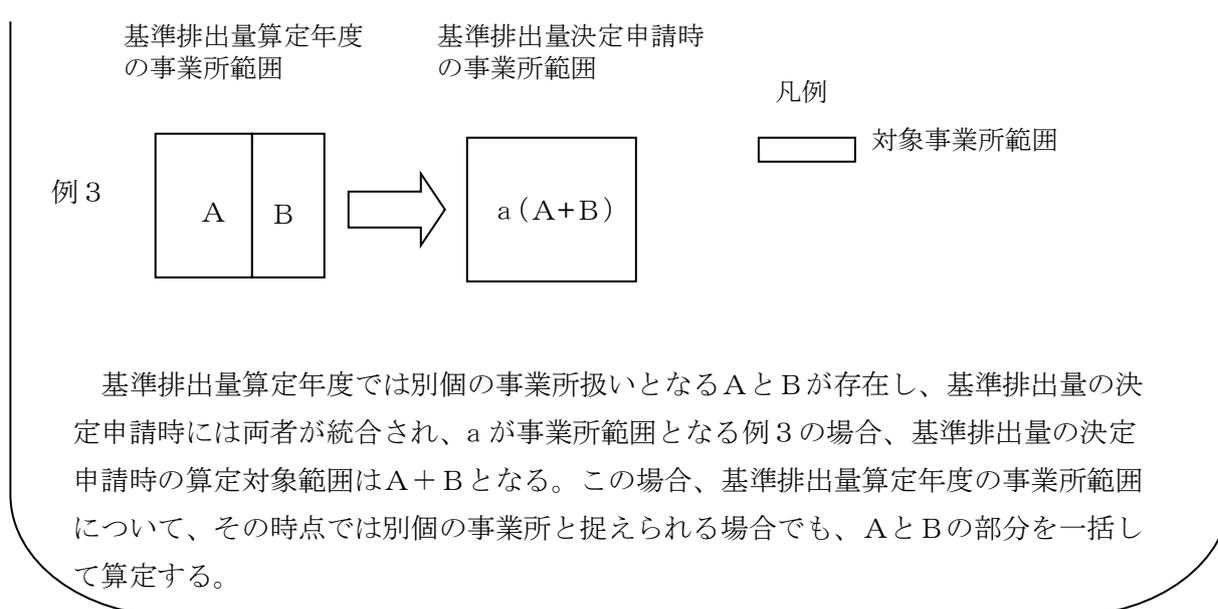


図 3-2 基準排出量の算定範囲のイメージ

また、第2部で定めた算定対象外活動について、基準年度と削減計画期間とを通して一貫している必要がある（例：基準排出量の算定に当たっては、住宅等でのエネルギー使用量を分離できないため算定対象に含めて、削減計画期間中からはエネルギー使用量を分離できるようになったため算定対象から除外するようなことは認められない。）。

なお、2006年度に初めて年度を通した原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となった事業所についても、2002年度から2007年度までの間の排出量を基に基準排出量を設定する（2008年度の排出量は使用できない。）。この場合、多くの事業所では、2006年度及び2007年度の年間排出量の平均値とすることが考えられる。

各年度の排出量は、第2部で定めた算定方法を基に排出量と認められたもののみを対象とできる。具体的には、次の例のとおり。

ア 2001年度以前に操業開始した事業所（全ての年度で1,500kL以上）の例

2002年度から2007年度まで、全ての年度で1,500kL以上、かつ、年度を通した操業を行っているため、2002年度から2007年度までの間の任意の連続する3年度分の年間排出量の平均値を基準排出量とする。

年度	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009
ステータス	稼動	特定						
原油換算エネルギー使用量	1,700kL	1,720kL	1,680kL	1,670kL	1,660kL	1,610kL	1,700kL	
特定地球温暖化対策事業所の指定に用いる算定対象期間					●	●	●	
基準排出量の算定対象期間	○	○	○	○	○	○		

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度（基準排出量の算定・検証・届出を実施する年度）

●：特定地球温暖化対策事業所の指定要件の確認に用いられる算定対象年度

○：印をつけた年度から任意に連続する3年度分選択可能

イ 2003年度途中に操業開始した事業所の例

2003年度の排出量は年度途中からの排出量であり、排出量が小さいので、2004年度から2007年度までの間の任意の連続する3年度分の年間排出量の平均値を基準排出量とすることが考えられる（2003年度の排出量を選択してもよい。）。

年度	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009
ステータス	(操業開始前)	(操業開始)	稼動	稼動	稼動	稼動	稼動	特定
原油換算エネルギー使用量		1,510kL	2,800kL	2,700kL	2,660kL	2,610kL	2,700kL	
特定地球温暖化対策事業所の指定に用いる算定対象期間					●	●	●	
基準排出量の算定対象期間		○	○	○	○	○		

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度（基準排出量の算定・検証・届出を実施する年度）

●：特定地球温暖化対策事業所の指定要件の確認に用いられる算定対象年度

○：印をつけた年度から任意に連続する3年度分選択可能

ウ 2005年度途中に操業開始した事業所の例

2005年度の排出量は年度途中からの排出量であり、標準的な年間排出量ではないと判断されるので、2006年度及び2007年度の2年度分の年間排出量の平均値を基準排出量とできる（2005年度の排出量を含め、3年度分の年間排出量の平均値としてもよい。）。なお、年度途中からの排出量であることにより標準的でない年度としてよいのは2005年度の途中からの場合だけである。これは、既存事業所においては2008年度以降の年度を基準年度として選択できないための措置である。

年度	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009
ステータス	(操業 開始 前)	(操業 開始 前)	(操業 開始 前)	(操業 開始)	稼動	稼動	稼動	特定
原油換算エネルギー 使用量				1,510kL	2,800kL	2,700kL	2,900kL	
特定地球温暖化対策事業所の指定に 用いる算定対象期間					●	●	●	
基準排出量の算定 対象期間				○	○	○		

特定：特定地球温暖化対策事業所に指定される年度（基準排出量の算定・検証・届出を実施する年度）

●：特定地球温暖化対策事業所の指定要件の確認に用いられる算定対象年度

○：印をつけた連続する3年度分選択可能だが、2005年度は年度を通した排出量ではないので、2年度分の平均とすることができる

(2) 2010年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の設定方法

「①削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3年度分の年間排出量の平均値」又は「②排出標準原単位を用いた算出値」を選択し設定する。

なお、2024年度以降、一定の要件を満たした事業所は、上記の算定方法の他、「③旧特定地球温暖化事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量」を選択し設定することもできる。

ただし、「省エネルギー対策が不十分でなかったか」についての都の確認を受けた結果、不十分であったと見なされた場合には、①は選択できず、②により基準排出量を算定することとなる。なお、「省エネルギー対策が不十分でなかったか」の基準については「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」で規定する。

(3) 事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の算定方法

事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、事業所範囲変更の状況に応じて次の方法で算定する。

ア 事業所統合

当該事業所の基準排出量は、当該事業所範囲に含まれる変更前の事業所の指定状況に応じて次の方法で算定した値を合算する。

(7) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲

変更前の特定地球温暖化対策事業所の変更前年度末の基準排出量の値とする。

(イ) 変更前に削減義務開始前の事業所であった事業所範囲

変更前の指定地球温暖化対策事業所における排出量を「当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定」、「排出標準原単位を用いた算定」又は「全部の実測値を用いた算定」により算定した値とする。算定方法の詳細は「第2章 基準排出量の変更」を参照のこと。

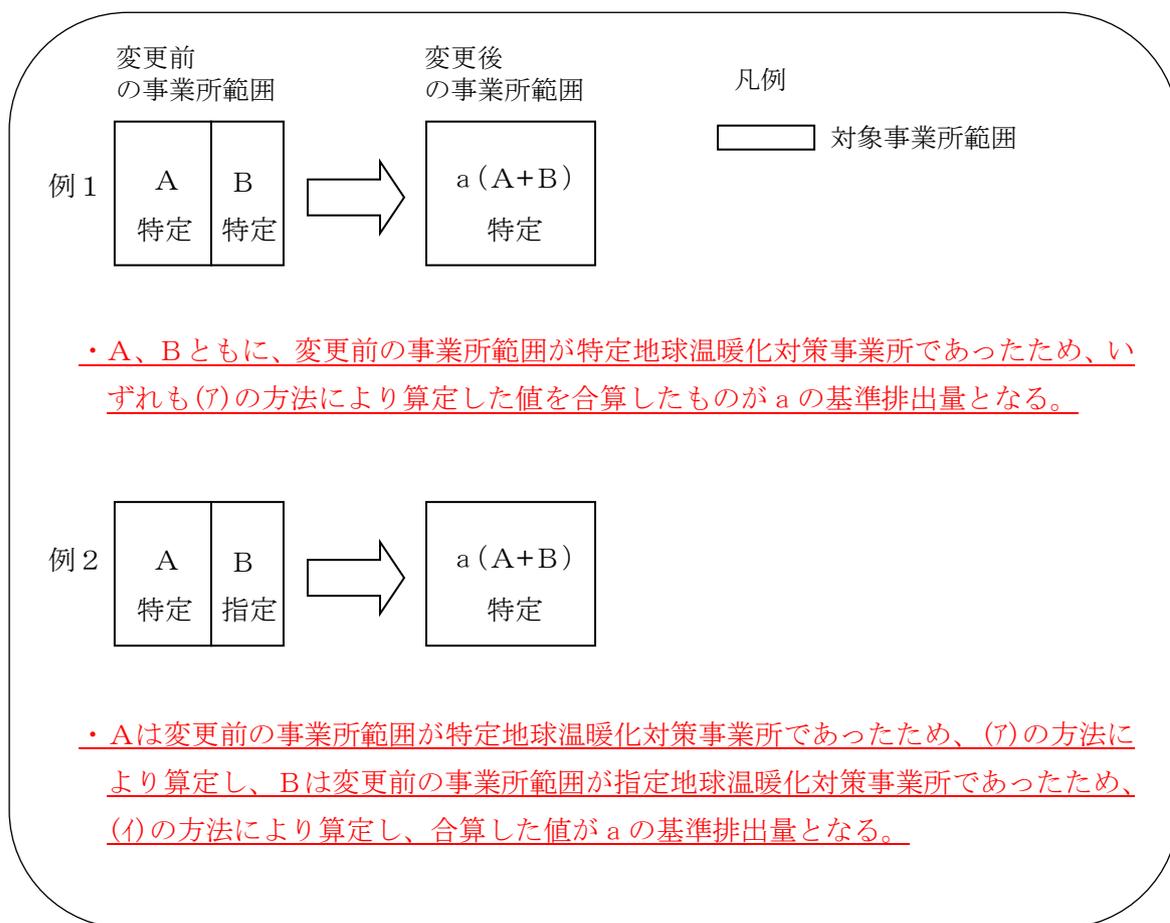


図 3-3 事業所統合の例

イ 事業所分割

(7) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所による分割の場合

当該事業所の基準排出量は、変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を決定したときの状況に応じて次の方法で算定する。

① 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「過去の排出実績」で決定し、かつ、当該事業所範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できる場合

当該事業所範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量を算定した値とする。ただし、基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、それらを考慮して算定した値とする。

② 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「過去の排出実績」で決定し、かつ、当該事業所範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できない場合

変更前の特定地球温暖化対策事業所の変更前年度末における基準排出量を当該事業所範囲とそれ以外の事業所範囲の排出量比で案分して算定した値とする。ただし、変更後の事業所に特定地球温暖化対策事業所の指定を受けない事業所がある場合は、変更前年度末における基準排出量から指定を受けない事業所範囲の排出量を減じて算定した値とすることができ

る。
なお、各事業所の排出量は「当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定」、「排出標準原単位を用いた算定」又は「全部の実測値を用いた算定」により算定した値とする。算定方法の詳細は「第2章 基準排出量の変更」を参照のこと。

③ 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「排出標準原単位」で決定している場合

変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を算定した時の排出標準原単位及び面積のうち当該事業所範囲に当たる部分を用いて算定した値とする。ただし、基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、それらを考慮して算定した値とする。

④ 変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「旧特定地球温暖化対策事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量」（1（2）エ③参照）で決定している場合

旧特定地球温暖化対策事業所の基準排出量を「過去の排出量実績」で決定している場合は、(ア)①又は②の方法を用いて算定した値とし、「排出標準原単位」で決定している場合は、(ア)③の方法を用いて算定した値とする。ただし、(ア)①から③の方法を用いる際に、「変更前の特定地球温暖化対策事業所の基準排出量」は、「旧特定地球温暖化対策事業所の基準

排出量」と、「基準年度」は「旧特定地球温暖化対策事業所の基準年度」と、それぞれ読み替えるものとする。

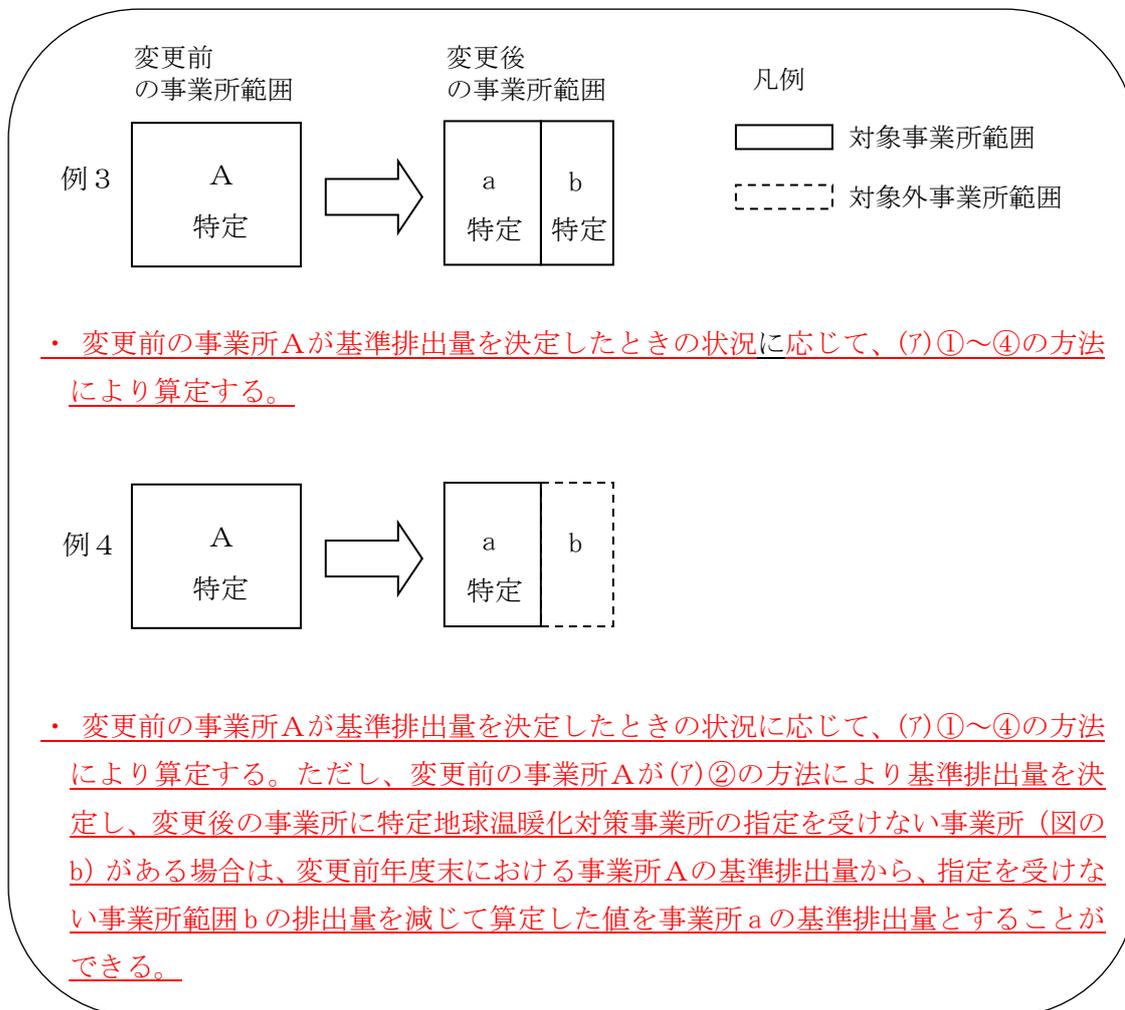


図 3-4 特定地球温暖化対策事業所の事業所分割の例

(イ) 変更前に削減義務開始前の事業所であった事業所による分割の場合

当該事業所範囲における排出量を「当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定」、「排出標準原単位を用いた算定」又は「全部の実測値を用いた算定」により算定した値とする。各算定方法の詳細は、「第2章 基準排出量の変更」を参照のこと。

(4) 排出標準原単位

2010年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる事業所の基準排出量の決定時及び基準排出量の変更時に用いる排出標準原単位は、表 3-1のとおりとする。排出標準原

単位の用途区分は、原則として事業所における用途（建築基準法の用途区分等）との対応により表 3-2 に示すとおりである。

なお、基準排出量決定時の床面積の大きさは、削減義務開始年度の前年度の末日の状況を用いる。原則建築基準法に基づく確認申請書の用途を採用するが、削減義務開始年度の前年度の末日における実態も考慮して判断する。

2010 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となった事業所の基準排出量算定時及び基準排出量の変更の要件に該当した事業所の基準排出量変更時は、当該算定年度又は変更年度が属する各計画期間の排出標準原単位を用いること。（表 3-1）

また、第 2 計画期間及び第 3 計画期間の排出標準原単位のうち、用途区分が情報通信、商業、教育及び物流であってデータセンター、食品関係、理系大学等及び冷蔵倉庫等に該当する場合は、当該排出標準原単位を用いることができる。ただし、これらの値を用いた場合であって、その後当該範囲の基準排出量の変更を行う場合は、用いた値を再度利用すること。

表 3-1 用途区分毎の排出標準原単位

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第 1 計画期間	第 2 計画期間 第 3 計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター※ ¹ 610)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係※ ² 225)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等※ ³ 95)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等※ ⁴ 90)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外※ ⁵	床面積[m ²]	排出実績値の 95%		

※ 1 : 電気通信基盤充実臨時措置法(平成 3 年法律第 27 号)に定められた電気通信設備(非常用電源設備(無停電電源装置、非常用発電機)、サーバー、ルーター、スイッチ)と同等な設備を有する施設であって、人が常駐しない範囲

※ 2 : 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業許可範囲及び営業届出範囲

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

- ※3:平成 27 年度日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局（所属番号 400 から 600 番台までの範囲を原則とし、これらに類すると都が認めた学部等を含む。）が単独で使用する床の範囲
- ※4:第2計画期間に適用された電気事業法第 27 条に関連する削減義務率の緩和措置における第 2 号エと同様の範囲
- ※5:工場その他上記以外の排出標準原単位は、基準排出量決定時のみ用いる。

表 3-2 排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等の対応

事業所における用途（建築基準法の用途区分等）	規則第4条の 16に規定する 用途（第一区分 の用途）	排出標準原単位 の用途区分
事務所	事務所（試験、研 究、設計又は開 発のためのもの を含む）又は営 業所	事務所 （第一区分の用 途が「官公庁の 庁舎」のもの は、「事務所 （官公庁の庁 舎）」）
郵便局		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
地方公共団体の支庁又は支所	官公庁の庁舎	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所	
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4第5号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設	情報通信施設	情報通信
映画スタジオ又はテレビスタジオ	情報通信施設	放送局
公衆浴場又は温泉保養施設	公衆浴場 又は 温泉保養施設	商業
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	遊技場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	百貨店、飲食店 その他の店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店、食堂又は喫茶店		

理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	百貨店、飲食店 その他の店舗	商業
料理店		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		
ダンスホール		
ホテル又は旅館	旅館、ホテル その他の宿泊施設	宿泊
老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	社会福祉施設	
児童福祉施設等		
保育所その他これに類するもの		
幼稚園	学校 その他の教育施設	教育
小学校		
<u>義務教育学校</u>		
中学校、高等学校又は <u>中等教育学校</u>		
<u>特別支援学校</u>		
大学又は高等専門学校		
専修学校		
各種学校		
自動車教習所		
助産所	病院	医療
診療所	その他の医療施設	
病院	設	
図書館その他これに類するもの	美術館、博物館 又は図書館	文化
博物館その他これに類するもの		
<u>美術館その他これに類するもの</u>		

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場	体育館、競技場、水泳プール、その他の運動施設	文化
劇場、映画館又は演芸場	映画館、劇場又は観劇場	
観覧場		
公会堂又は集会場	集会場又は会議場	
展示場	展示場	
火葬場、斎場	斎場	
倉庫	倉庫	物流
自動車車庫（駐車場）	駐車場	駐車場
一戸建ての住宅	(対象外)	対象外
長屋		
共同住宅		
寄宿舎		
下宿		
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの		
建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 ト 都市高速鉄道の用に供する施設		
	結婚式場 又は宴会場	文化
	遊園地、動物園、植物園 又は水族館	
	競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場	
	トラックターミナル	物流
	刑務所 又は拘置所	事務所

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

卸売市場	事務所	事務所 又は営業所	事務所
	飲食店、食堂又は喫茶店	百貨店、飲食店	商業
	物品販売業を営む店舗	その他の店舗	
	倉庫	倉庫	物流
	セリ場		
	その他		工場その他
工場	工場その他 (事務所併設の場合、備考1を参照)		
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	工場その他		
畜舎			
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場			
と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設			
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4第5号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設			
ロ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する施設			
ハ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設			
ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設			
ホ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設			
ヘ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する公共下水道の用に供する施設			
チ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設		熱供給事業所	
その他			

備考 1 : 当該用途とせず、他の用途に再配分する。

- 2：基準排出量決定申請書等の記載対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

(5) 基準排出量の申請手続

特定地球温暖化対策事業所が行う基準排出量の申請手続は、当該事業所の削減義務期間の開始年度の9月末日までに、基準排出量申請書に基準排出量算定書及び申請年度の前年度の年度排出量の検証結果を添えて提出する。

事業所範囲の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所となる事業所においては、事業所範囲の変更の申請と併せて申請書を提出する必要がある。

～事業所の区分及び削減義務率について～

特定地球温暖化対策事業所の削減義務率については、事業所の用途に応じ、下記のとおりとなる。

	第4計画期間削減義務率※ (基準排出量比)
区分Ⅰ－1	50%
区分Ⅰ－2	48%
区分Ⅱ	48%

区分Ⅰ－1：オフィスビル等と熱供給事業所（区分Ⅰ－2に該当するものを除く。）

区分Ⅰ－2：オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所（事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの）

区分Ⅱ：区分Ⅰ－1、区分Ⅰ－2以外の事業所（工場、上下水施設、廃棄物処理施設等）

※医療施設及び電気の使用割合が20%未満の事業所については、削減義務率の緩和措置を設けている。

※新規参入事業所の削減義務率は、経過措置が適用される。

※中小企業等が1/2以上所有する事業所については、削減義務の対象外となる。

なお、事業所の区分については、下記の告示及び要綱において規定をしている。

区分の判断は、告示及び要綱で定める「基準期間」において行う。

	要綱・告示名
区分Ⅰと区分Ⅱ	特定地球温暖化対策事業所における事業所の区分の決定要綱
区分Ⅰ－1と 区分Ⅰ－2	平成21年東京都告示第1666号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の16の表1の部(1)の項イの規定により知事が別に定める基準）

1 区分Ⅰと区分Ⅱの判断

以下の基準期間において、オフィスビル等の用途における原油換算エネルギー使用量の合計が、事業所全体の原油換算エネルギー使用量に占める比率が50%を超えている場合は区分Ⅰとする。工場等の用途における原油換算エネルギー使用量の合計が、事業所全体の原油換算エネルギー使用量に占める比率が50%を超えている場合は区分Ⅱとする。

ただし、用途ごとの床面積の比率を、原油換算エネルギー使用量の比率とみなすことができる。過去の排出実績で基準排出量を決定する場合で、基準期間において床面積の増減があった場合は、月を単位として、変更があった日の翌月から変更後の床面積になったものとして、加重平均により算出した床面積を判断に用いる。

区分を判断する時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定するとき	過去の排出量実績	年度排出量の平均の量の算定の対象となった全ての年度
	排出標準原単位	削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで。ただし、床面積の比率で区分を決定する場合は、削減義務期間の開始前年度末の床面積を区分の判断に用いる。
	旧特定地球温暖化事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量	直近の削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで。ただし、床面積の比率で区分を決定する場合は、削減義務期間の開始前年度末の床面積を区分の判断に用いる。
事業所区域の変更に伴い基準排出量を決定するとき	二	事業所区域変更申請を行った前年度
基準排出量の決定の前のとき	二	削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで
基準排出量を変更するとき	二	基準変更の要因となった状況の変更があった日以後の1年間（トップレベル事業所の申請等で区分を早急に決定する必要があるときは6か月まで短縮できる。）ただし、床面積の比率で区分を決定する場合は、状況の変更があった後の床面積を区分の判断に用いる。

2 区分Ⅰ-1と区分Ⅰ-2の判断

区分Ⅰと判断された事業所において、以下の基準期間における事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギー使用量の割合が、平均で20%未満であるか確認する。

区分を判断する時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定する時	過去の排出量実績	年度排出量の平均の量の算定の対象となった全ての年度
	排出標準原単位	削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで
	旧特定地球温暖化事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量	特定地球温暖化対策事業所に再度該当した日の属する年度の3年度前から前年度まで
事業所区域の変更に伴い基準排出量を決定するとき	二	事業所区域変更申請を行った前年度 ただし、当該期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が算定できない場合にあっては、当該申請を行った年度の期間

区分を判断する時期	基準排出量の算定方法	基準期間
<u>基準排出量の変更要件に該当する状況の変更があった時/自らの事業所における熱源機器の増加若しくは減少又はその利用の停止があった時</u>	<u>二</u>	<u>変更があった年度の基準期間：当該年度</u> <u>変更があった年度の翌年度以降の基準期間：翌年度</u> <u>※当該年度及び翌年度の2回確認を行う。</u> <u>※「自らの事業所における熱源機器の増加若しくは減少又はその利用の停止」による変更は、地球温暖化対策計画書の提出の際に、毎年度該当の有無を確認する。</u>

3 区分の決定に係る通知

(1) 基準排出量を決定するとき

基準排出量決定通知書に、決定した区分及び区分に応じた削減義務率を記載して通知する。ただし、医療施設に対する緩和措置又は電気の使用割合が20%未満の事業所に対する緩和措置については、別途通知する。

(2) 基準排出量を変更するとき

ア 状況の変更があった年度の区分及び削減義務率

基準排出量変更決定通知書に、基準排出量変更申請の内容に従って判断した区分及び区分に応じた削減義務率を記載して通知する。ただし、基準排出量決定通知の際に状況の変更があった年度のエネルギー使用量が確定しておらず、かつ、基準排出量決定通知後にエネルギー使用量が確定したことにより区分I-1からI-2又は区分I-2から区分I-1の変更があることが判明した場合は、巻末に掲載した通知書によって、区分及び区分に応じた削減義務率を後日改めて通知する。

イ 状況の変更があった年度の翌年度以降の区分及び削減義務率

状況の変更があった年度において、区分I-1からI-2又は区分I-2から区分I-1への変更があった場合は、状況の変更があった年度の翌年度についても、他人から供給された熱に係るエネルギーの使用割合を確認する。引き続き、状況の変更があった年度の区分が適用される場合は、状況の変更があった年度の翌年度以降の区分及び区分に応じた削減義務率を巻末に掲載した通知書によって通知する。

(3) 地球温暖化対策計画書によって、他人から供給された熱に係るエネルギー使用量の割合の変更を確認したとき（自らの事業所における熱源機器の増加若しくは減少又はその利用の停止があったとき）

熱源機器の増加・減少・停止等により熱使用割合が変更し、区分が変更すること（区分I-1からI-2又は区分I-2から区分I-1）を確認した場合は、巻末に掲載した通知書に変更後の区分及び区分に応じた削減義務率を記載して通知する。

第2章 基準排出量の変更

1 考え方

(1) 基準排出量変更の目的

基準排出量の変更のしくみは、基準年度以降において事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合に、従前の基準排出量を基に算定された量の排出削減を義務付けられるのでは、不合理（負担が大きい、又は、逆に過大な利益を受ける。）であることから設けたものである。

したがって、一定の条件を満たした場合に申請できるものではなく、一定の条件を満たした場合は必ず申請をしなければならない**仕組み**となっている。

(2) 基準排出量変更の要件

ア 熱供給事業所以外の事業所

次の①から③に掲げる要因による排出量の増減量としてここで示す方法により算定される量が、当該事業所の基準排出量の6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。複数の要因がある場合は、それらの要因によって算定される増減量の合計により判断する。

- ① 事業所の床面積の増減
- ② 用途が、排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
- ③ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

ここで算定した排出量の増減量は、基準排出量の変更量と必ずしも等しくはならないので注意が必要である。

なお、建物又は設備の変更を伴わない生産活動等の変化や気候などの外的要因の影響による排出量の増減は、基準排出量の変更の対象とはならない。また、電気供給事業所又は熱供給事業所から電気又は熱の供給を受けていた場合において、供給事業の廃止等に伴い、当該電気供給事業所又は熱供給事業所であった部分が自家発電施設又は自己熱源として自らの事業所範囲に含まれることとなった場合は、当該部分については基準排出量の変更の対象とはならない。

排出量の増減量は、①、②においては、変更があった床面積の大きさと用途毎に定める排出標準原単位を用いて算定する。③における排出量の増減量については、その事業所の状況変更の実態に応じて、適切と認められる方法により算定する。

詳細は、2 具体的な方法を参照のこと。

<基準排出量の変更には該当しない場合の例>

施設や設備の変更を伴わない生産量の増減

営業時間や工場稼働時間の変更
空室率の増減
気温・気候の変化による排出量の増減

イ 熱供給事業所

熱を供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積の増減量が6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。

なお、第2計画期間以降は熱の種類ごとの供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積を合計した値の増減量が6%以上である場合とする。

(3) 基準排出量変更の効果（変更後の基準排出量）

変更後の基準排出量は、「変更前の基準排出量」に、変更状況に応じて算定した「増減した部分における排出量（以下「変更量」という。）を増減させることにより算出する。

$$\text{変更後の基準排出量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] = \text{変更前の基準排出量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] + \text{変更量}[\text{t-CO}_2/\text{年}]$$

変更量は、次の4つのいずれかから事業者が選択した方法により算定できる。検証機関による検証は必要ない。

詳細は、「2 具体的な方法」を参照のこと。

<基準排出量の変更量の算定方法>

- a 当該事業所の過去の排出量を用いた算定
当該事業所の過去の排出量実績から求められる用途別の排出原単位を用いて算定する方法
 - b 排出標準原単位を用いた算定
都が定める用途別の排出標準原単位を用いて算定する方法
 - c 実測値を用いた算定
変更部分の排出量実測値に基づく方法
 - d 一部の实測値を用いた算定
変更部分の一部の排出量実測値に基づき推計する方法
- c、dを用いる場合には、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限る。

(4) 事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

基準年度以降において事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更があった場合、基準年度から状況の変更を把握し排出量の増減量及び変更量を算定する。ただし、既に基準排出量の変更がされている場合には、最後に基準排出量の変更を行ったときの状況の変更があった年月から算定する。

なお、第3計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所については、前削減計画期間末（2025年3月末日）から状況の変更を把握し排出量の増減量及び変更量を算定することができる。

例：2009年度に特定地球温暖化対策事業所の指定を受けて2002年度から2004年度の3か年度実績で基準排出量を決定した事業所の場合

年度	基準年度				第3計画期間			第4計画期間	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004	・ ・ ・	・ ・ ・	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
					特定	特定	特定	特定	特定
算定期間①	○	○	○	○	○	○	○	○	●
算定期間②								○	●

○：用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間
●：基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年月

例：2011年度に特定地球温暖化対策事業所の指定を受けて排出標準原単位で基準排出量を決定した事業所の場合

年度	第1計画期間				第3計画期間			第4計画期間	
	H22 2010	H23 2011	H24 2012	・ ・ ・	・ ・ ・	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
		特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定
算定期間①		○	○	○	○	○	○	○	●
算定期間②								○	●

○：用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間。
排出標準原単位で基準排出量を決定した事業所については、削減義務期間開始(2011年度)以降の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更を把握する(基準排出量を「旧特定地球温暖化事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量」とした事業所も同様)。
●：基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年月

※基準排出量を「旧特定地球温暖化事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量」とした事業所については、排出標準原単位で基準排出量を決定した事業所と同様に、削減義務期間開始以降の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更を把握する。

2 具体的な方法

(1) 基準排出量変更の要件の確認

次のア～ウの方法によって算定された排出量の増減量（複数の要因である場合は、それらの増減量の合計）が、基準排出量の6%以上である場合に基準排出量の変更をする必要がある。ただし、熱供給事業所に関しては、エの方法によってのみ排出量の増減量を算定して基準排出量の変更をする必要があるかの確認を行う。

ここで算定した排出量の増減量は、基準排出量の変更量と必ずしも等しくはならないので注意が必要である。

ア 床面積の増減

増減した床面積（基準年度又は前削減計画期間末（2025年3月末日）の床面積と変更後の床面積との差）に、都が定める用途別排出標準原単位を乗じたもの（増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものの合計量）を排出量の増減量とする。

$$\text{排出量の増減量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] \\ = \Sigma \{ \text{用途別排出標準原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{増減した床面積}[\text{m}^2] \}$$

なお、過去の排出実績で基準排出量を決定した場合であって、基準年度において床面積の増減があった場合の基準年度の床面積は、変更があった日を含む月の翌月から変更後の床面積になったものとして、月を単位として加重平均により算出する。

例えば、基準年度の3年度目の6月に床面積が30,000 m²から34,000 m²に増加した場合には、基準年度の床面積は、

$$(30,000 \text{ m}^2 \times 27 \text{ 月} + 34,000 \text{ m}^2 \times 9 \text{ 月}) \div 36 \text{ 月} = 31,000 \text{ m}^2 \text{ となる。}$$

また、排出量が標準的でないと知事が認める年度があり、2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合は、当該2年度の加重平均により算出した床面積を基準年度の床面積とする。

さらに、既に基準排出量の変更がされている場合における増減した床面積は、当該変更の原因が生じた直後の床面積と変更後の床面積との差となる（図 3-5参照）。

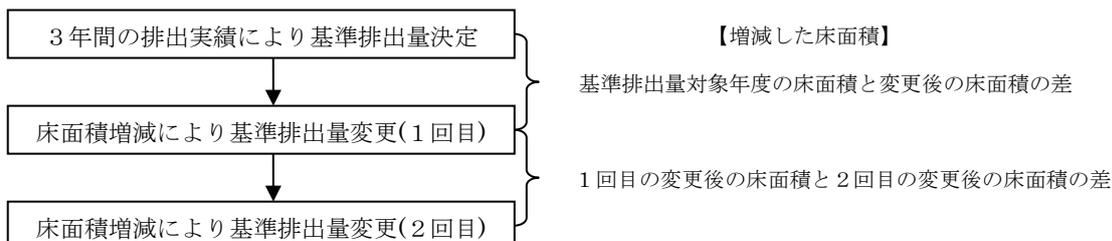


図 3-5 基準排出量変更時の増減した床面積

イ 用途変更

用途変更した床面積の大きさに、変更前後の用途の都が定める用途別排出標準原単位の差を乗じたものを排出量の増減量とする。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の増減量[t-CO}_2\text{/年]} \\ & = \Sigma \{ \text{変更前後の用途別排出標準原単位の差[t-CO}_2\text{/(m}^2\text{・年)]} \times \text{用途変更した床面積[m}^2\text{]} \} \end{aligned}$$

ウ 設備の増減

生産量を増大させるために生産ラインを増やす場合や、データ処理量を増加させるためサーバー機器を増やす場合など、事業活動の全部又は一部についてその量、種類又は性質を変更するために設備を増減した場合は、増減した設備における排出量として算定される量を増減量とする。

増減した設備における排出量は、その事業所の状況変更の実態に応じて、増減した設備の電力容量、エネルギー使用量の実測値、契約電力量の増減量等を用い、適切と認められる方法に基づき算定する。

なお、設備の増減があった場合、変更があった日を含む月の翌月から設備が増減されたものとして扱う。基準年度においては、アと同様に月を単位として加重平均により設備量等を算出する。

～データセンターの場合の設備増減に伴う変更の要件の確認～

事業所全体がデータセンターである事業所の場合は、増設(撤去)したサーバー機器の電力容量[kVA]又はデータセンター事業者と顧客との契約の増加(減少)分について契約書等に記載された契約電力容量[kVA]の合計値が、基準排出量算定期間又は前削減計画期間末(2025年3月末日)のそれらの電力容量[kVA]の合計値の6%以上となる場合に、排出量が基準排出量の6%以上増加(減少)したものとみなし、基準排出量の変更の要件に該当するものとする。

以上による算出を原則とするが、電力容量の把握が困難な場合は、基準年度については、上記の資料が既に廃棄等されていることも考えられることからUPS(Uninterruptible Power Supply)、PDU(Power Distribution Unit)、PDF(Power Distribution Frame)等の電力供給設備の設備容量[kVA]又は遮断器の合計容量により電力容量を算出することも考えられる。

また、事業所の一部がデータセンターである事業所の場合は、データセンター部分に相当する基準排出量に上記の電力容量の増加(減少)率を乗じて算出される排出量が、事業所全体の基準排出量の6%以上となる場合に、基準排出量の変更の要件に該当するものとする。

なお、基準排出量変更の申請の際には、サーバー機器の設置状況及び仕様が分かる書類、契約書、配線用遮断器の設置状況及び状態がわかる書類、電力供給設備の設置状況及び仕様がわかる書類、データセンター部分の排出量を示す書類等の証拠書類を併せて提出する必要がある。

エ 熱供給事業所の場合の供給先の床面積の変更

熱を供給する先の事業所(住宅を含む。)の床面積の増減量が、基準年度における同床面積と比較して6%以上増減した場合に、基準排出量の変更をする必要がある。

なお、第3計画期間以降は熱の種類ごとの供給する先の事業所(住宅を含む。)の床面積を合計した値の増減量が、基準年度又は前削減計画期間末(2025年3月末日)における同床面積と比較して6%以上増減した場合とする。

また、基準年度において、熱を供給する先の事業所の床面積に増減があった場合の床面積は、アと同様に、変更があった日を含む月の翌月から変更後の床面積になったものとして、月を単位として加重平均により算出する。

2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合及び既に基準排出量の変更がされている場合の取扱いもアと同様である。

(2) 変更対象となる年度

基準排出量に変更されるのは、基準排出量変更の要件に該当する変更の生じた日（以下「変更日」という。）を含む年度以降である。

変更日を含む年度は、月を単位として、変更日を含む月の翌月から年度末までの基準排出量に変更の対象となる。変更日を含む年度における変更量は1年分の変更量を「変更日を含む月の翌月から3月までの月数/12」倍した値となる。

変更の生じた年度の翌年度以降は、変更前の基準排出量に1年分の変更量を増減したものが基準排出量となる。

なお、変更日とは、原則として、次に示す日を指し、複数の変更により基準排出量変更の要件に該当することとなった場合（複数の変更が複数の年度にわたる場合を含む。）や基準排出量変更の要件に該当する変更以降に生じた変更をまとめて申請する場合は、最後の変更のあった日を変更日とする。

<変更日>

① 床面積の増減

対象床面積部分の完成引渡し日又は活動終了の日

② 用途変更

対象床面積部分の用途変更のための工事完成引渡し日

③ 設備の増減

対象設備の設置引渡し日又は使用終了の日

④ 熱供給事業所の供給先の床面積の変更

熱供給を開始又は停止した日

(3) 基準排出量変更の効果（変更後の基準排出量）

事業者は、次の算定方法のいずれかの方法を選択することができる。（1）で変更の要件に該当した場合、（1）で算定した、要件の確認のための排出量の増減量にかかわらず、ここで算定した排出量の変更量に基づいて基準排出量の変更を行う。

なお、実測値を用いて変更量を算出するア(ウ)、イ(ウ)、ウ(ウ)及びエ(ウ)の方法を選択できるのは、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限られる。

ア 床面積の増減の場合

(ア) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

当該事業所における、増減した床の用途と同一の用途を持つ部分の全部において、過去（基準年度からの床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあつては基準年度とし、前削減計画期間末日（2025年3月31日）からの床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあつては前削減計画期間の最終年度（2024年度）とする。ただし、それ以外の1年以上の期間について都が適切と認める場合にあつては、当該期間とすることができる。）の排出量が算定できる場合に、当該排出量と当該用途の床面積の大きさから、当該用途の排出原単位を算定し、それに増減した床面積の大きさを乗じて算定する。増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の変更量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] \\ & = \Sigma \{ \text{過去の排出量実績に基づく排出原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{増減した床面積}[\text{m}^2] \} \end{aligned}$$

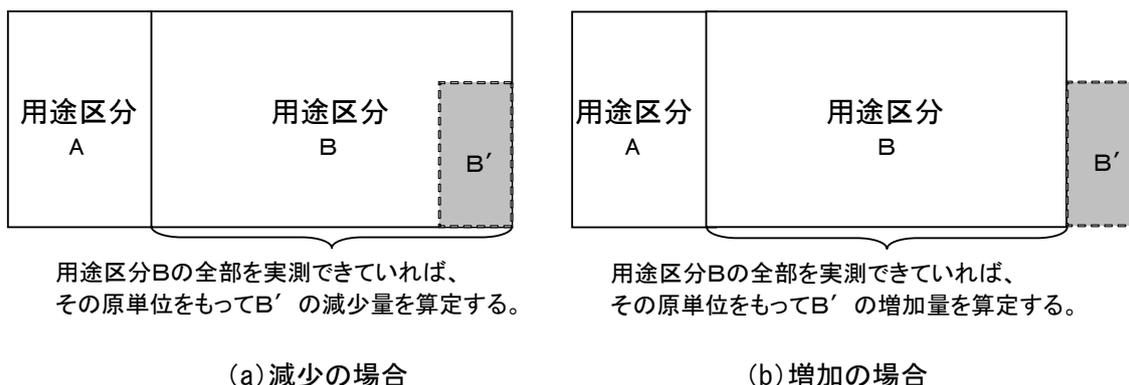


図 3-6 床面積の増減の場合の過去の排出量実績を用いた算定

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

増減した床の用途について都が定める排出標準原単位に、増減した床面積の大きさを乗じて算定する。増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の変更量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] \\ & = \Sigma \{ \text{用途別排出標準原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{増減した床面積}[\text{m}^2] \} \end{aligned}$$

(ウ) 全部又は一部の実測値を用いた算定

増減した床の全部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握できる場合には、その量を基に排出量の変更量を算定する。

増減した床の一部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握しており、そのデータにより増減した床全体の燃料等使用量が推計できる場合には、当該推計された燃料等使用量を基に排出量の変更量を算定する。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b に示すとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 床面積の増加の場合

床面積の増加があった日を含む月の翌月又は実際に使用開始した日を含む月の翌月から1年間

b 床面積の減少の場合

床面積の減少があった日を含む月の前月までの1年間、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2024年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

<増減部分の全部の燃料等使用量を把握できる場合>
 排出量の変更量[t-CO₂/年]
 = 増減した部分の燃料等使用量[kWh 等] × 排出係数[t-CO₂/kWh 等]

<増減部分の一部の燃料等使用量を把握し、全体の燃料等使用量が推計できる場合>
 排出量の変更量[t-CO₂/年]
 = 推計した増減した部分の燃料等使用量[kWh 等] × 排出係数[t-CO₂/kWh 等]

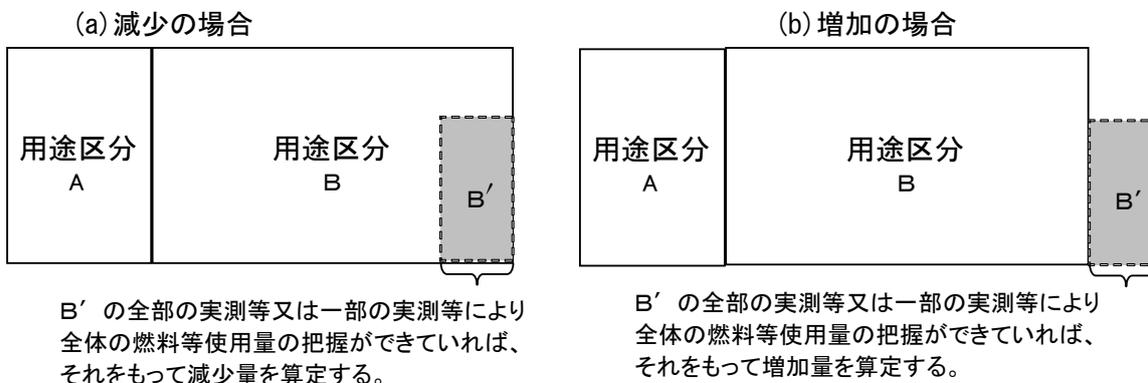


図 3-7 床面積の増減の場合の変更部分の実測値による算定

イ 用途変更

(ア) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

当該事業所において、変更前の段階で、変更前後の用途区分と同一の用途を持つ部分の全部の過去（基準年度からの用途区分の変更に係る変更量を算定する場合にあつては基準年度とし、前削減計画期間末日（2025年3月31日）からの用途区分の変更に係る変更量を算定する場合にあつては前削減計画期間の最終年度（2024年度）とする。ただし、それ以外の1年以上の期間について都が適切と認める場合にあつては、当該期間とすることができる。）の排出量が算定できる場合、当該排出量と当該用途の床面積の大きさから、当該用途の排出原単位を算定し、変更前後の用途区分の排出原単位の差に用途変更された床面積の大きさを乗じて算定する。

用途変更が複数の用途による場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の変更量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] \\ & = \Sigma \{ (\text{用途A部分の過去の排出量実績に基づく排出原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \\ & \quad - \text{用途B部分の過去の排出量実績に基づく排出原単位}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})]) \\ & \quad \times \text{用途変更された床面積}[\text{m}^2] \} \end{aligned}$$

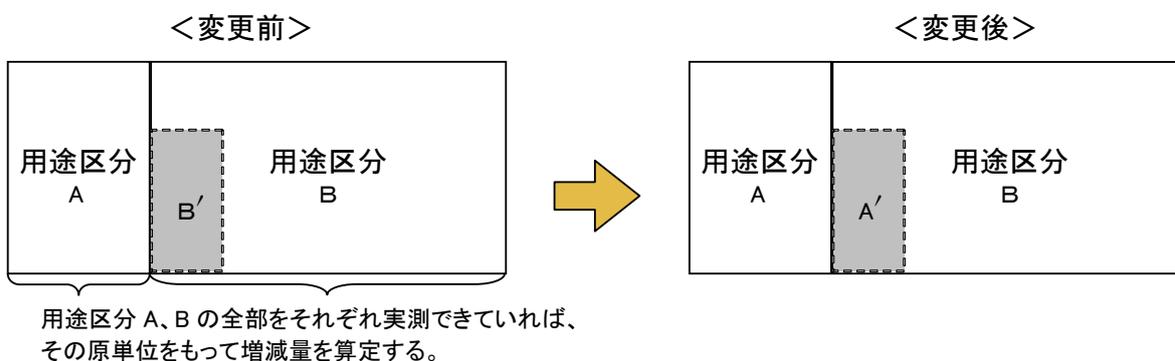


図 3-8 用途変更の場合の過去の排出量実績を用いた算定

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

用途変更した部分の変更前後それぞれの用途に対応する都が定める排出標準原単位の差に用途変更された床面積を乗じて算定する。用途変更が複数の用途による場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものを合計する。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の変更量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] \\ & = \Sigma \{ \text{変更前後の用途別排出標準原単位の差}[\text{t-CO}_2/(\text{m}^2 \cdot \text{年})] \times \text{用途変更した床面積}[\text{m}^2] \} \end{aligned}$$

(ウ) 全部又は一部の実測値を用いた算定

用途変更した部分の全部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握できる場合には、その量を基に排出量の変更量を算定する。

用途変更した部分の一部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握しており、そのデータにより用途変更した部分の全体の燃料等使用量が推計できる場合には、当該推計された燃料等使用量を基に用途変更した部分の排出量の変更量を算定する。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b に示すとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 変更前

変更があった日を含む月の前月までの1年間（改修工事の実施期間等の通常の使用状態でない期間があった場合は当該期間を除く1年間）、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2024年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

b 変更後

変更があった日を含む月の翌月又は実際に使用開始した日の翌月から1年間

<増減部分の全部の燃料等使用量を把握できる場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

= 変更前後の燃料等使用量の差[kWh/年 等] × 排出係数[t-CO₂/kWh 等]

<増減部分の一部の燃料等使用量を把握し、全体の燃料等使用量が推計できる場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

= 推計した変更前後の燃料等使用量の差[kWh/年 等] × 排出係数[t-CO₂/kWh 等]

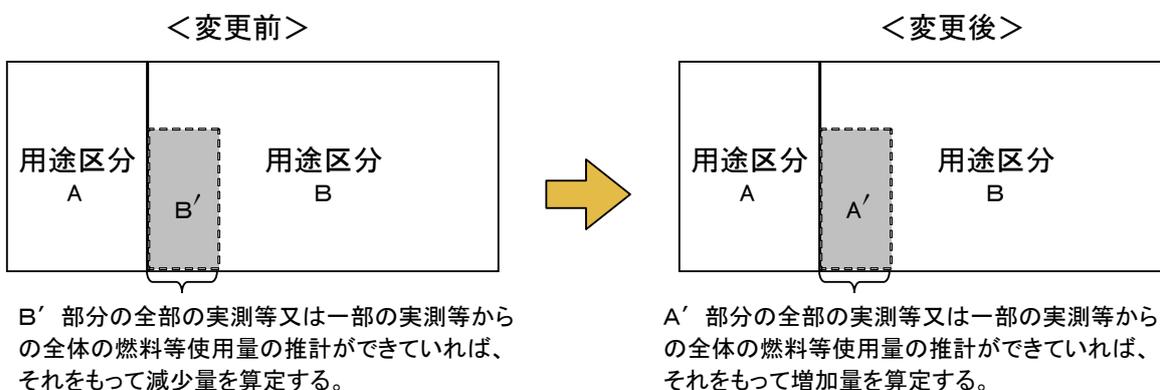


図 3-9 用途変更の場合の実測値による算定

ウ 設備の増減

(ア) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

当該事業所において、増減する設備と同等の設備における過去（基準年度からの設備の増減に係る変更量を算定する場合にあっては基準年度とし、前削減計画期間末日（2025年3月31日）からの設備の増減に係る変更量を算定する場合にあっては前削減計画期間の最終年度（2024年度）とする。ただし、それ以外の1年以上の期間について都が適切と認める場合にあっては、当該期間とすることができる。）の排出量を算定できる場合、その設備の適切な指標当たりの排出原単位を算定し、指標の増減値を乗じて算定する。増減する設備が複数の種類であって適切な指標が異なる場合には、当該複数の種類ごとに指標の設定と排出原単位の算定を行い、それぞれ乗算したものを合計する。

適切な指標とは、工場における設備ライン当たり又は同等の設備当たりなどの指標で設定するものとし、個別の案件ごとに都が適切性を認定する。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{過去の排出量実績に基づく排出原単位} [t\text{-CO}_2 / (\text{年} \cdot \text{適切な指標})] \\ \times \text{指標の増減量} [\text{適切な指標}] \}$$

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

設備に関し、都が定める排出標準原単位はないので、設備の増減に伴う基準排出量の変更の場合は、この方法による算定はできない。

(ウ) 全部又は一部の実測値を用いた算定

増減した設備の全部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握できる場合には、その量を基に排出量の変更量を算定する。

増減した設備の一部について、個別メーターでの実測等により燃料等使用量を把握しており、そのデータにより増減した設備の全体の燃料等使用量が推計できる場合には、推計された燃料等使用量を基に用途変更した部分の排出量の変更量を算定する。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b のとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 設備の増加の場合

設備の増加があった日を含む月の翌月若しくは実際に使用開始した日を含む月の翌月から1年間

b 設備の減少の場合

減少があった日を含む月の前月までの1年間、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2024年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

<増減部分の全部の燃料等使用量を把握できる場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \text{増減した部分の燃料等使用量[kWh 等]} \times \text{排出係数[t-CO}_2\text{/kWh 等]}$$

<増減部分の一部の燃料等使用量を把握し、全体の燃料等使用量が推計できる場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \text{推計した増減した部分の燃料等使用量[kWh 等]} \times \text{排出係数[t-CO}_2\text{/kWh 等]}$$

エ 熱供給事業所の供給先の床面積の変更

(ア) 当該事業所の過去の排出量実績を用いた算定

変更前の当該事業所の過去（基準年度からの供給先の床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあっては基準年度とし、前削減計画期間末日（2025年3月31日）からの供給先の床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあっては前削減計画期間の最終年度（2024年度）とする。ただし、それ以外の1年以上の期間について都が適切であると認める場合にあっては、当該期間とすることができる。）の排出量を基に供給先床面積当たりの排出原単位を作成し、増減した供給先床面積を乗じて算定する。

なお、排出原単位の作成の際には、増減した供給先へ供給する熱の種類に応じて適切な原単位を作成することが必要である。

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{過去の排出量実績に基づく排出原単位[t-CO}_2\text{/(年} \cdot \text{m}^2\text{)]} \\ \times \text{増減した供給先床面積[m}^2\text{]} \}$$

(イ) 排出標準原単位を用いた算定

熱供給事業所の供給先の床面積に関し、都が定める排出標準原単位はないので、熱供給事業所の供給先の床面積の増減に伴う基準排出量の変更の場合は、この方法による算定はできない。

(ウ) 全部の実測値を用いた算定

増減した熱の供給先への供給量の実績によって算定する。増減した熱の供給先への供給量について、一部の供給量により全部の供給量を推計する方法を用いることはできない。

なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は原則として次の a 及び b に示すとおりとする。ただし、当該期間が適切でない場合には、算定の期間として都が適切と認めた期間とすることができる。

a 熱の供給先の増加の場合

熱の供給先の増加があった日の翌月から 1 年間

b 熱の供給先の減少の場合

減少があった日の前月までの 1 年間、基準年度又は前削減計画期間の最終年度（2024 年度）を原則とする。ただし、基準年度の燃料等使用量を用いる場合は、平均値を用いる。

<熱の供給先への供給形態が同じ場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \frac{\text{増減した熱の供給先への熱の供給量[GJ]}}{\text{当該熱供給事業所の熱の全供給量[GJ]}}$$

× 当該熱供給事業所の特定温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

<熱の供給先への供給形態が異なる場合>

排出量の変更量[t-CO₂/年]

$$= \sum \{ \text{熱の種類ごとの実測値に基づく排出原単位[t-CO}_2\text{/GJ]} \}$$

× 増減した熱の供給先への熱の種類ごとの熱の供給量[GJ/年]

(4) 基準排出量の変更申請手続

基準排出量の変更手続は、変更の要件に該当する変更の生じた年度の翌年度の 9 月末日までに、基準排出量変更申請書に基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて提出しなければならない。このとき、年間の増減量及び変更量を申請する。また、検証機関の検証は不要である。

増減量又は変更量について全部又は一部の実測値を用いて算定するときで、申請書の提出期限である9月末日までに実測が完了しない場合は、当該年度の8月末日までに実測した燃料等使用量について、1年間（12か月）分に換算して得た値※を、増減量又は変更量の見込み値として算定し、提出期限までに申請を行う。

申請後、実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等使用量に基づき増減量又は変更量の確定値を算定し、その内容を記載した「基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書」（第4号様式）に、修正した基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて速やかに提出すること。

※ 実測値（8月末日まで）×12か月／αか月（実測期間）

参考資料 第1計画期間の基準排出量から第2計画期間の基準排出量への再計算

本章については、都環境局ホームページに概要を解説した動画があります。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview

1 考え方

(1) 基準排出量の再計算の目的

本制度で用いる排出係数は、同一の計画期間中は固定としているが、各計画期間に用いる排出係数は、需要側からのCO₂削減を、より効果的かつ実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータを基に、エネルギー種別ごとに設定することとしている。第2計画期間に用いる排出係数は、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止等の影響により、電気の排出係数等が大幅に大きくなっており、同じエネルギー使用量であっても事業所の年度排出量は、第1計画期間の排出係数で算定した場合と比較して第2計画期間の排出係数で算定した場合には、大きく算定される。そのまま、第1計画期間における基準排出量を用いると、実質的には、削減義務率以上の削減が必要となってしまう。

そこで、これまでの対象事業所における省エネルギー対策の実施等によるCO₂削減効果を適切に反映させるため、第2計画期間中の排出量の算定に合わせて、基準排出量も見直し後の排出係数を用いて再計算するものである。

(2) 基準排出量の再計算の方法

第1計画期間に決定した基準排出量を基に、第1計画期間から第2計画期間への排出係数の変更の影響を反映させる。

また、第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合には、基準排出量の変更を反映した値とする。

なお、基準排出量の再計算は、第1計画期間までに既に決定した基準排出量等を基にして行うため、検証の対象ではない。

2 具体的な方法

(1) 基準排出量の再計算を行う事業所

第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所（削減義務の対象）となっている事業所

(2) 基準排出量の再計算の方法

まず、ア又はイのいずれかの方法により第1計画期間の基準排出量を基に再計算し改定を行う。次に、第1計画期間中に基準排出量の変更を行っている場合には、ウの方法により変更の影響を反映させる。さらに、第2計画期間に小原単位建物の排出量算定

の除外を行う場合には、エの方法により除外する部分に相当する排出量を減じる。

ア 原則の方法

(ア) 「過去の排出実績」で第1計画期間の基準排出量を決定（条例第5条の13第1項第1号又は第2号ア）している場合

第1計画期間に決定した基準排出量（基準排出量の変更を行っている場合は、変更前の最初に決定した基準排出量）を算定する基となったエネルギー使用量と第2計画期間に用いる排出係数を用いて基準排出量を再計算する。具体的な方法は①及び②に示すとおり。

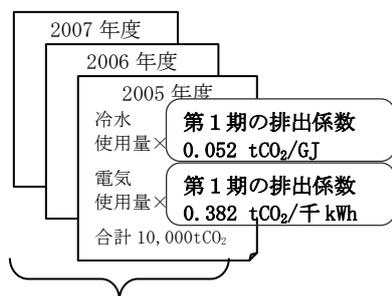
a 第1計画期間の基準排出量を算定する基となった各年度のエネルギー使用量等※に第2計画期間に用いる排出係数を乗じて各年度の排出量を算定する（小数点以下切捨て）。このとき、第1計画期間の基準排出量で高効率コージェネレーションに係る削減量を算定していた場合については第1計画期間と異なり、これを算定に含めない。

※ 再エネ自家消費に係る削減量及び排出量を含む。

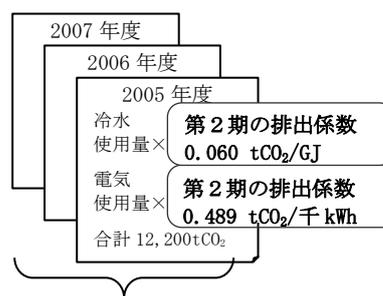
b ①で求めた各年度の排出量の平均値（小数点以下切捨て）を求めて、これを第2計画期間の基準排出量とする。

なお、第1計画期間に第1章1（3）の標準的でない年度があり、2年度平均で基準排出量を決定している場合であって、標準的でない年度が2年度以上あると認められる事業所は、単年度の排出量で再計算し、第2計画期間の基準排出量を決定することができる（標準的でない年度に該当することを示す根拠資料の提出が必要）。

●再計算（イメージ）



3年平均（例）10,000tCO₂
【第1計画期間の基準排出量】



3年平均（例）12,200tCO₂
【第2計画期間の基準排出量】

- (イ) 「排出標準原単位」で第1計画期間の基準排出量を決定（規則第5条の13第1項第2号イ）している場合

第1計画期間に決定した基準排出量（基準排出量の変更を行っている場合は、変更前の最初に決定した基準排出量）に都が定める倍率を乗じて再計算する（小数点以下切捨て）。都が定める倍率は、(ア)により算定した対象事業所の基準排出量の増加率の平均値である1.21とする。

イ 例外の方法

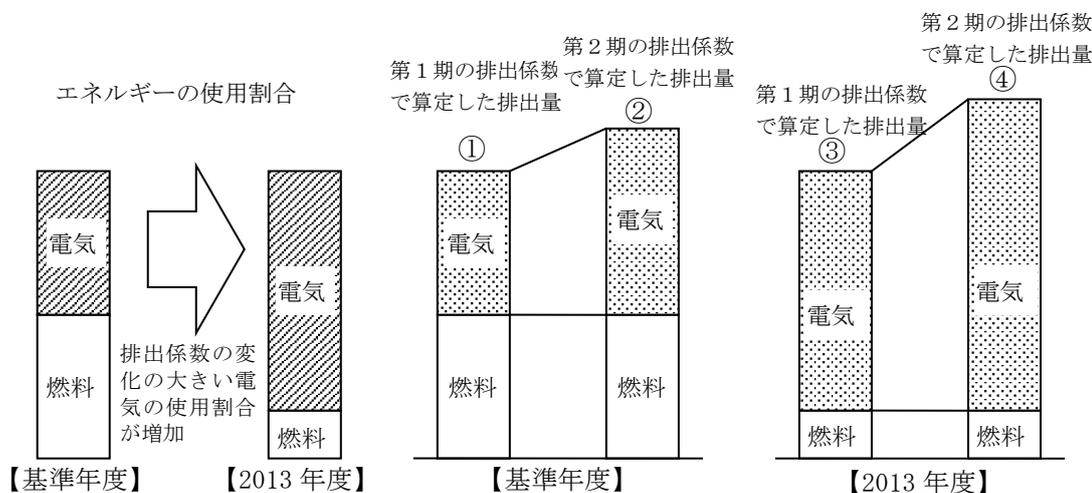
基準年度と比べて2013年度の電気の使用量の割合が大きくなった場合など、ア原則の方法の再計算方法では、基準年度への排出係数変更の影響に比べて、第2計画期間中の年度排出量算定への排出係数変更の影響が大きいため不利に算定される場合には、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく増加率を乗じて再計算することができる。算定式は次に示すとおりで、算定に用いる排出量の値は全て整数値（小数点以下切捨て）とし、求めた第2計画期間の基準排出量は小数点以下を切り捨てた値とする。

なお、算定に用いる第1計画期間の基準排出量及び2013年度排出量では、高効率コージェネレーションに係る削減量は、第1計画期間と異なり、算定に含めない。

$\text{第2計画期間の基準排出量} = \text{第1計画期間の基準排出量}^* \times \frac{\text{第2計画期間の排出係数で算定した2013年度排出量}}{\text{第1計画期間の排出係数で算定した2013年度排出量}}$
--

※ 第1計画期間の基準排出量は、基準排出量の変更を行っている場合は、変更前の最初に決定した基準排出量（基準排出量決定通知書に記載の値）

●原則の方法では不利に算定される例（過去の排出実績で決定の場合）



排出係数の変化の大きい電気の使用割合が増加した場合は、基準年度の増加率（②／①）より2013年度の増加率（④／③）の方が大きくなり、原則の方法での算定（②／①）を乗ずる再計算方法）では不利になるので、例外の方法（④／③を乗ずる再計算方法）とすることができる。

ウ 第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合には、ア又はイのいずれかの方法により第1計画期間の当初基準排出量から第2計画期間の基準排出量への再計算を行った後に、基準排出量変更に伴う変化率を乗じて、第2計画期間の変更後の基準排出量への再計算を行う。算定式は次のとおりで、算定に用いる値は全て整数値（小数点以下切捨て）とし、求めた第2計画期間の基準排出量は小数点以下を切り捨てた値とする。

第2計画期間の変更後の基準排出量 =

$$\text{ア又はイで再計算した第2計画期間の基準排出量}^{\ast 1} \times \frac{\text{第1計画期間の変更後の基準排出量}}{\text{第1計画期間の当初の基準排出量}^{\ast 2}}$$

※1 第1計画期間の変更後の基準排出量は、第1計画期間の最後に行った基準排出量変更の変更前の基準排出量に、最後に行った変更に伴う1年分の変更量を増減した値（基準排出量変更算定書の「変更後の基準排出量（翌年度から削減義務期間の終了年度まで）」の欄に記載すべき値）を用いる。

※2 第1計画期間の当初の基準排出量は、基準排出量決定通知書に記載された基準排出量の値を用いる。ただし、標準的でない年度が2年度あり、基準年度を単年度として第2計画期間の基準排出量の再計算をする場合には、選択した単年度の排出量を用いる。

エ 小原単位建物の排出量算定の除外を行う場合の取扱い

小原単位建物の排出量算定の除外を行う場合には、アからウまでの算定を行った後に、駐車場・倉庫・小学校などの原単位が小さい建物に関する取扱い（第2部第6章）に示すとおり除外すべき排出量を算定して当該排出量を減じる。

(3) 基準排出量の再計算の手続

ア 2013年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所

都は、事業所ごとに(2)アの原則の方法（ウの方法含む。）で再計算した場合の基準排出量の値をお知らせする。

2013年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所は、都からのお知らせを確認のうえ、(2)イの例外の方法等を検討のうえ、2014年11月末日までに提出する地球温暖化対策計画書に基準排出量改定申請書を添付して提出する。

都は、内容を確認のうえ、第2計画期間の再計算後の基準排出量の決定を通知する。

イ 2014年度に特定地球温暖化対策事業所となった事業所

2014年度に特定地球温暖化対策事業所となった事業所は、2014年9月末日までに行う基準排出量決定申請の手続において、再計算の手続として基準排出量改定申請書を添付して提出する。

都は、内容を確認のうえ、第1計画期間の変更後の基準排出量と第2計画期間の再計算後の基準排出量の決定を通知する。

ウ 第2計画期間の基準排出量の再計算後に第1計画期間の基準排出量に変更される場合

第2計画期間の基準排出量の再計算をし、改定した後に第1計画期間の基準排出量の変更の決定がされる場合には、通常基準排出量変更申請の手続を行う以外には、第2計画期間の基準排出量への再計算のための追加的な手続を行う必要はない。（通常基準排出量申請の手続により、(2)ウの方法により第2計画期間の基準排出量への再計算の値も改定される。）

都は、内容を確認のうえ、第1計画期間の変更後の基準排出量と第2計画期間の再計算後の基準排出量の決定を通知する。

A号様式（特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン）

温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の
削減義務期間における削減義務率について（通知）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条16に規定する削減義務率については、同条の表1の部(1)の項イの規定により知事が別に定める基準

(平成21年東京都告示第1666号)第2号 $\left[\begin{matrix} \text{ア} \\ \text{イ} \end{matrix} \right]$ に掲げる事由に該当し、次のとおりと

なりましたので、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインの規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
削減義務率の区分及び値	1 削減義務率の区分： 2 削減義務率の値：
理由	

(日本産業規格A列4番)

B号様式（特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン）

	年	月	日
東京都知事殿			
提出者			
住所			
氏名			
〔 法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事業所の所在地 〕			
再生可能エネルギー由来証書の利用届			
特定温室効果ガス外出量算定ガイドラインの規定により、年度排出量の算定に利用した再生可能エネルギー由来の証書について次のとおり報告します。			
事業所の名称			
事業所の所在地			
指定番号			
充当年度			
利用する証書の種類	<input type="checkbox"/> グリーン電力証書	<input type="checkbox"/> グリーン熱証書	
	<input type="checkbox"/> 非化石証書		
利用する環境価値量	別紙のとおり		
連絡先	会社名		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	メールアドレス		
	備考		
※受付欄			

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

B号様式（特定温室効果ガス排出算定ガイドライン）

(1) 年度排出量に使用したグリーン証書の情報

No.	証書の種類	所有者名称	シリアルナンバー (発電容量又は生成熱量)	発電容量又は生成熱量	発電又は熱生成期間	発電方法又は熱種別	発行日	バイオマスの 持続可能性
1			～	単位	年 月 ～ 年 月			
2			～	単位	年 月 ～ 年 月			
3			～	単位	年 月 ～ 年 月			
4			～	単位	年 月 ～ 年 月			
5			～	単位	年 月 ～ 年 月			

(2) 制度対象事業所に使用した調整価値量

No.	環境価値当事業所		シリアルナンバー按分値 (発電容量又は生成熱量)	発電容量又は生成熱量	合計量		残量	備考
	指定番号	事業所名称						
1			～	単位	0 単位	0 単位	0 単位	
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
2			～	単位	0 単位	0 単位	0 単位	
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
3			～	単位	0 単位	0 単位	0 単位	
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
4			～	単位	0 単位	0 単位	0 単位	
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
5			～	単位	0 単位	0 単位	0 単位	
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				
			～	単位				

B号様式（特定温室効果ガス排出算定ガイドライン）

(1) 年度排出量に使用した非化石証書の情報

No.	証書の種類	証明書番号	残高証明書の宛名	証書有効期限			認定設備ID	発電設備区分	発電量 (kWh)	バイオマスの 持続可能性
				年	月	日				
1	非化石証書									
2	非化石証書									
3	非化石証書									
4	非化石証書									
5	非化石証書									

(2) 制度対象事業所に使用した環境価値量

No.	環境価値充当事業所		割当発電量 (kWh)	合計割当量 (kWh)	割当残量 (kWh)	備考
	指定番号	事業所名称				
1				0	0	
2				0	0	
3				0	0	
4				0	0	
5				0	0	

C号様式（特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン）

指定番号		提出年度		年度
事業所の名称				

小原単位建物の状況確認書(年度排出量算定用)

1 要件の確認

(1) 事業所の主たる事業について

(2) で小原単位建物の床面積に増減がない場合は、前回提出時と同じ内容を記載してください。
小原単位建物の床面積に増減があった場合は、当該増減があった年度の状況を記載してください（面積により主たる事業の算定を行う場合は、当該年度末日の面積を記載してください。）。

No.	建物の名称	当該建物の事業	実測により主たる事業を判断する場合に記載		面積により主たる事業を判断する場合に記載		主たる事業に該当する建物
			原油換算エネルギー使用量	面積 [㎡]	排出標準原単位	面積と標準原単位の積 [t-CO ₂]	
1						0	<input type="checkbox"/>
2						0	<input type="checkbox"/>
3						0	<input type="checkbox"/>
4						0	<input type="checkbox"/>
5						0	<input type="checkbox"/>
6						0	<input type="checkbox"/>
7						0	<input type="checkbox"/>
8						0	<input type="checkbox"/>
9						0	<input type="checkbox"/>
10						0	<input type="checkbox"/>

(2) 小原単位建物として排出量から除外する建物について

No.	小原単位建物の名称	当該建物の事業	面積増減の有無※1	面積※2 [㎡]	面積増加年月※3	面積減少年月※3	増減後の面積※2	主たる事業との関連性※4	原単位 [kg-CO ₂ /㎡] ※5		小原単位建物相当量 [t-CO ₂] ※6
									数値	実測の場合に選別確定値又は暫定値	
1					年 月	年 月					
2					年 月	年 月					
3					年 月	年 月					
4					年 月	年 月					
5					年 月	年 月					
基準排出量※7			t-CO ₂	除外する小原単位建物相当量の合計						t-CO ₂	%
				基準排出量に対する割合							

(3) 除外する小原単位建物相当量

基準排出量からの除外量	[t-CO ₂]
年度排出量からの除外量	[t-CO ₂]

- ※1 前回小原単位建物相当量を算定した年度（基準排出量決定時も含む）から、当該小原単位建物の床面積に増減があった場合、「有」を選択してください。
新たな小原単位建物がしゅん工した場合は、「有」とした上で、当該小原単位建物について新たな行に記載してください。
- ※2 ※1で「無」を選択した小原単位建物については、当該建物の床面積を記載してください。
※1で「有」を選択した小原単位建物については、増減前の面積を記載してください（新たな小原単位建物がしゅん工した場合は0と記載してください。）
- ※3 ※1で「無」を選択した小原単位建物については、記載の必要はありません。
- ※4 ※1で「有」を選択した建物がある場合は、「有」「無」どちらを選択した建物についても、(1)で確認した主たる事業と関連性がないことを改めて確認してください。
- ※5 ※1で「無」を選択した小原単位建物については、前回提出時と同じ内容を記載してください。
- ※6 ※1で「無」を選択した小原単位建物については、面積に原単位を乗じた値を記載します。
※1で「有」を選択した小原単位建物は、月を単位として小原単位建物の状況が変わったものとみなし、その月数に応じて小原単位建物相当量の算定を行った値を記入します。算出方法の詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第2部第6章5(2)イ(イ)を参照してください。
- ※7 小原単位建物相当量を除外する前の値を記載すること

C号様式（特定温室効果ガス排出算定ガイドライン）

指定番号		提出年度		年度
事業所の名称				

小原単位建物の状況確認書（基準排出量決定用）

1 要件の確認

(1) 事業所の主たる事業について

排出量の実績を用いて基準排出量を決定する場合は基準年度最終年度の状況を、その他の方法で決定する場合削減義務期間開始の前年度の状況について記載してください。

（面積により主たる事業の算定を行う場合は、当該年度末日の面積を記載してください）

No.	建物の名称	当該建物の事業	表測により主たる事業を判断する場合に記載	面積により主たる事業を判断する場合に記載			主たる事業に該当する建物
			原油換算エネルギー使用量	面積 [㎡]	排出標準原単位	面積と標準原単位の積 [t-CO ₂]	
1						0	<input type="checkbox"/>
2						0	<input type="checkbox"/>
3						0	<input type="checkbox"/>
4						0	<input type="checkbox"/>
5						0	<input type="checkbox"/>
6						0	<input type="checkbox"/>
7						0	<input type="checkbox"/>
8						0	<input type="checkbox"/>
9						0	<input type="checkbox"/>
10						0	<input type="checkbox"/>

(2) 小原単位建物として排出量から除外する建物について

No.	小原単位建物の名称	当該建物の事業	面積※1 [㎡]	しゅん工年月	主たる事業との関連性	原単位 [kg-CO ₂ /㎡]		小原単位建物相当量 [t-CO ₂] ※3
						数値	実測の場合に選択 実測期間※2 確定値又は暫定値	
1				年 月				0
2				年 月				0
3				年 月				0
4				年 月				0
5				年 月				0

基準排出量※4		t-CO ₂	除外する小原単位建物相当量の合計		t-CO ₂
			基準排出量に対する割合		%

(3) 除外する小原単位建物相当量

基準排出量からの除外量		[t-CO ₂]
-------------	--	----------------------

※1 基準排出量を排出量の実績を用いて決定する場合は、基準年度最終年度末の面積、その他の方法を用いて決定する場合は削減義務期間開始前年度末の面積を記入してください。

※2 原単位算出のための面積及びエネルギー使用量の確認を行った期間を次の期間選択して入力

- 1 基準年度の最終年度（基準排出量を排出量の実績を用いて決定する場合）
- 2 削減義務期間開始の前年度（基準排出量をその他の方法を用いて決定する場合）
- 3 しゅん工日を含む月の翌月から1年間

※3 基準排出量を排出量の実績を用いて決定する場合で、基準年度の途中に小原単位建物がしゅん工したときは、別途小原単位建物相当量及び基準排出量に対する割合の算出が必要です。別紙に算出過程を記載し、提出してください。

（算出方法の詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第2部第6章5（2）イ（ア）を参照してください。）

※4 小原単位建物相当量を除外する前の値を記載すること

D号様式（特定温室効果ガス排出算定ガイドライン）

東京都知事殿	年 月 日	
住所 氏名 印		
（法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事業所の所在地）		
基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書		
年 月 日付けで提出した「基準排出量変更申請書」における増減量及び変更量について、実測が完了し、値が確定したため、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインの規定により、以下のとおり、見込み値を確定値に修正いたします。		
1. 基本情報		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定番号		
2. 見込値及び確定値		
	見込み値	確定値
増減量（二酸化炭素換算）／年	t	t
変更量（二酸化炭素換算）／年	t	t
3. 添付する書類		
修正した基準排出量変更算定書	別紙（ ）のとおり	
増減量・変更量の根拠資料	別紙（ ）のとおり	
	別紙（ ）のとおり	
	別紙（ ）のとおり	
	別紙（ ）のとおり	
4. 連絡先		
連絡先	会社名	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）

E号様式（特定温室効果ガス排出算定ガイドライン）

年 月 日																			
東京都知事 殿																			
住所 氏名																			
オンライン提出利用届出書（事業所）																			
下記の事業所における、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2章第2節（第5条の21から第5条の23の3までに規定する排出量取引に係る事項を除く）に規定する各種書類の提出及び通知の受領に関し、総量削減義務と排出量取引システムを利用することについて、次のとおり届け出ます。																			
下記の事業所の指定地球温暖化対策事業者は、書類提出等の事務手続きにつき、連絡先担当法人が付与された「事業所の連絡先」IDで対応することについて、許諾します。																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オンライン利用の範囲</td> <td> <input type="checkbox"/> オンラインによる書類提出 <input type="checkbox"/> 通知書のオンライン受領への同意 </td> </tr> <tr> <td>提出に使用するID （事業所の連絡先ID）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">オンライン提出者 （事業所の連絡先）</td> <td>会社名</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>所属名</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> </table>	事業所の名称		事業所の所在地		指定番号		オンライン利用の範囲	<input type="checkbox"/> オンラインによる書類提出 <input type="checkbox"/> 通知書のオンライン受領への同意	提出に使用するID （事業所の連絡先ID）		オンライン提出者 （事業所の連絡先）	会社名	郵便番号	住所	所属名	担当者名	電話番号	メールアドレス	備考
事業所の名称																			
事業所の所在地																			
指定番号																			
オンライン利用の範囲	<input type="checkbox"/> オンラインによる書類提出 <input type="checkbox"/> 通知書のオンライン受領への同意																		
提出に使用するID （事業所の連絡先ID）																			
オンライン提出者 （事業所の連絡先）	会社名																		
	郵便番号																		
	住所																		
	所属名																		
	担当者名																		
	電話番号																		
	メールアドレス																		
備考																			
※現在登録されている「事業所の連絡先」が上記「オンライン提出者」と異なる場合は、上記欄に記載の情報で「事業所の連絡先」登録を変更します。																			
※受付欄																			

（日本産業規格A列4番）

F号様式（特定温室効果ガス排出算定ガイドライン）

別紙		
<div style="display: inline-block; width: 100px; height: 20px; background-color: yellow;"></div> 年 <div style="display: inline-block; width: 30px; height: 20px; background-color: yellow;"></div> 月 <div style="display: inline-block; width: 30px; height: 20px; background-color: yellow;"></div> 日		
<h3 style="margin: 0;">オンライン継続利用確認書（事業所）</h3>		
<p>下記の事業所における、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2章第2節（第5条の21から第5条の23の3までに規定する排出量取引に係る事項を除く）に規定する各種書類の提出及び通知の受領に関し、総量削減義務と排出量取引システムの利用を継続することについて、次のとおり届け出ます。</p> <p>届出対象事業所の指定地球温暖化対策事業者は、書類提出等の事務手続きにつき、連絡先担当法人が付与された「事業所の連絡先」IDで引き続き対応することについて許諾します。</p>		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定番号		
オンライン利用の範囲	<input type="checkbox"/> オンラインによる書類提出 通知書のオンライン受領への同意	
提出に使用するID （事業所の連絡先ID）		
オンライン提出者 （事業所の連絡先）	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	備考	

（日本産業規格A列4番）